

第 9 期
平 取 町
高 齢 者 福 祉 計 画 ・
介 護 保 険 事 業 計 画

令和 6 年 3 月

計画期間：2024年度～2026年度
(令和 6 年度～令和 8 年度)

いつまでも
共に支え合う地域づくり



平取町
biratori



はじめに

平取町の高齢者人口は、令和5(2023)年12月1日時点で1,674人であり、総人口に占める割合は36.8%、町民の3人に1人以上が65歳以上の高齢者という状況にあります。

また、いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年には、高齢化率が48.3%まで上昇すると予想されており、2人に1人が高齢者という時代を迎えることとなります。

介護保険制度は、こうした超高齢社会における介護問題の解決、要介護者等を社会全体で支える仕組みとして創設され、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着しています。しかし、介護保険サービス給付費の増大及び介護職員の人材不足も相まり、「介護保険制度の持続可能性の確保」が課題となっております。

今後の高齢者施策においては、高齢者の健康づくりや介護予防に積極的に取り組むことで、健康寿命の延伸を実現し、自らも「地域社会の担い手」として活躍する高齢者の姿や介護人材の確保・定着が必要不可欠であると思われまます。

また、この数年間は、新型コロナウイルス感染症の流行や自然災害など、これまでに経験したことのない状況に直面しました。また、当り前の日常生活が脅かされる中、町民が互いに助け合う社会の重要性が明らかになった時期でもありました。

これらを踏まえて、平取町では、「いつまでも共に支え合う地域づくり」を目標とし、第9期平取町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を作成しました。計画の推進にあたりましては、町民一人一人の意識の高まりと合わせ、地域共生社会の構築を目指した施策を展開してまいります。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「高齢者福祉・介護保険運営委員会」の委員の皆様をはじめ、策定に先立ち実施しました「日常生活圏域ニーズ調査」等にご協力いただきました、町民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和6(2024)年3月

平取町長 遠藤 桂 一



目次

第1章 計画策定の背景・趣旨

第1節	策定の趣旨	2p
第2節	計画の位置づけ	3p
第3節	計画の期間	4p
第4節	計画作成の体制	4p
第5節	第9期計画の基本方針について	5p
第6節	日常生活圏域の設定	6p

第2章 高齢者を取り巻く状況

第1節	高齢者等の状況	8p
第2節	高齢者人口の推計	15p

第3章 アンケート調査結果から見る需要と課題

第1節	日常生活圏域高齢者ニーズ調査	21p
第2節	在宅介護実態調査	32p
第3節	介護人材実態調査	43p

第4章 8期計画の進捗と評価・課題

第1節	介護保険サービスの利用状況	49p
第2節	第8期計画の取組と評価	58p
	基本目標1 安心して暮らすことができる基盤整備	59p
	基本目標2 生きがいくくりと介護予防の促進	71p
	基本目標3 介護保険制度の安定した運営	78p

第5章 計画の基本的な考え方

第1節	基本テーマ『いつまでも共に支え合う地域づくり』	86p
第2節	第9期計画の基本目標	87p
第3節	計画推進の基本施策	88p

第6章 施策の展開

第1節	安心して暮らすことができる基盤整備	90p
第2節	生きがいづくりと介護予防の促進	104p
第3節	介護需要への安定供給	113p
第4節	介護保険制度の安定した運営	117p

第7章 介護保険事業の推進

第1節	介護保険サービスの推進に向けて	122p
第2節	介護保険サービスの利用見込み	124p
第3節	地域支援事業サービスの利用見込み	128p
第4節	第9期の介護保険料	129p

第8章 計画の進捗管理体制

第1節	計画推進のための進捗管理	139p
-----	--------------	------

資料編

1	高齢者福祉・介護保険運営委員会設置要綱	142p
2	高齢者福祉・介護保険運営委員名簿	144p
3	平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会設置要綱	145p
4	平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員名簿	146p
5	開催経緯	147p

第1章 計画策定の背景・趣旨

第1章 計画策定の背景・趣旨

第1節 策定の趣旨

わが国の高齢者人口は、来る令和7年（2025年）には3,677万人となり、令和24年（2042年）にピークを迎えると予測されています。中でも75歳以上人口が過去10年間で急速に増加しており、今後、令和17年（2035年）頃までは85歳以上人口が一貫して増加する見込みとなっています。またこれに伴い、認知症高齢者の増加、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加といった課題に直面しています。

介護保険法に基づく介護保険事業計画は第6期計画（平成27～29年度）において「地域包括ケア計画」として位置づけられ、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目指した「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。さらに第7期計画以降においては、地域包括ケアシステムの深化・推進により、高齢者のみならず、障がい者や子どもなどを含むすべての人を対象とした「地域共生社会」の実現を見据えた計画となっています。

今後、介護保険事業計画に求められる方向性としては、地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な整備や在宅サービスの充実、医療・介護情報基盤の整備、保険者としての機能強化等が国において示されており、介護・福祉を支える人材の確保と介護現場の生産性向上等も重要な課題とされています。

また、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、地域住民や地域の多様な主体が参画し、連携を図ることで高齢者の問題に限定されない、様々な生活上の困難を支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組も求められています。こうした全国的な動向を踏まえるとともに、平取町の高齢者を取り巻く現状やその変化に対応し、これまで取り組んできた第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の継承とさらなる充実を目指し、「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

1 計画の根拠と位置づけ

9期計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定するものであり、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する、高齢者保健福祉計画と一体的に策定します。「介護保険事業計画」は、要介護状態にある人、または要介護状態になるおそれのある人を対象として、介護保険事業に係る保険給付サービスの円滑な実施を図ることを目的としています。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に自立した生活を営むことができるように支援することを目的としています。

◆高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の一体的策定

高齢者保健福祉計画

(老人福祉法20条の8)

- ・高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定
- ・その実現に向けて取り組むべき施策全般

介護保険事業計画

(介護保険法第117条第1項)

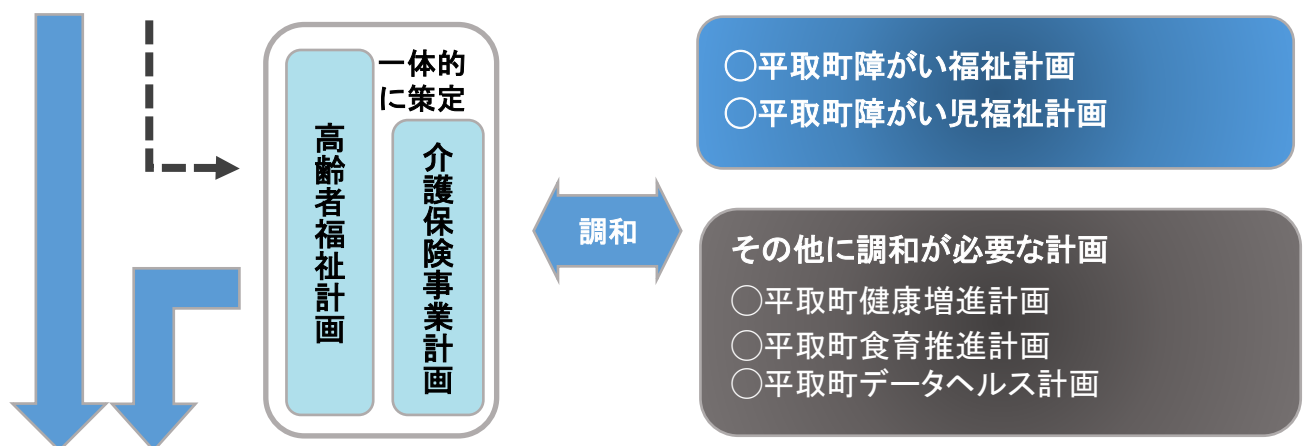
- ・介護保険の対象サービスごとに、サービスの見込み量を設定
- ・介護保険料算定のための介護保険給付費予測

2 関連計画との関係

9期計画は第6次平取町総合計画に基づき、平取町における高齢者の介護・福祉に関する基本的な考え方及び施策を示すものです。

◆各計画との関係

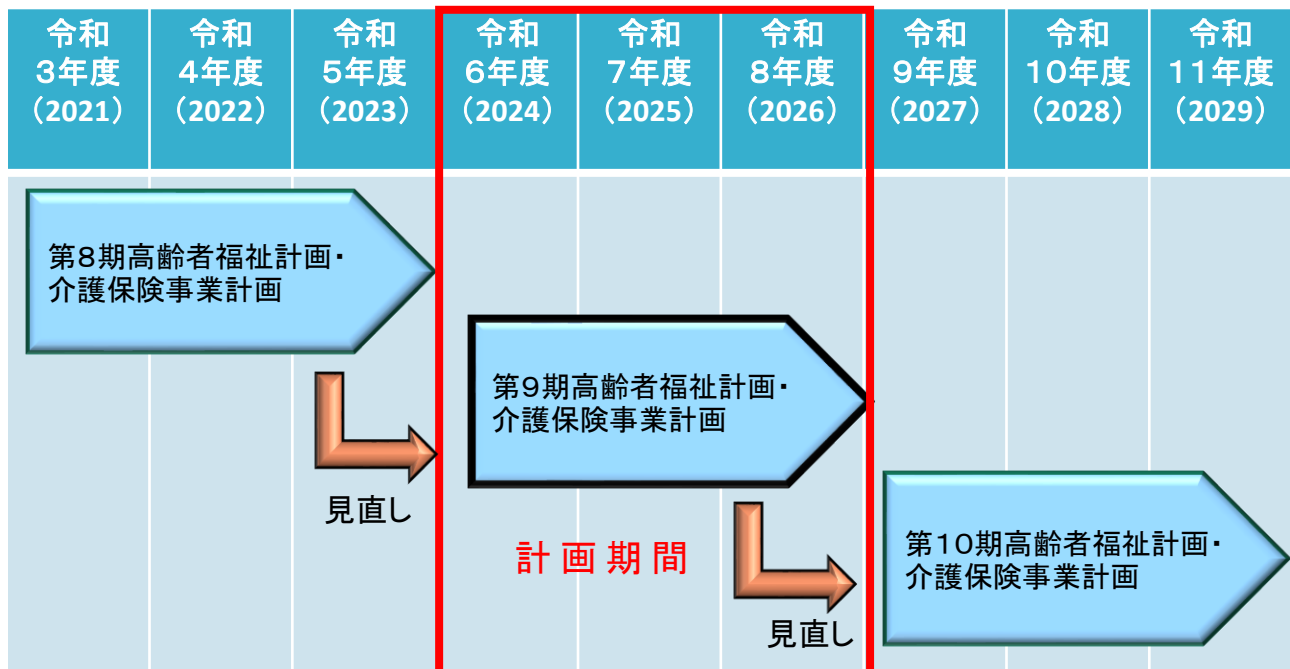
平 取 町 総 合 計 画



平 取 町 実 行 計 画

第3節 計画の期間

9期計画は、市町村介護保険事業計画と一体的に策定しなければならないことから介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。



第4節 計画作成の体制

介護保険制度に対するニーズを把握するため、令和5年2月に実施した「日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」、「介護人材実態調査」の結果に基づき、以下の会議等で計画策定の検討を行いました。

1 平取町高齢者福祉・介護保険運営委員会

保健・医療及び福祉の関係者など学識経験者に、一般公募者を加えた9人で構成される「平取町高齢者福祉・介護保険運営委員会」を設置し、介護保険の給付状況や高齢者福祉施策全般について、意見交換及び審議を行います。

2 平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会

平取町役場内の関係部局・医療施設関係者・高齢者施設関係者で構成される「平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会」を設置し、9期計画の作成及び推進に関する基本事項について、検討を行います。

3 平取町地域包括支援センター地域ケア会議

リハビリ等の専門職や介護事業所職員12人で構成される「平取町地域包括支援センター地域ケア会議」において、9期計画の作成に関する高齢者の自立や効果的なリハビリ支援等について、協議を行い意見反映に努めます。

4 町民意見の反映

9期計画策定にあたり、計画原案を公表し、「意見公募手続き（パブリックコメント手続）」を行い、広く町民の意見反映に努めます。

第5節 第9期計画の基本方針について

「令和5年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において、第9期計画の基本指針の基本的な考え方として以下の内容が示されています。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要がある。
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要である。
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要である。

② 在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及が求められる。
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要である。
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実が求められる。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進することが重要である。
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない、包括的な相談支援等を担うことも期待される。
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要である。

② 医療・介護情報基盤の整備

- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための、医療・介護情報基盤を整備することが重要である。

③ 保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化を行うことが重要である。

(3) 地域包括ケアシステムを支える、介護人材確保及び介護現場の生産性の向上

- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施することが重要である。
- 都道府県主導の下で生産性向上に資する、様々な支援・施策を総合的に推進することが重要である。人材や資源を有効に活用するため、介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化も有効な手段の一つとして検討することが重要である。
- 利用者の選択に資するという観点から、介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進することが重要である。

第6節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位のことです。国の示す指針での一圏域とは、概ね30分以内で活動できる範囲を基本とし、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて町内を区分した範囲とされています。

平取町では、町の規模から勘案し、町全体を日常生活圏域としており、特に町内を区分することはしていません。

「地域包括ケアシステム」構築のため、地域包括支援センター「ほほえみ」を中心に、地域の施設及び関係団体との連携を図り、元気な高齢者への介護予防事業から要支援・要介護高齢者に対する介護サービスまで、幅広い支援体制を構築します。



第2章 高齢者を取り巻く状況

第2章 高齢者を取り巻く状況

第1節 高齢者等の状況

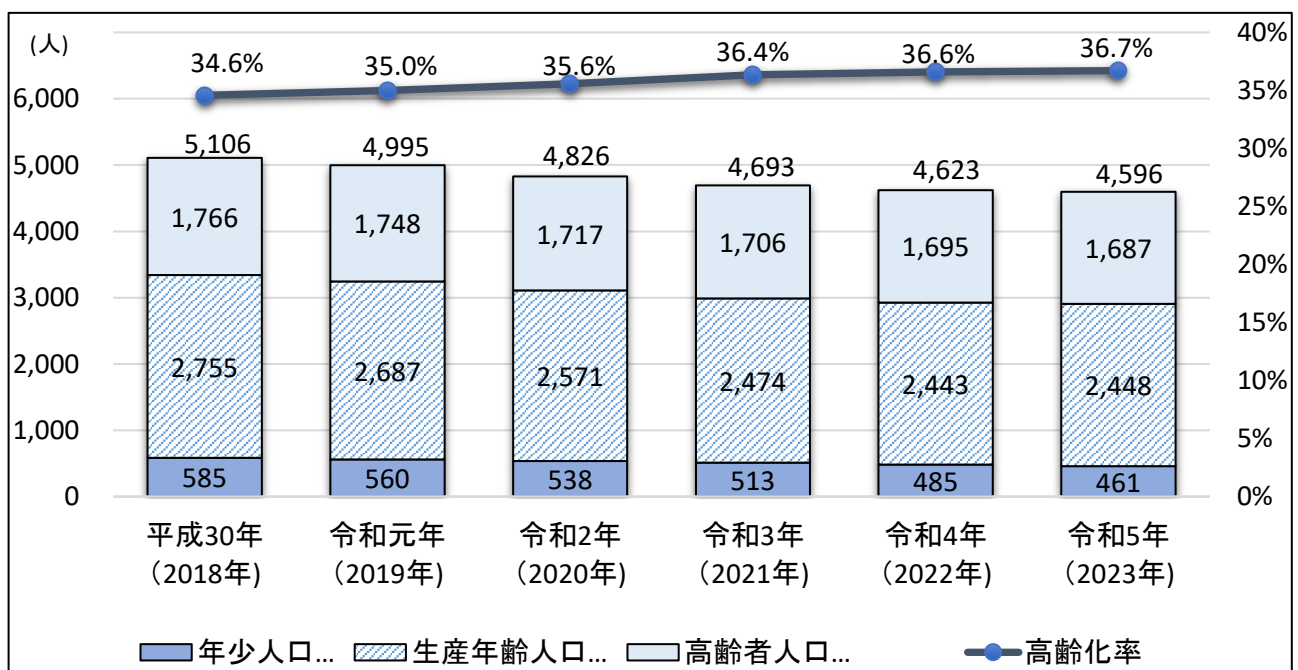
1 人口等の状況

総人口は減少傾向にあります。年齢3区分の人口構成をみると、生産年齢人口（15～64歳人口）が最も減少しています。高齢者人口（65歳以上）は緩やかに減少しており、令和5年9月末日における高齢者人口は1,687人となっています。

高齢化率は平成30年度では34.6%に対して、令和5年度は36.7%と少子高齢化はさらに進行しています。

【 総人口の推移 】

区 分	第7期			第8期		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総人口	5,106人	4,995人	4,826人	4,693人	4,623人	4,596人
年少人口 (0～14歳)	585人	560人	538人	513人	485人	461人
総人口比	11.4%	11.2%	11.1%	10.9%	10.5%	10.0%
生産年齢人口 (15～64歳)	2,755人	2,687人	2,571人	2,474人	2,443人	2,448人
総人口比	54.0%	53.8%	53.3%	52.7%	52.7%	53.3%
高齢者人口 (65歳以上)	1,766人	1,748人	1,717人	1,706人	1,695人	1,687人
総人口比	34.6%	35.0%	35.6%	36.4%	36.6%	36.7%



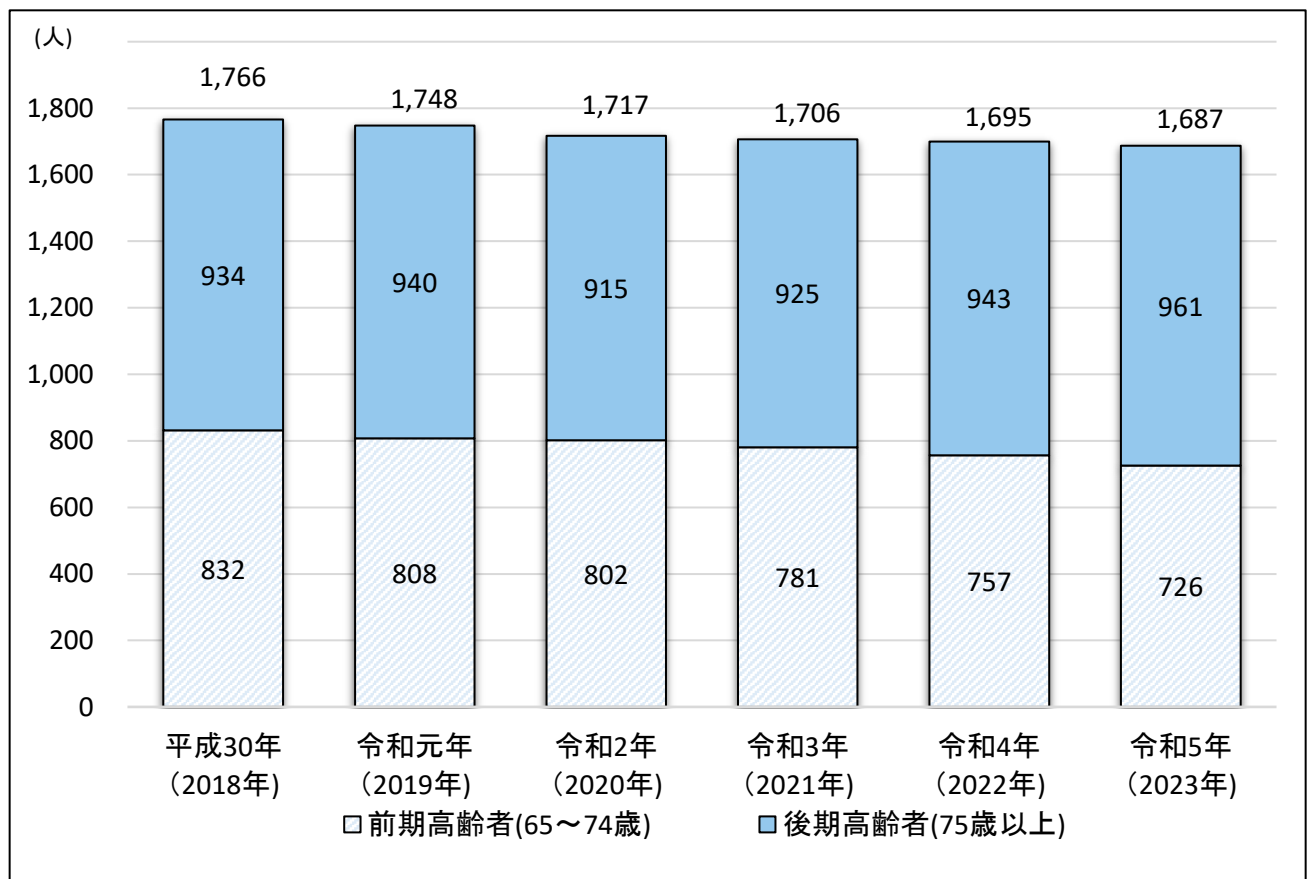
資料：住民基本台帳(各年9月末日)

2 高齢者の人口の状況

高齢者人口の推移をみると、平成30年から前期高齢者（65～74歳）は減少し、後期高齢者（75歳以上）は増加傾向にあります。高齢者人口全体としては、減少傾向となっています。

【 前期・後期高齢者人口の推移 】

区 分	第7期			第8期		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
高齢者人口	1,766人	1,748人	1,717人	1,706人	1,695人	1,687人
前期高齢者 (65～74歳)	832人	808人	802人	781人	752人	726人
高齢者人口比	47.1%	46.2%	46.7%	45.7%	44.3%	43.1%
後期高齢者 (75歳以上)	934人	940人	915人	925人	943人	961人
高齢者人口比	52.9%	53.8%	53.2%	54.2%	54.2%	56.9%



資料：住民基本台帳（各年9月末日）

3 要支援・要介護認定者の状況

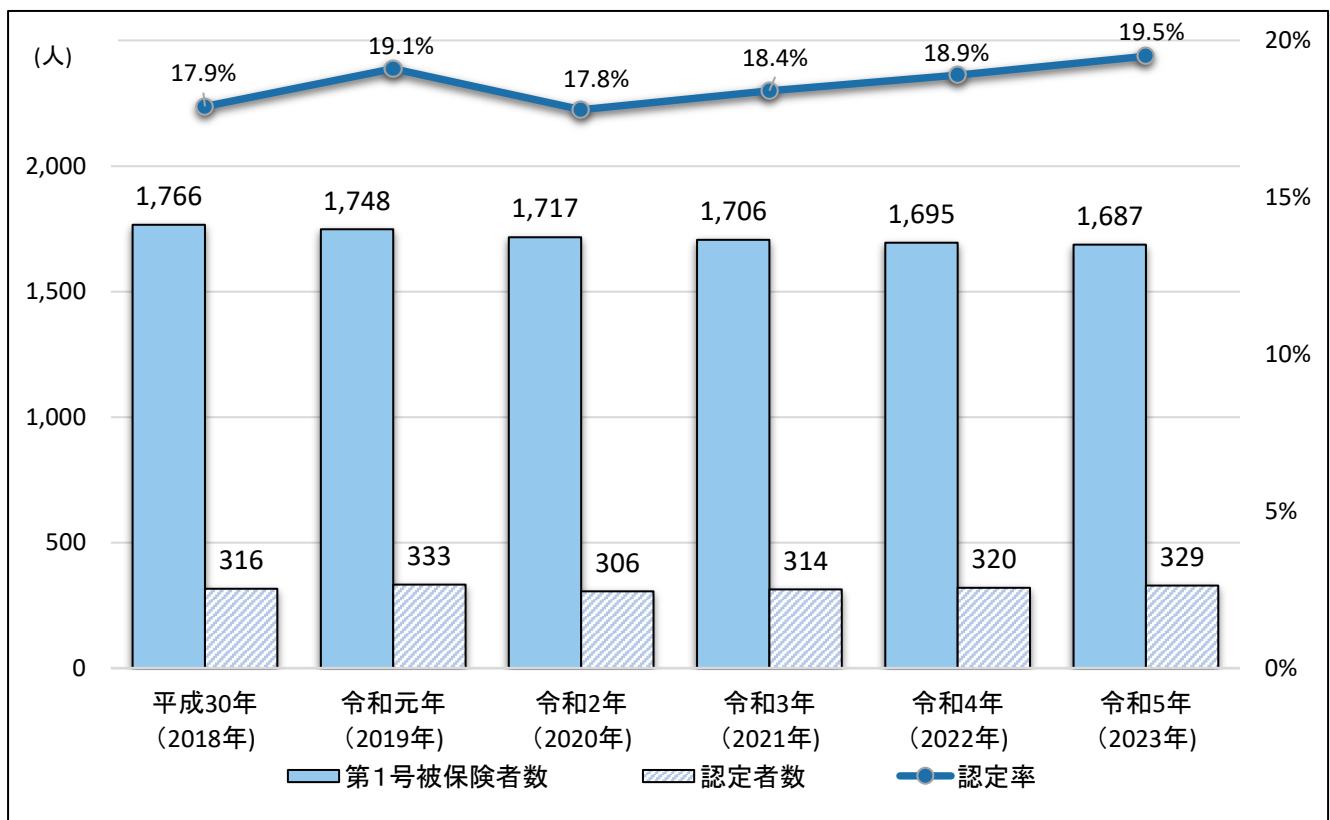
高齢者全体としては減少傾向にありますが、後期高齢者が増加傾向にあり、それに伴い要支援・要介護認定者は増加傾向にあります。令和5年では、第1・2号認定者を合わせると334人となっています。認定率は微増傾向で推移し、令和5年では19.5%となっています。

【 要支援・要介護認定者の推移 】

区 分	第7期			第8期 ※推計値	
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和5年 (2023年)
第1号認定者 (65歳以上)	316人	333人	306人	314人	329人
前期高齢者 (65～74歳)	26人	30人	25人	25人	29人
後期高齢者 (75歳以上)	290人	303人	281人	289人	300人
第2号認定者 (40～64歳)	8人	6人	7人	7人	5人
第1号・2号 認定者総数	324人	339人	313人	321人	334人

資料：介護保険状況報告「見える化システム」(各年9月末日)

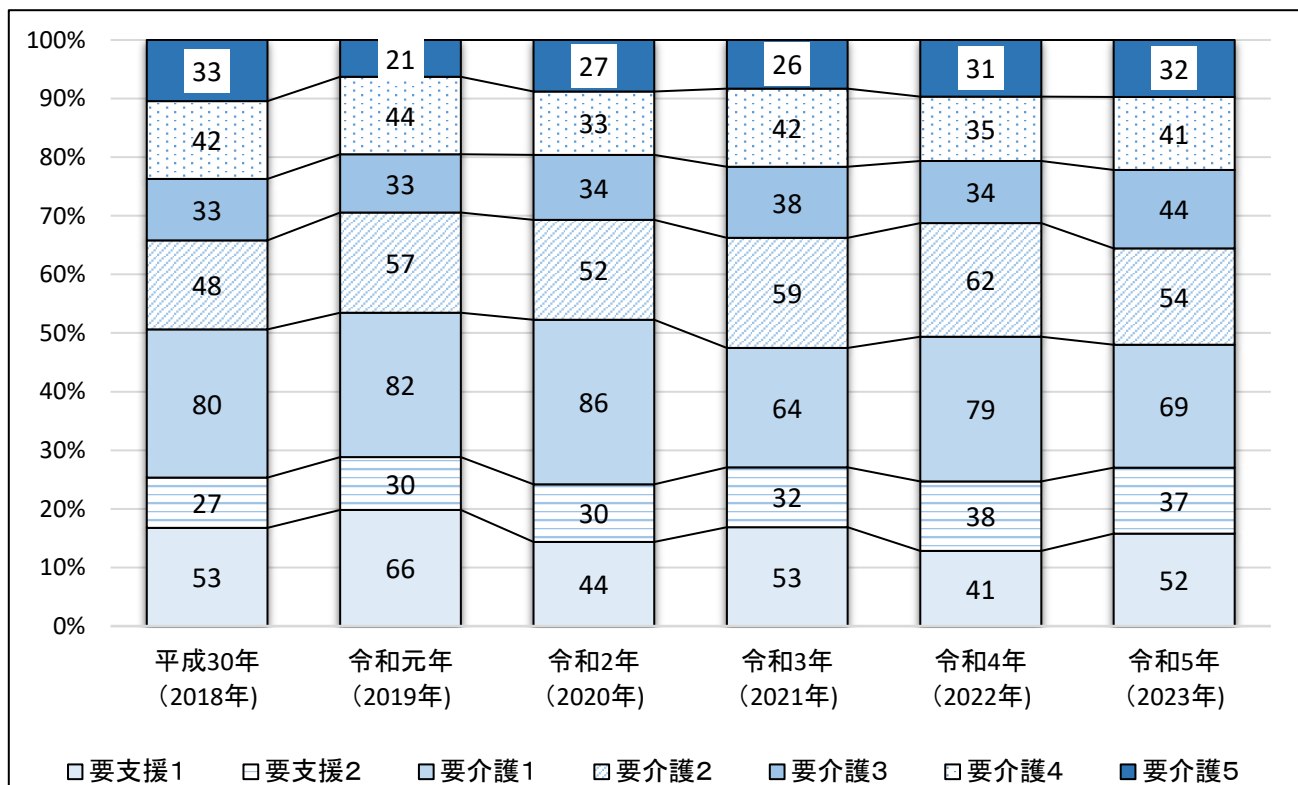
【 要支援・要介護認定者と認定率の推移(第1号被保険者のみ) 】



資料：介護保険状況報告「見える化システム」(各年9月末日)

【 要支援・要介護認定者と認定率の推移（第1号被保険者のみ）】

区 分	第7期			第8期 ※推計値		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
第1号 被保険者数	1,766人	1,748人	1,717人	1,706人	1,695人	1,687人
認定者数	316人	333人	306人	314人	320人	329人
認定率	17.9%	19.1%	17.8%	18.4%	18.9%	19.5%
要支援1	53人	66人	44人	53人	41人	52人
認定率	3.0%	3.8%	2.6%	3.1%	2.4%	3.1%
要支援2	27人	30人	30人	32人	38人	37人
認定率	1.5%	1.7%	1.7%	1.9%	2.2%	2.1%
要介護1	80人	82人	86人	64人	79人	69人
認定率	4.5%	4.7%	5.0%	3.7%	4.7%	4.1%
要介護2	48人	57人	52人	59人	62人	54人
認定率	2.7%	3.3%	3.0%	3.5%	3.7%	3.2%
要介護3	33人	33人	34人	38人	34人	44人
認定率	1.9%	1.9%	2.0%	2.2%	2.0%	2.7%
要介護4	42人	44人	33人	42人	35人	41人
認定率	2.4%	2.5%	1.9%	2.5%	2.1%	2.4%
要介護5	33人	21人	27人	26人	31人	32人
認定率	1.9%	1.2%	1.6%	1.5%	1.8%	1.9%

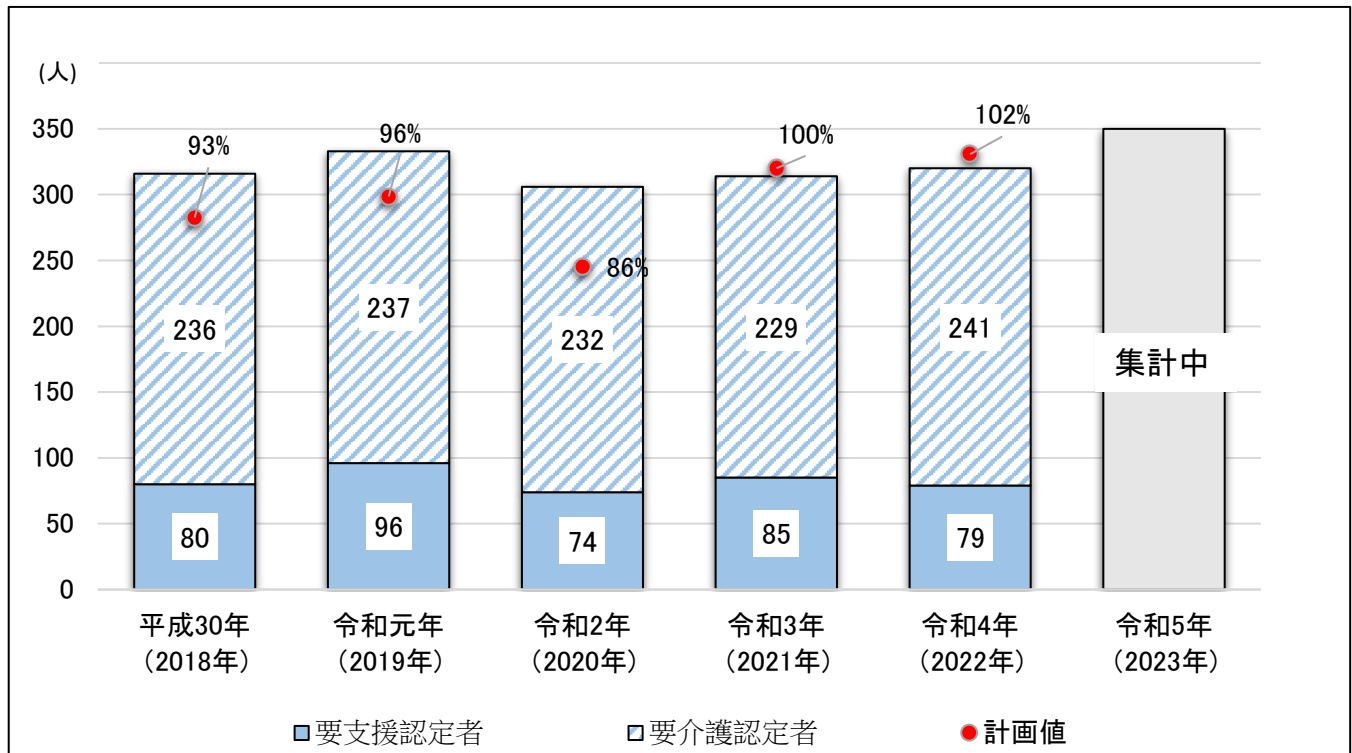


資料:介護保険状況報告「見える化システム」(各年9月末日)

◆認定者数の計画対比

認定者数(第1号被保険者)は概ね計画値通りに推移しています。

【 認定者数の計画対比 】

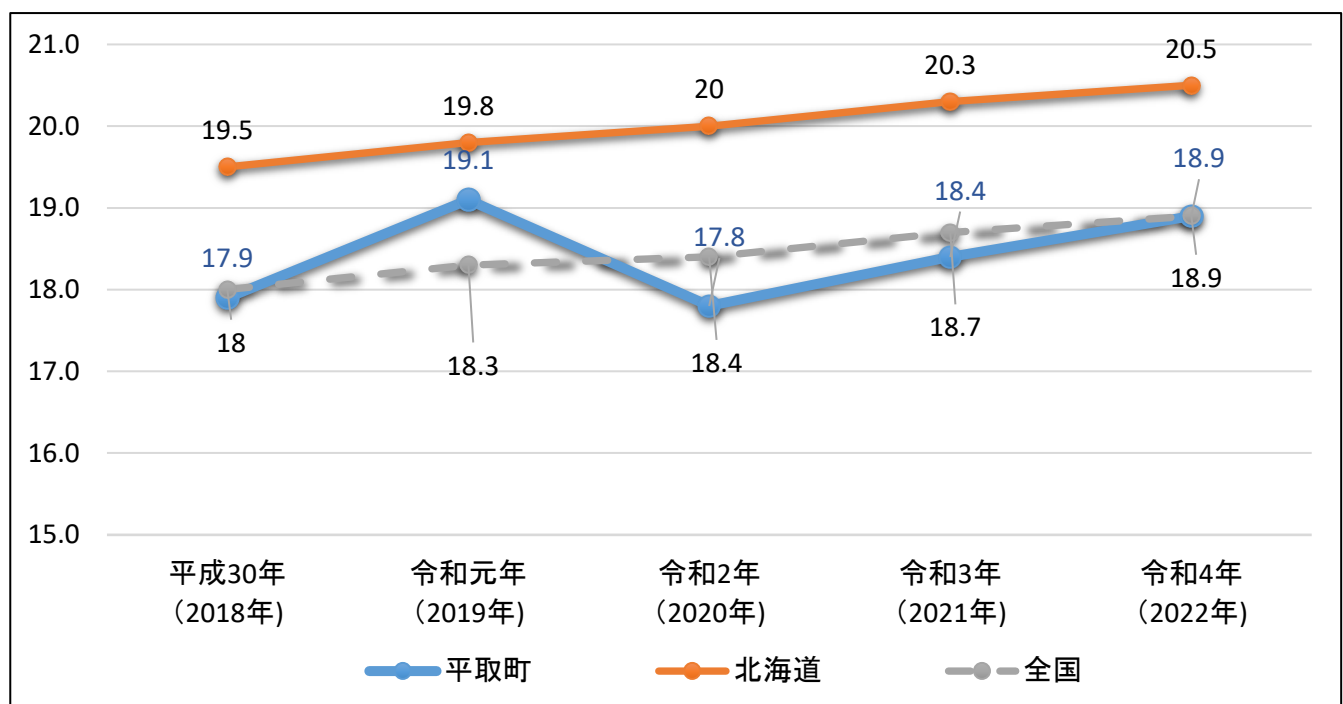


資料:介護保険状況報告「見える化システム」

◆認定率の比較

平取町の認定率は令和元年以外は、全国平均と比べると同水準で推移しています。また、北海道と比べると低い水準で推移しています。

【 平取町・北海道・全国認定率 】



資料:介護保険状況報告「見える化システム」

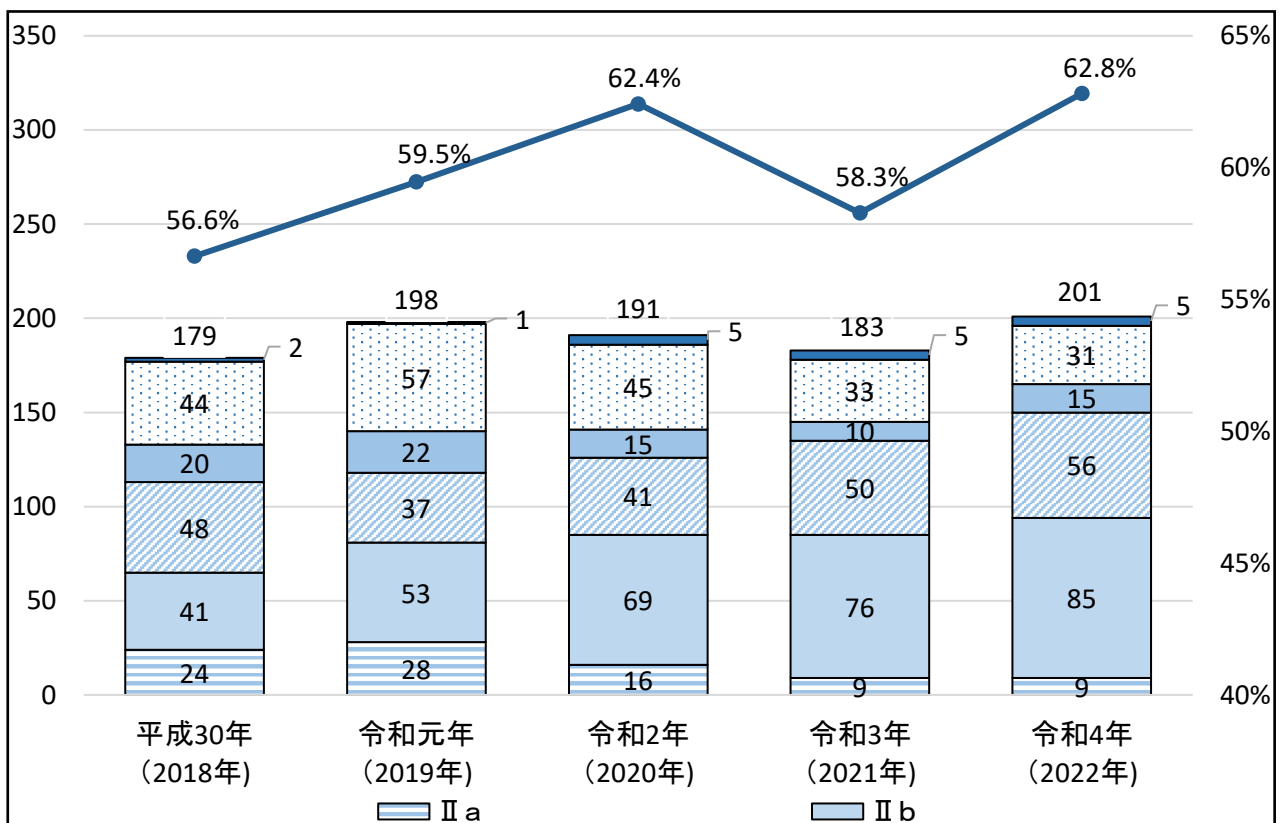
◆認知症高齢者の推移

認知症高齢者数(自立度Ⅱ以上)は年々増加傾向にあり、令和4年度では201人になっています。また、認定者数に占める認知症高齢者の割合では、6割以上がⅡ以上となっています。

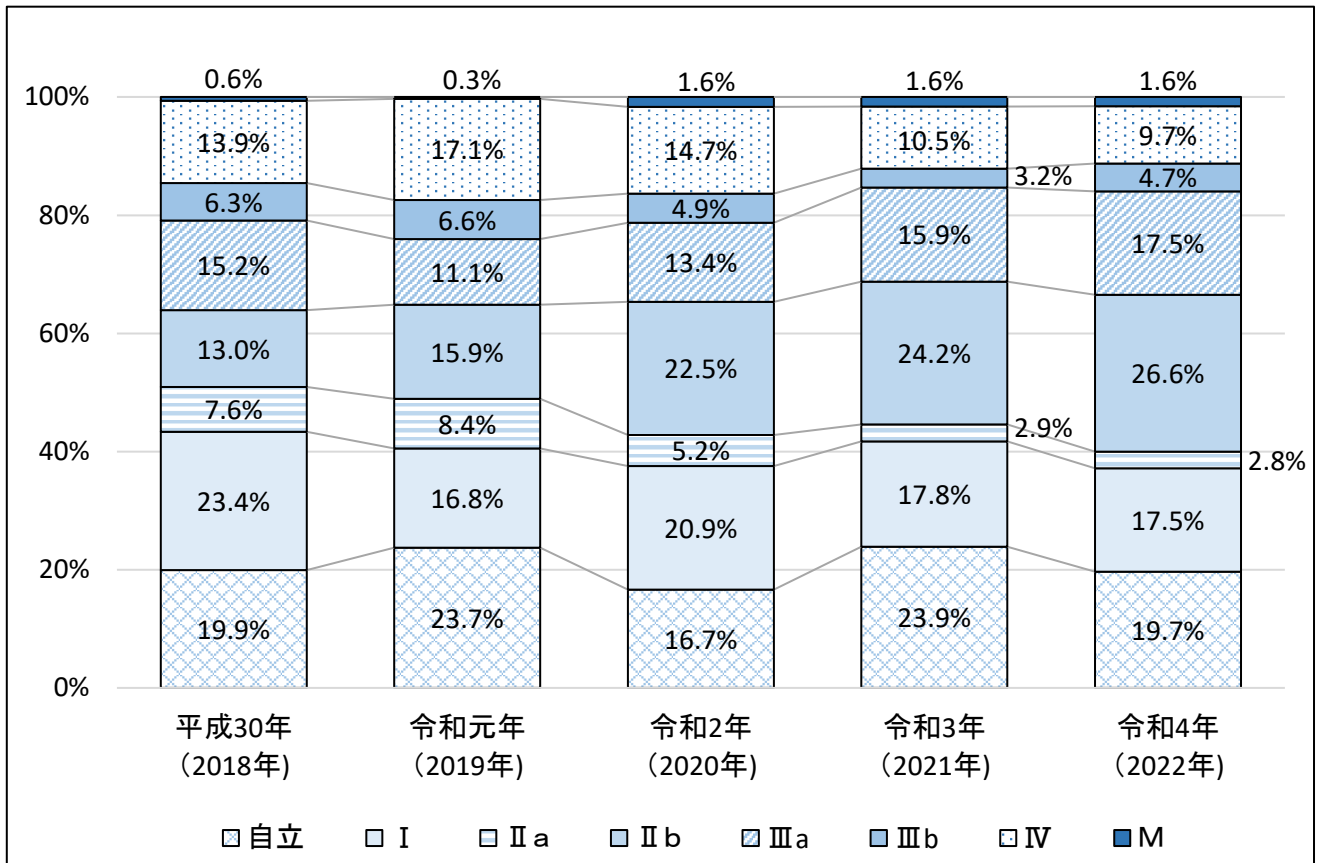
【 認知症高齢者の日常生活自立度の推移 】

区 分	第7期			第8期	
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
要支援・要介護認定者数	316人	333人	306人	314人	320人
自立	63人	79人	51人	75人	63人
Ⅰ	74人	56人	64人	56人	56人
Ⅱa	24人	28人	16人	9人	9人
Ⅱb	41人	53人	69人	76人	85人
Ⅲa	48人	37人	41人	50人	56人
Ⅲb	20人	22人	15人	10人	15人
Ⅳ	44人	57人	45人	33人	31人
Ⅴ	2人	1人	5人	5人	5人
認知症自立度Ⅱa以上の認定者数	56.6%	59.5%	62.4%	58.3%	62.8%
認定者数に占める認知症高齢者の割合	179人	198人	191人	183人	201人

資料:介護保険状況報告「見える化システム」



【 認知症高齢者の日常生活自立度の推移 】



資料：介護保険状況報告「見える化システム」

認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記 II の状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理 などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	ランク III a に同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク III に同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

第2節 高齢者人口の推計

1 人口等の状況

総人口は、令和6年の4,406人から令和8年には4,226人に減少すると見込まれています。

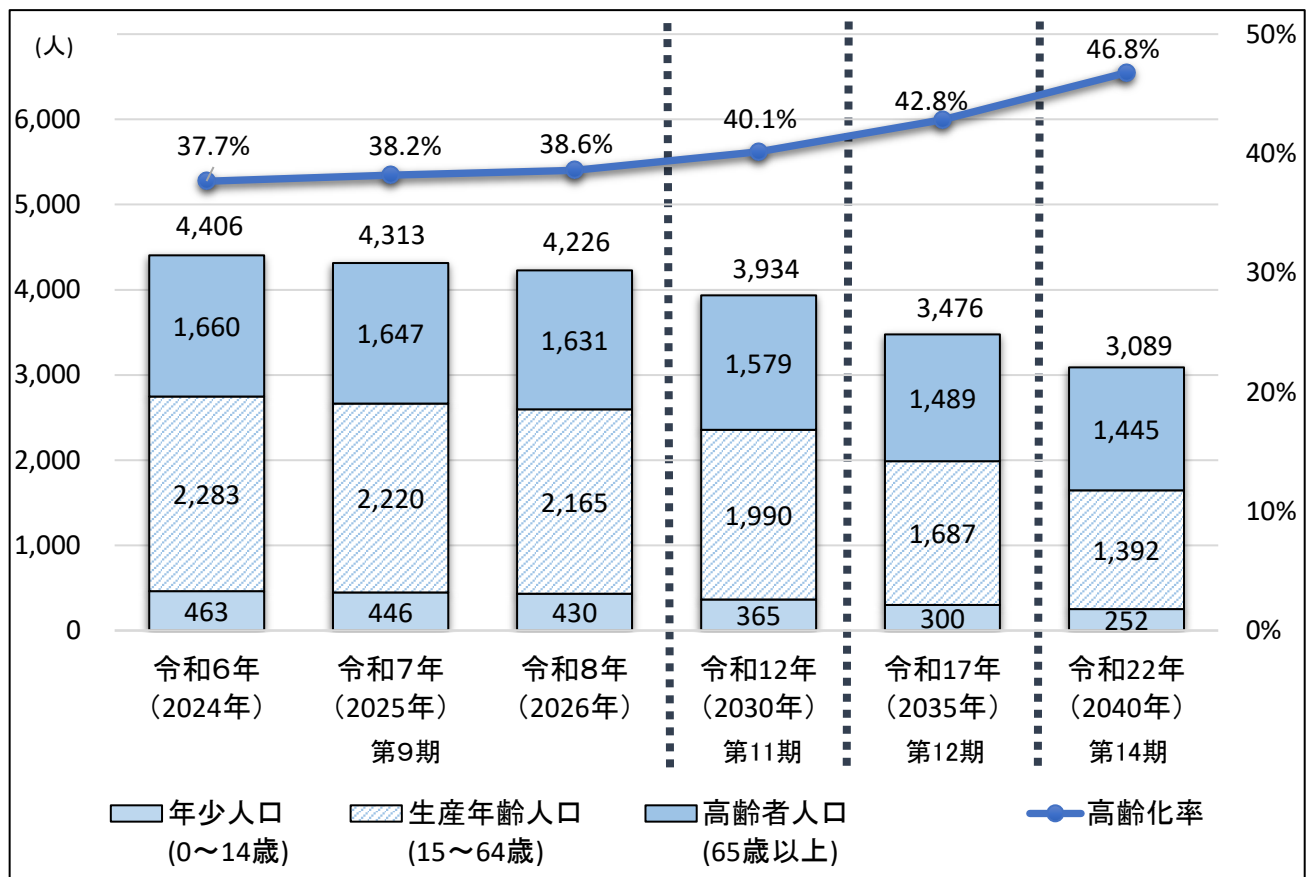
高齢者人口(65歳以上)は、令和6年の1,660人から令和8年には1,631人と減少しますが、高齢化率は37.7%から38.6%に上昇することが見込まれています。

また、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)になる、令和7年には総人口4,313人となり、高齢化率は38.2%になると見込まれています。

【 総人口の推移 】

区 分	第9期計画			2030年	2035年	2040年
	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	4,406人	4,313人	4,226人	3,934人	3,476人	3,089人
年少人口 (0～14歳)	463人	446人	430人	365人	300人	252人
総人口比	10.5%	10.3%	10.2%	9.3%	8.6%	8.2%
生産年齢人口 (15～64歳)	2,283人	2,220人	2,165人	1,990人	1,687人	1,392人
総人口比	51.8%	51.5%	51.2%	50.6%	48.5%	45.1%
高齢者人口 (65歳以上)	1,660人	1,647人	1,631人	1,579人	1,489人	1,445人
総人口比	37.7%	38.2%	38.6%	40.1%	42.8%	46.8%

資料：「見える化システム」



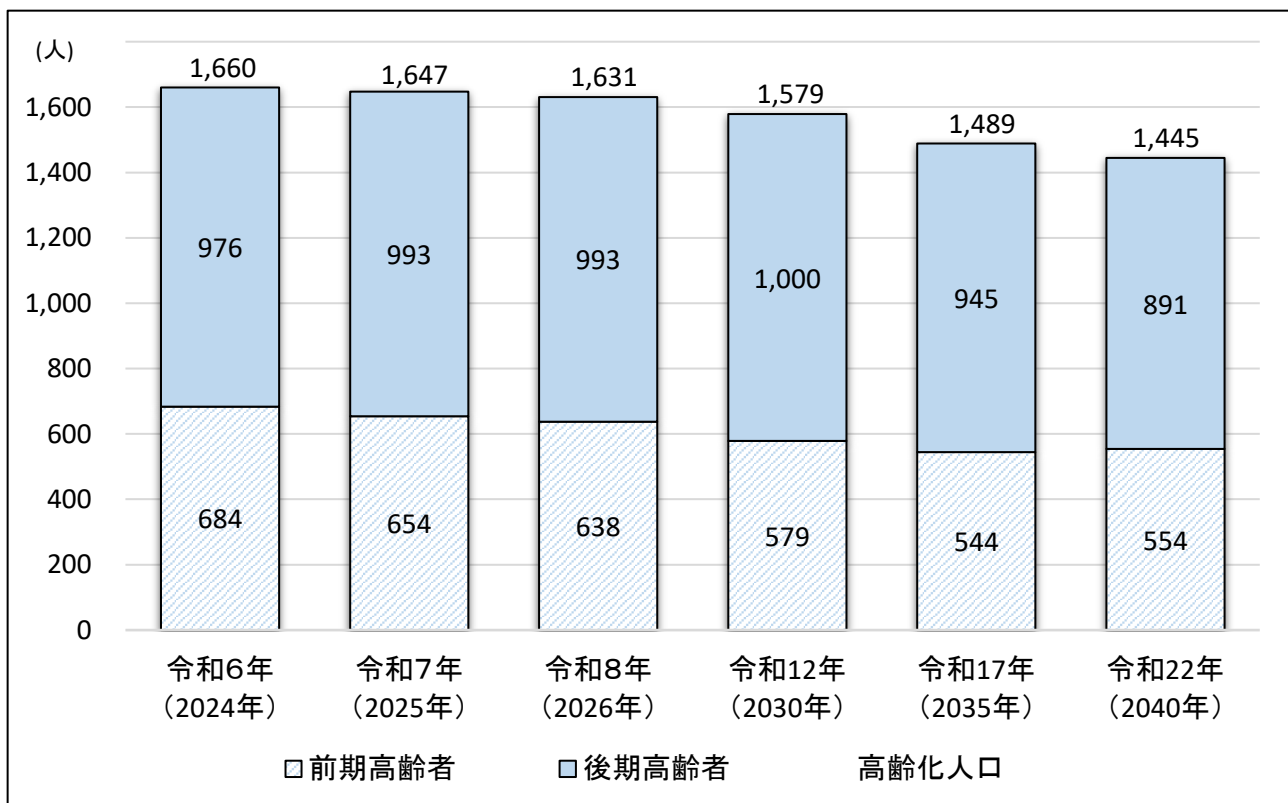
2 高齢者人口の状況

令和6年度から令和8年度では、前期高齢者人口(65～74歳)は、減少傾向が見込まれる一方、後期高齢者人口(75歳以上)は、横ばいで推移しています。

【 高齢者の人口の推計 】

区 分	第9期計画			2030年	2035年	2040年
	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
高齢者人口	1,660人	1,647人	1,631人	1,579人	1,489人	1,445人
前期高齢者 (65～74歳)	684人	654人	638人	579人	544人	554人
高齢者人口比	41.2%	39.8%	39.1%	36.7%	36.5%	38.3%
後期高齢者 (75歳以上)	976人	993人	993人	1,000人	945人	891人
高齢者人口比	58.8%	60.2%	60.9%	63.3%	63.5%	61.7%

資料：「見える化システム」



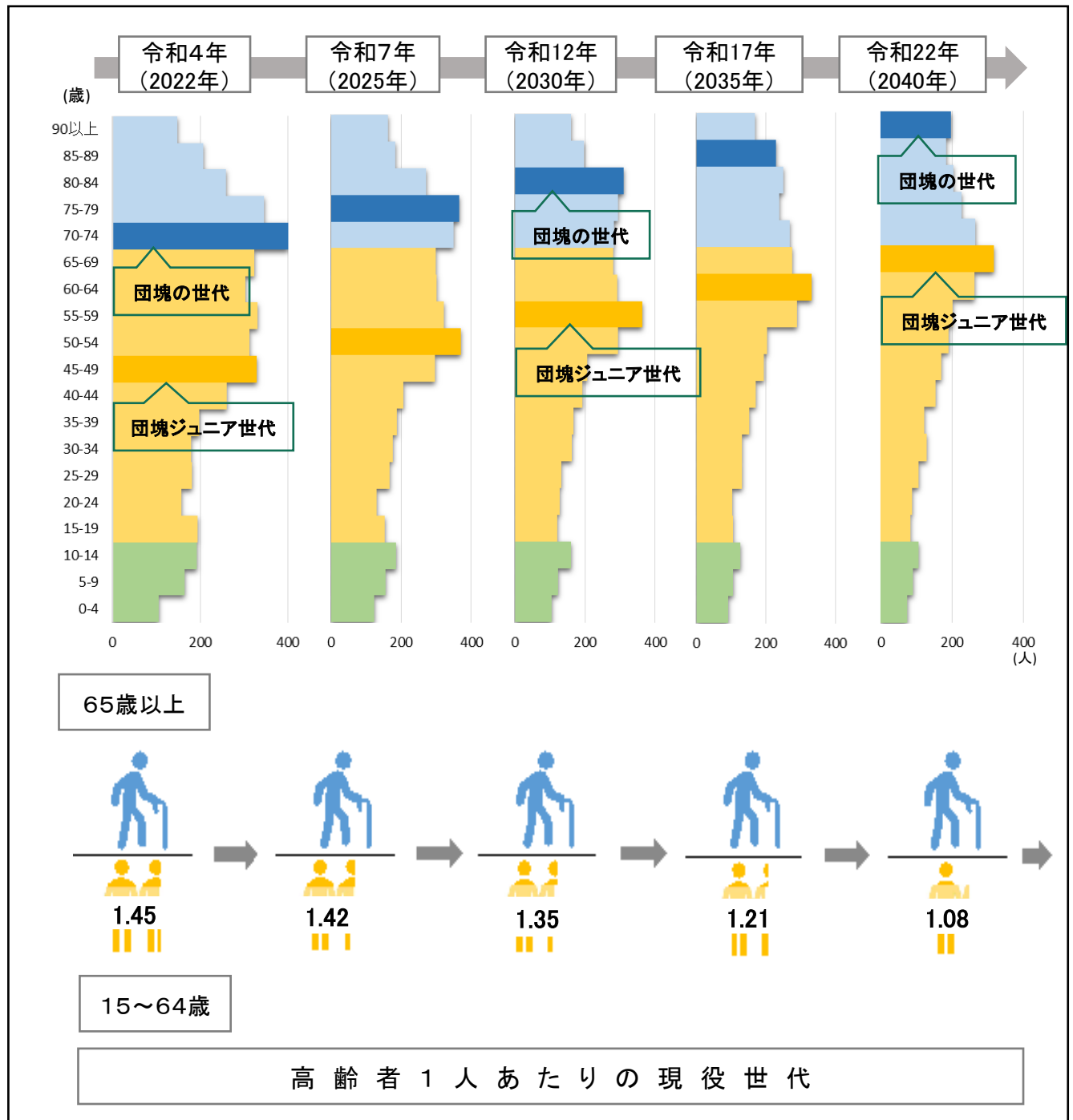
資料：「見える化システム」

◆人口構成の推移

令和4年は団塊の世代である70歳～74歳が最も多くなっていますが、令和12年には団塊ジュニア世代である55歳～59歳が最も多くなる見込みです。

令和4年では現役世代（15～64歳）1.45人で1人の高齢者を支える構造ですが、年少人口の減少が進み、令和22年（2040年）には、1.08人まで減少する見込みです。

【 高齢者1人あたりの現役世代推計 】



資料：住民基本台帳（令和4年9月末、以降町独自推計）

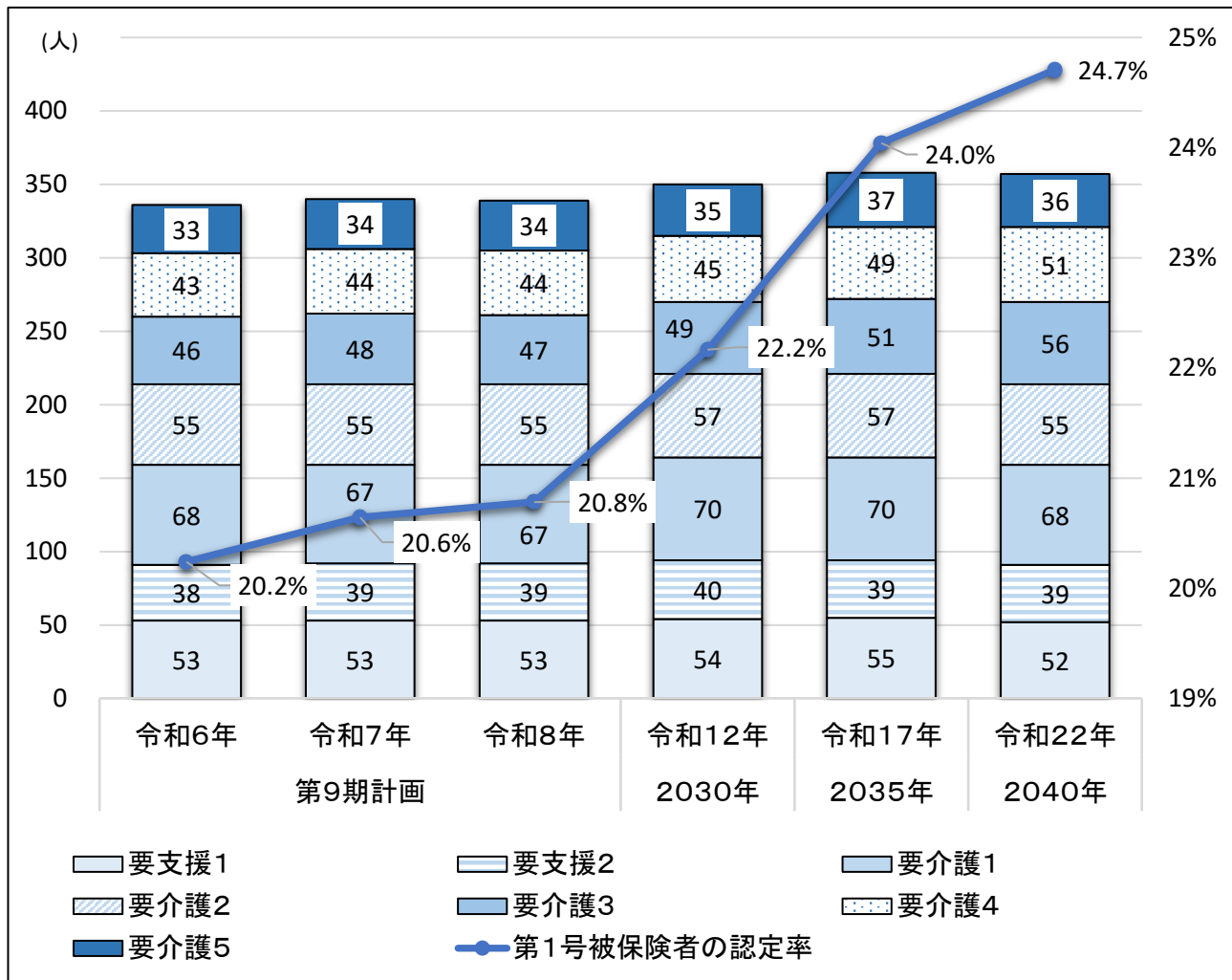
3 要支援・要介護認定の状況

要支援・要介護認定者数は、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる令和7年には340人となり、認定率は20.6%になると見込まれます。

【 要支援・要介護認定者の推移 】

区 分		第9期計画			2030年	2035年	2040年
		令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
総 数		341人	345人	344人	355人	363人	361人
	要支援1	54人	54人	54人	55人	56人	53人
	要支援2	38人	39人	39人	40人	39人	39人
	要介護1	69人	68人	68人	71人	71人	69人
	要介護2	56人	56人	56人	58人	58人	55人
	要介護3	48人	50人	49人	51人	53人	58人
	要介護4	43人	44人	44人	45人	49人	51人
	要介護5	33人	34人	34人	35人	37人	36人
内第1号被保険者数		336人	340人	339人	350人	358人	357人
	要支援1	50人	53人	53人	54人	55人	52人
	要支援2	37人	39人	39人	40人	39人	39人
	要介護1	70人	67人	67人	70人	70人	68人
	要介護2	54人	55人	55人	57人	57人	55人
	要介護3	44人	48人	47人	49人	51人	56人
	要介護4	41人	44人	44人	45人	49人	51人
	要介護5	33人	34人	34人	35人	37人	36人
第1号被保険者総数		1,660人	1,647人	1,631人	1,579人	1,489人	1,445人
第1号被保険者の認定率		20.2%	20.6%	20.8%	22.2%	24.0%	24.7%

資料：「見える化システム」



第3章 アンケート調査結果から見る 需要と課題

第3章 アンケート調査結果から見る需要と課題

第1節 日常生活圏域高齢者ニーズ調査

1 調査の概要

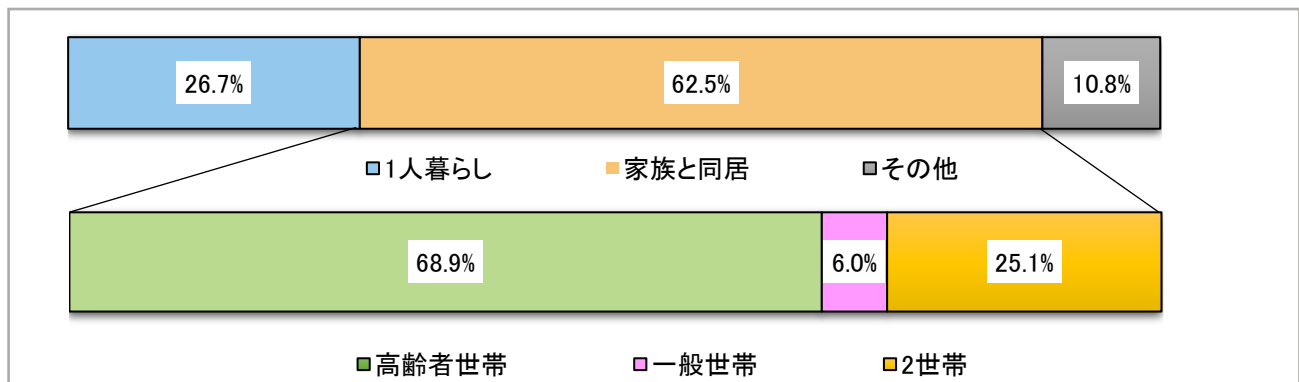
第9期計画の策定にあたり、地域の課題の内容及び量的な状況を明らかにするため、日常生活圏域における高齢者の生活課題に関するアンケート調査を実施しました。

調査方法	対象者数	回答者数	回収率
合 計	1,403人	941人	67.1%
郵送による調査	1,313人	851人	64.8%
介護保険施設を除く施設等への調査依頼	7人	7人	100%
民生児童委員 社会福祉協議会への依頼	83人	83人	100%

2 調査結果の分析

(1) 家族や生活状況

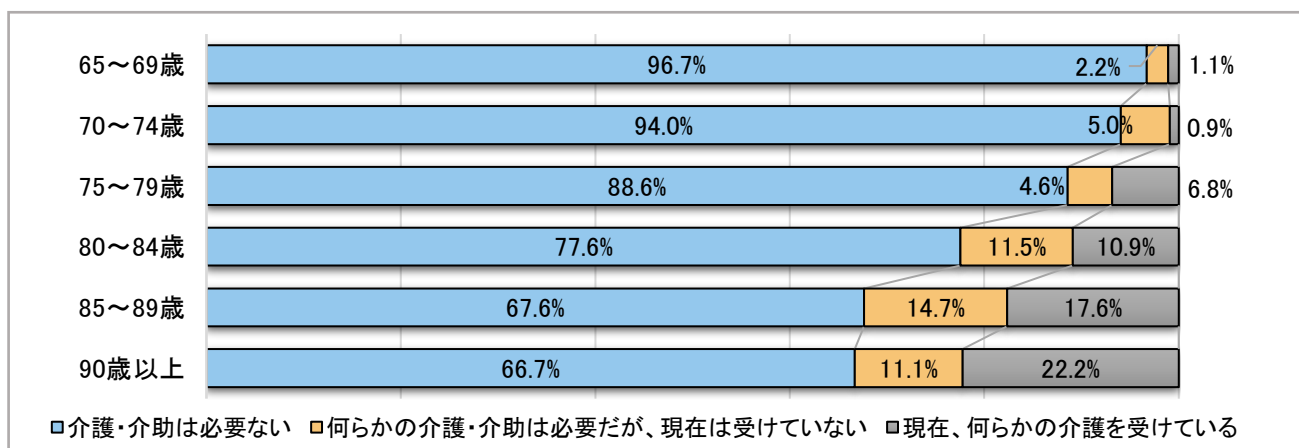
家族と同居している方は回答者の約62%、1人暮らしの方は約26%となっています。また、家族と同居している方のうち、約70%が高齢者世帯となっています。



(2) 介護・介助の必要性

年齢が高くなるほど、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」（今後、介護を受ける可能性が高い方）の割合が高くなっており、80～90歳を境に約10%高くなっています。

このことから、後期高齢者（75歳以上）から「介護・介助の必要性を感じている方」が多くなることがわかります。

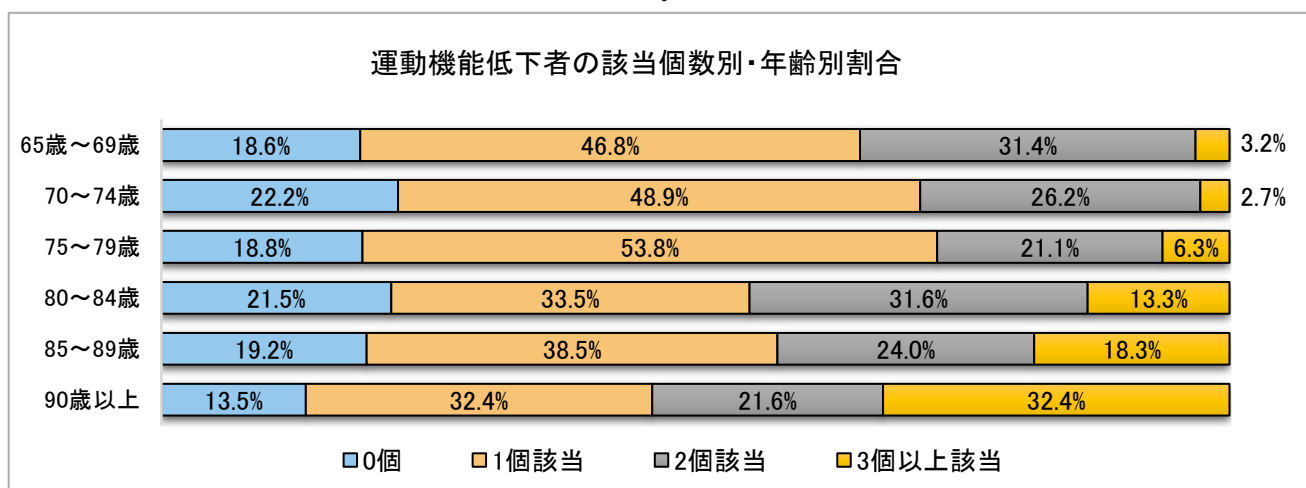
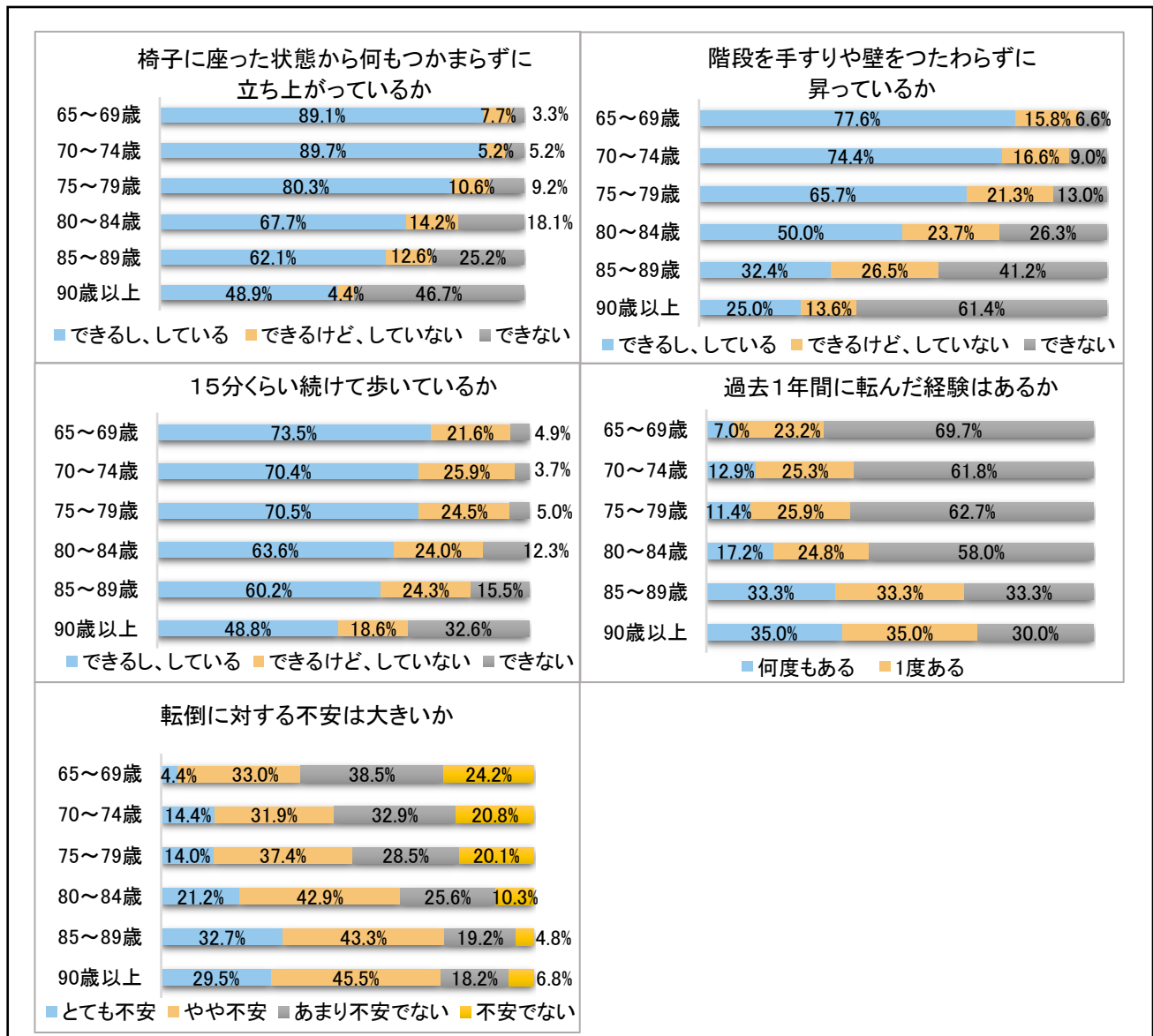


(3)運動機能

下記の項目のうち、3問以上で「できない」や「転んだことがある」、「不安である」と回答した場合、運動機能の低下が懸念されます。

1個以上該当する方は、年代を問わず80%～90%を占めていることがわかります。

また、3個以上該当する方の割合は、80歳を超えると増加傾向が顕著になることから、60歳代・70歳代から運動機能を維持する取組を行うことで、運動機能低下者の増加を防止することができると推測されます。



(4) 健康状態について

○BMI(肥満度)

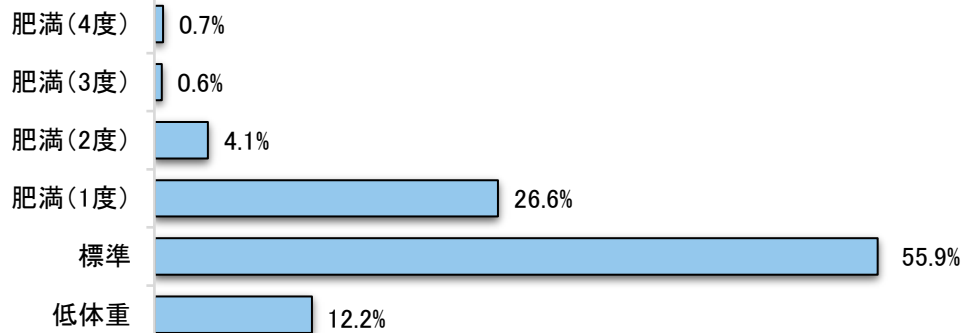
※BMI＝体重（kg）÷〔身長（m）×身長（m）〕

低 体 重：18.5未満 標 準：18.5以上25.0未満

肥満（1度）：25.0以上30.0未満 肥満（2度）：30.0以上35.0未満

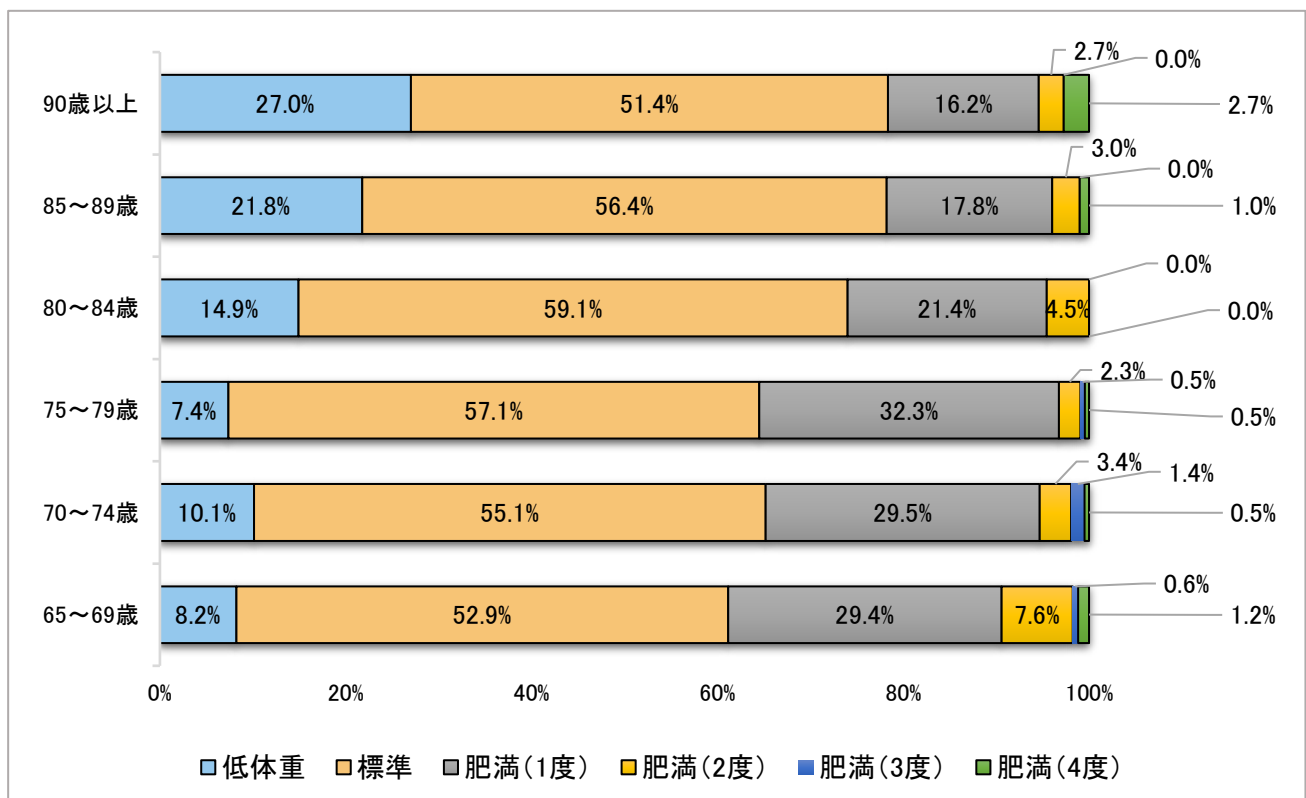
肥満（3度）：35.0以上40.0未満 肥満（4度）：40.0以上

身長・体重から検出されたBMIについて、全体で「標準」が約55%、ついで「肥満」が約26%となっています。



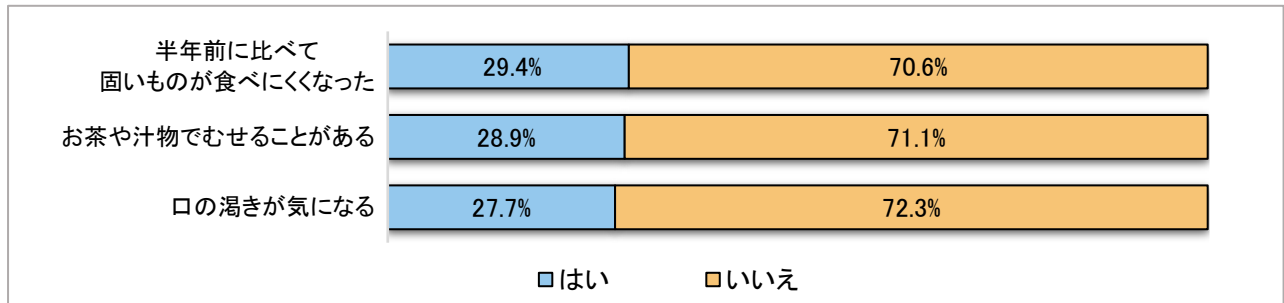
年齢別で分けてみると

年齢別では、高齢になるにつれ、「低体重」の割合が多くなり、「肥満(1度)」の割合が少なくなることが分かります。



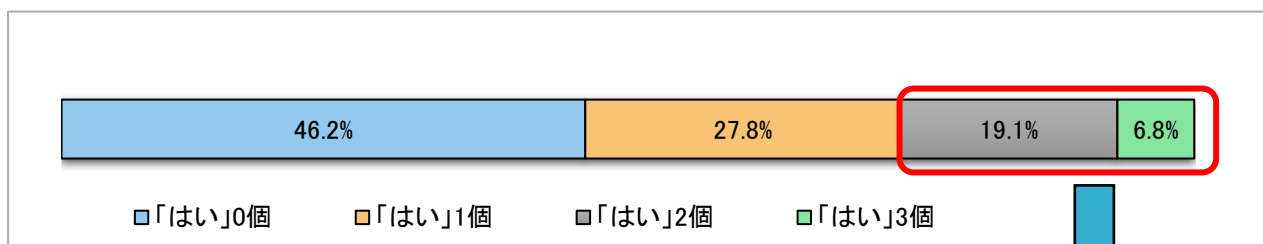
(5) 口腔状態

個別の調査項目別の回答率は、どれも「いいえ」が約70%となっていますが、全体的に27～29%の方が「固いものが食べにくくなった・汁物でむせる・口の渇きが気になる」と回答しています。



3問中2問以上で「はい」と回答した方は口腔機能の低下が懸念されます。

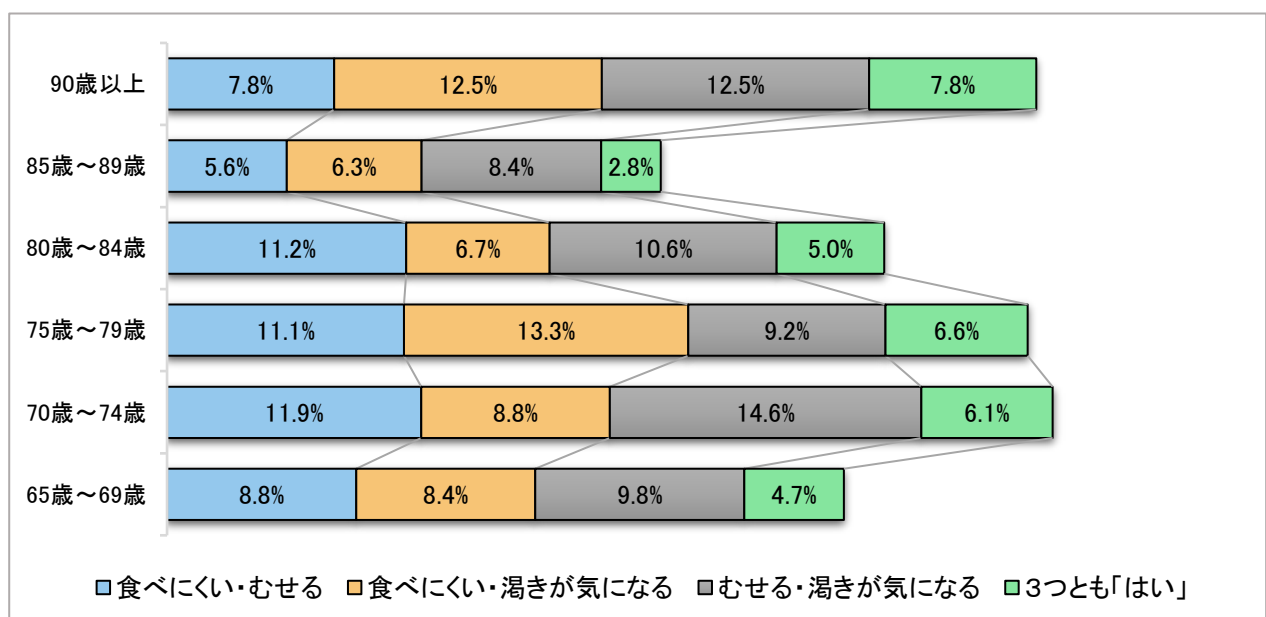
「半年前に比べて固いものが食べにくくなった」...かむ力の低下
「お茶や汁物等でむせることがある」...飲み込む力の低下
「口の渇きが気になりますか」...肺炎発症リスクがある



《「はい」2個以上の方：年齢別該当項目内訳》

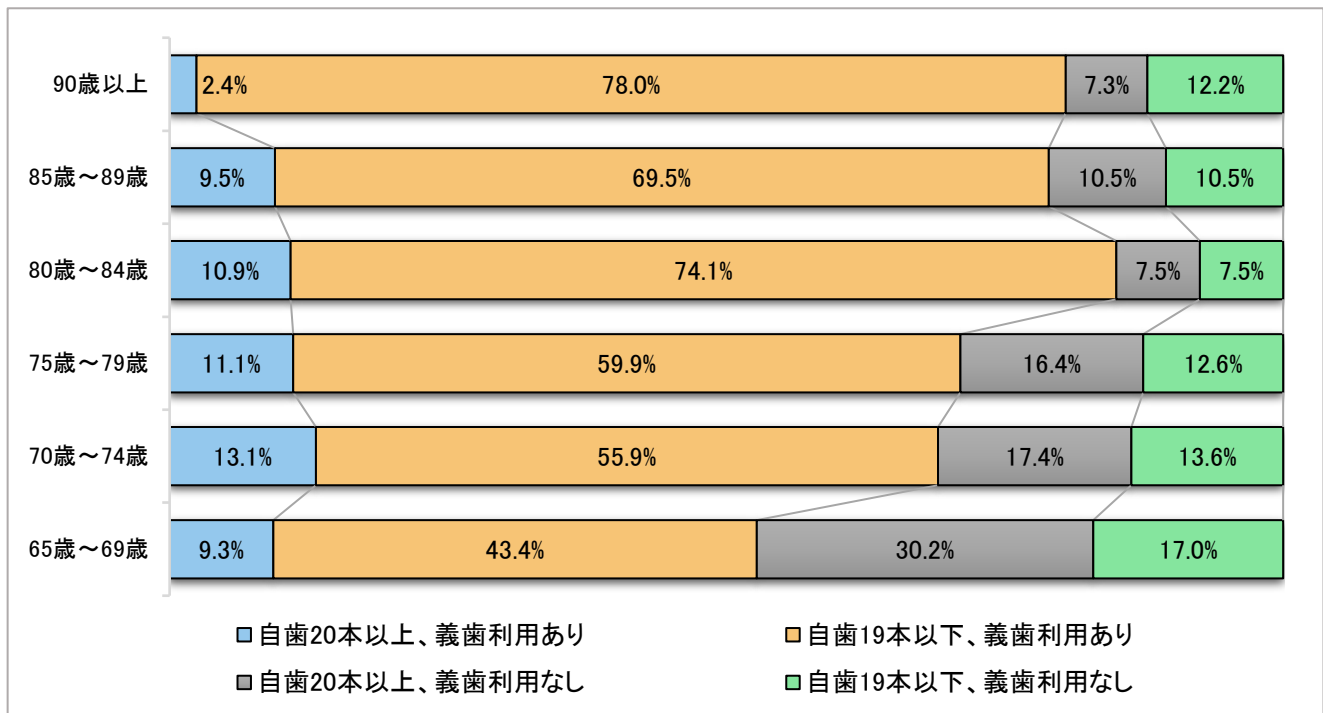
3つの調査項目の内、2つ以上に「はい」と回答された方は25.9%となっています。

また、1つ以上に「はい」と回答された27.8%は、口腔機能が低下する恐れがあることが分かります。



(6) 歯の本数と入れ歯の利用状況

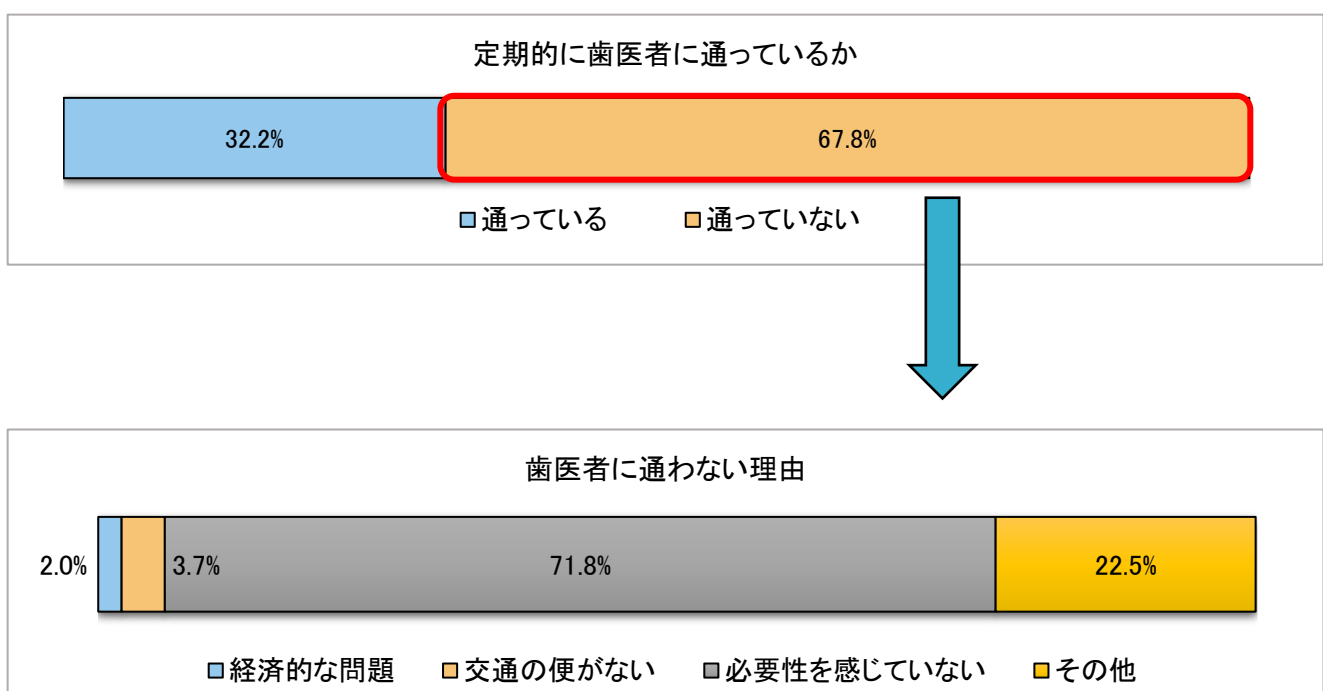
全体的に「入れ歯を利用している」と回答された方が多く、入れ歯の使用率が高いことが分かります。



(7) 歯科医院への定期的通院

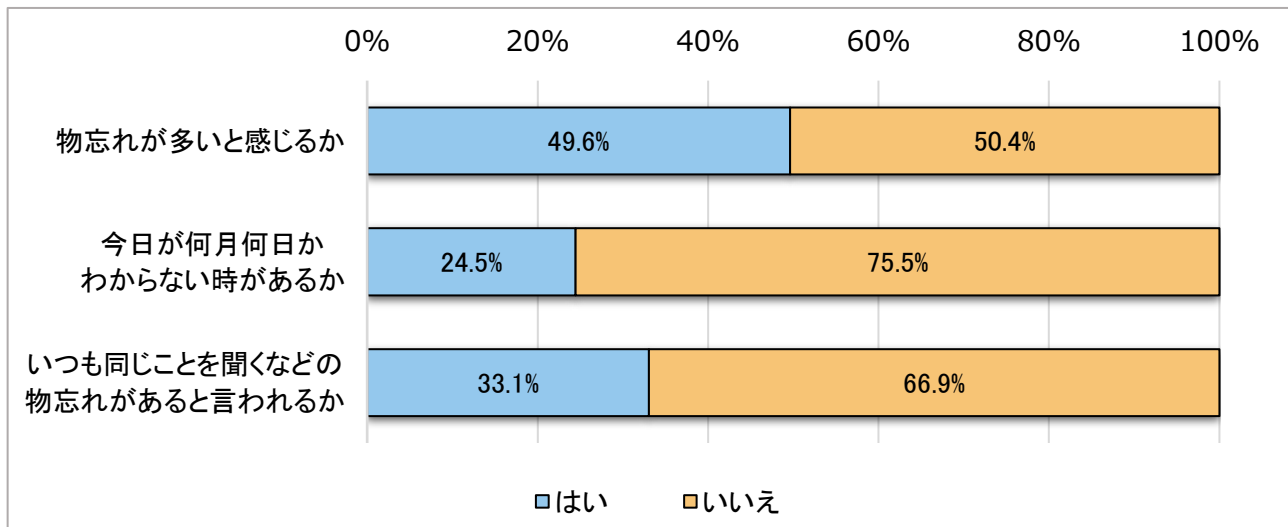
約67%が「通っていない」と回答しています。理由は「必要性を感じていない」が最も多くなっています。また、加齢に伴い定期的に通院をしている割合が減少しています。

また、口腔状態の結果と照らし合わせると、加齢に伴い口腔状態が悪化する傾向が強まることから、若い世代に対する口腔ケアへの意識向上の取り組みや、ブラッシングの普及啓発等を行うことで、将来の口腔機能の低下を防ぐことができると推測されます。

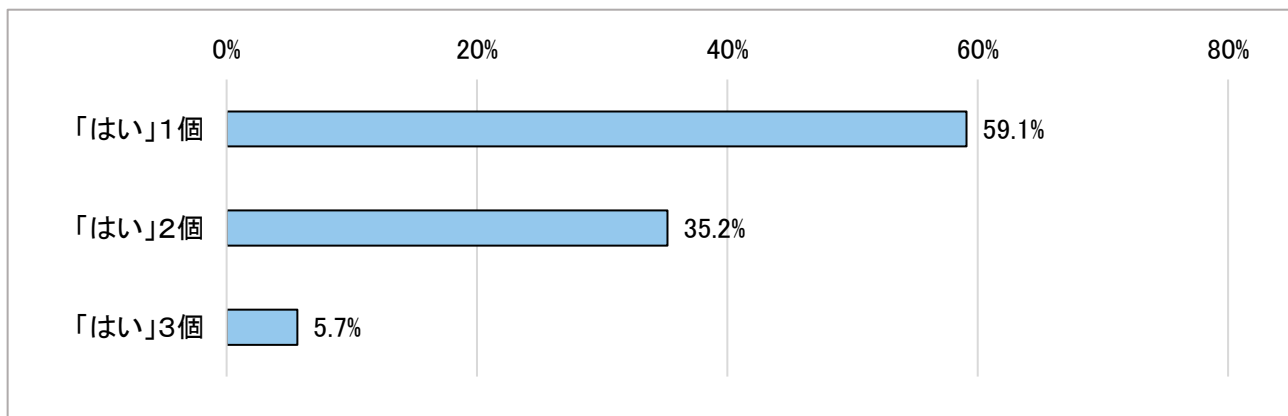


(8) 物忘れについて

「物忘れが多いと感じる」は約50%、「今日が何月何日かわからない時がある」は約24%いつも同じことを聞く」は約33%、が「はい」と回答されています。

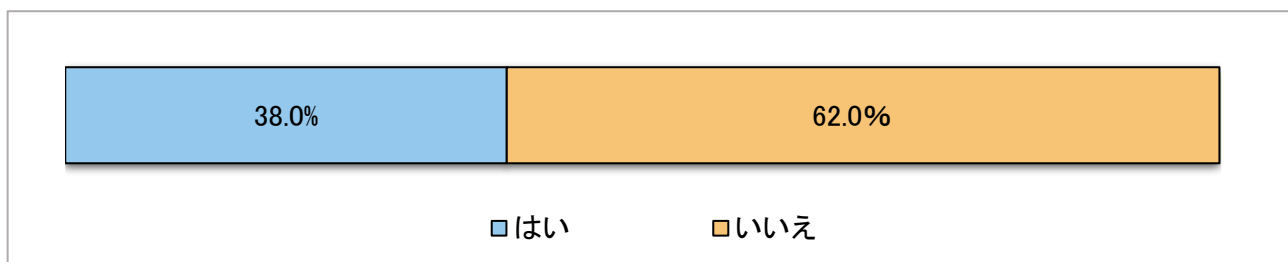


3つの調査項目のうち2つ以上に「はい」と回答した方は認知機能低下が懸念されます。



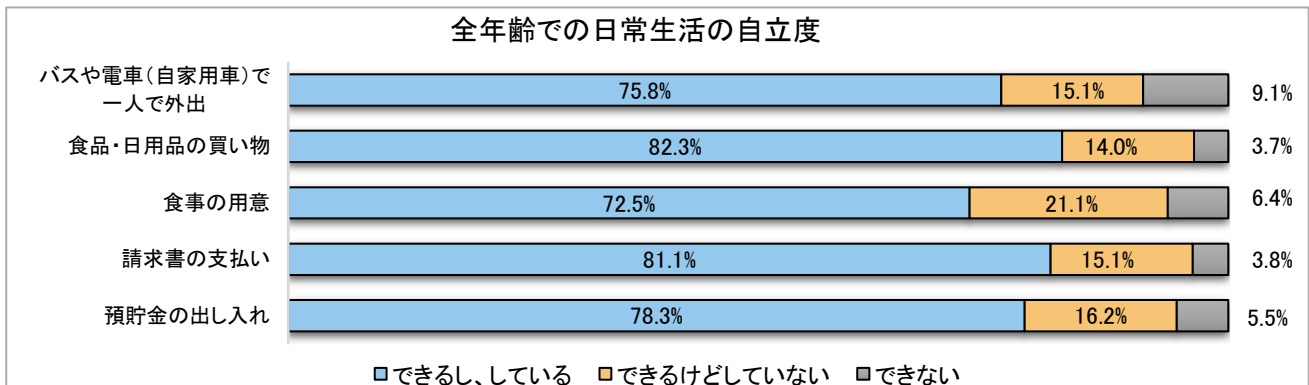
(9) 認知症に関する相談窓口の把握について

物忘れが多いと感じますかの間では、「はい」38%と回答されていますが、認知症の相談窓口の把握については、「いいえ」62%と高くなっていることから相談窓口の普及啓発が必要と考えます。

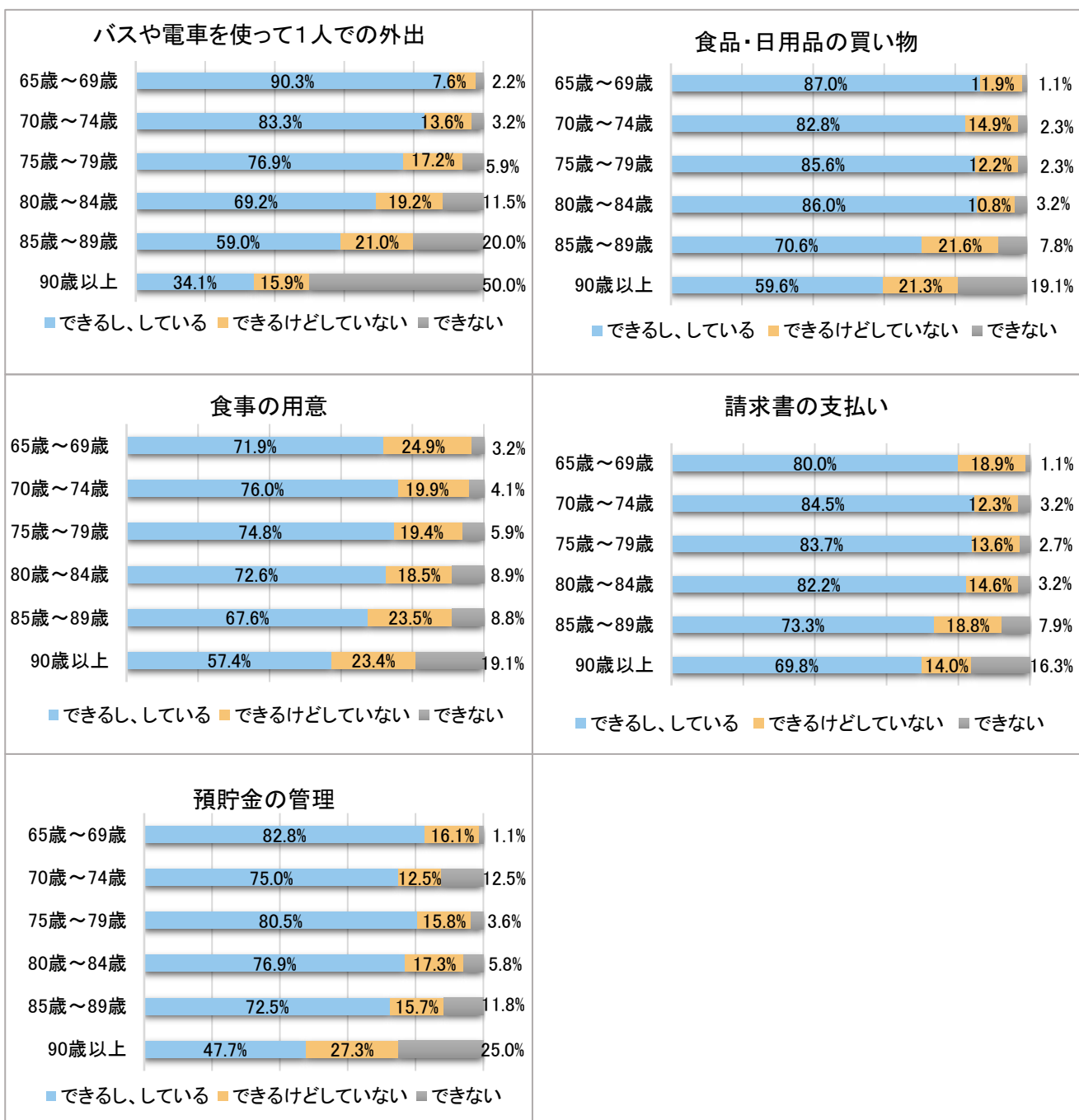


(10) 日常生活の自立度

どの項目も、全体では「できるし、している」の回答が70%～80%を占めています。



どの項目も全体的に「できるし、している」と回答された方が多くなっています。年齢別で比較すると「バスや電車を使って1人で外出していますか」では85歳を超えると1人での外出が困難になることが考えられます。

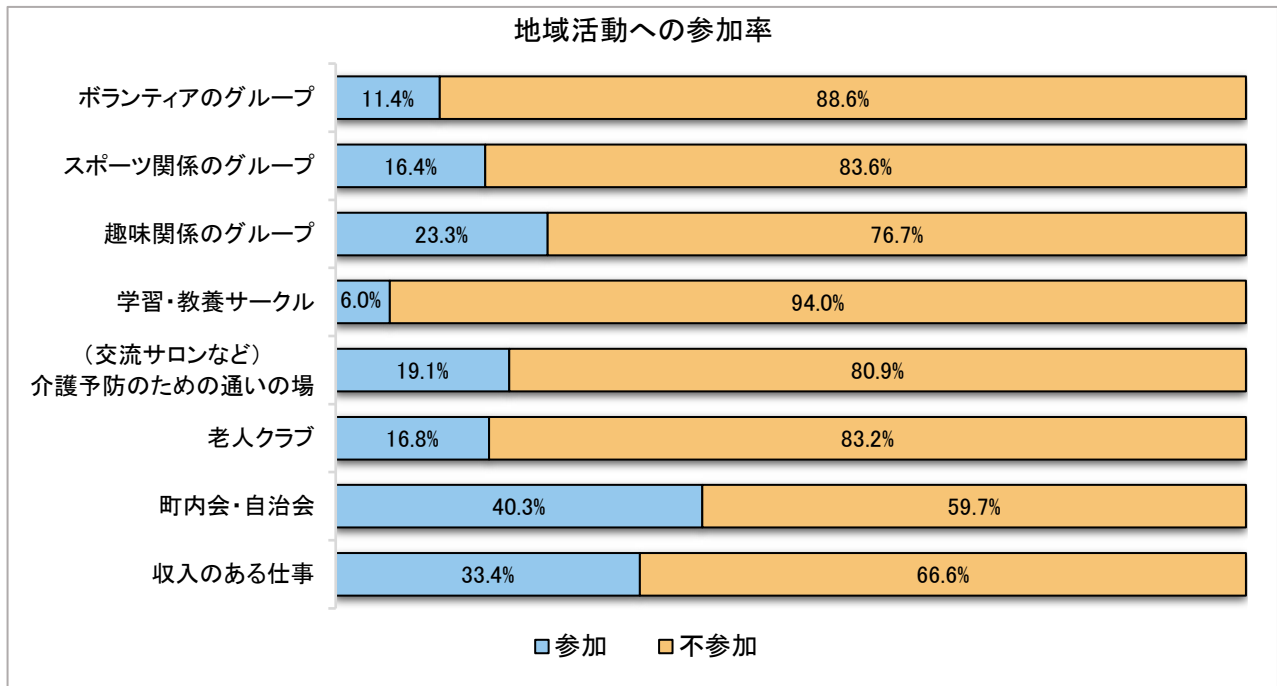


(11) 地域活動への参加率と地域づくり活動への参加意欲

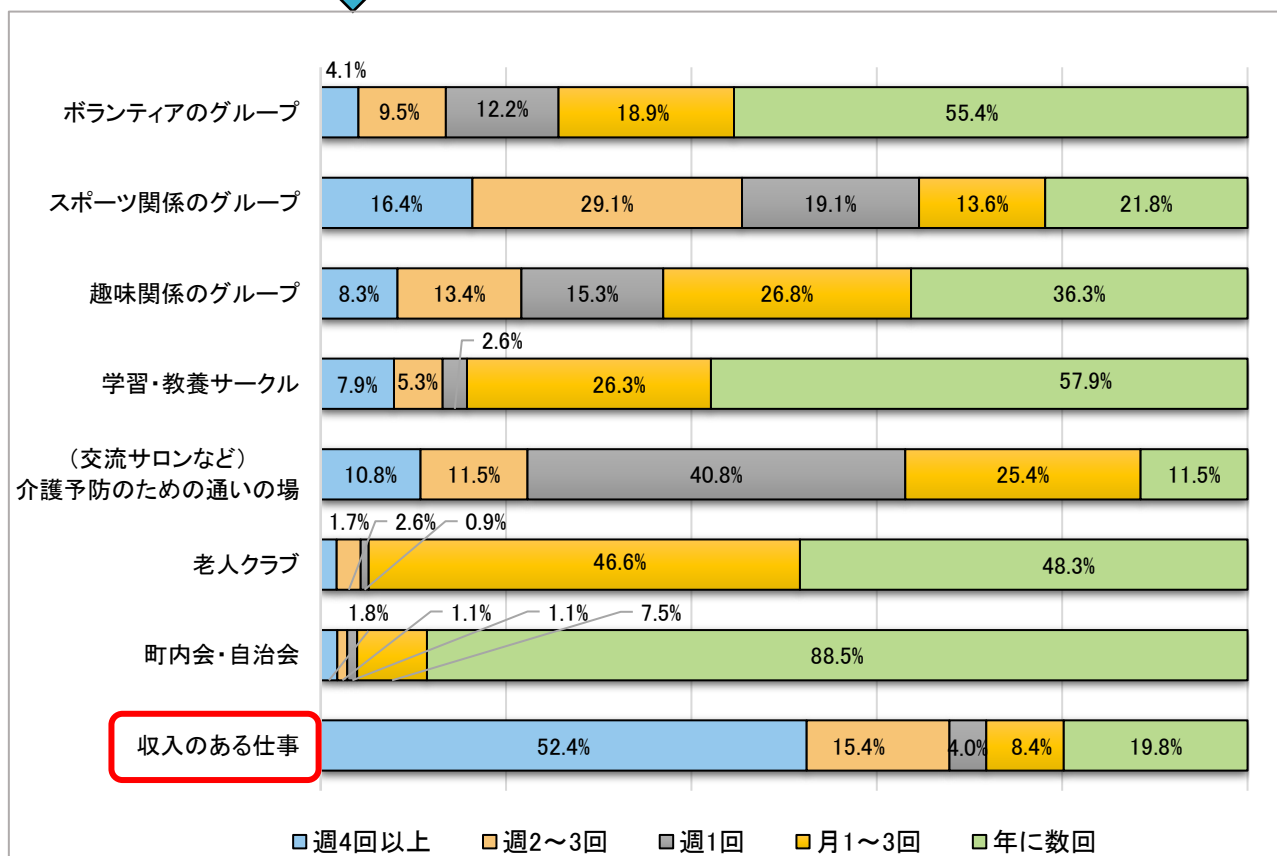
地域活動への参加は、全体的に不参加が多くなっていますが「町内会・自治会」は約40%となっています。

ついで「収入のある仕事」は約33%となっています。そのため、参加回数についても「週4回以上」の方は約52%と高いことから、仕事の都合で参加できない方が多いことが分かります。

そういった方が参加しやすいような働きかけ、環境づくりを行うことにより、社会参加率の向上に繋がると推測されます。



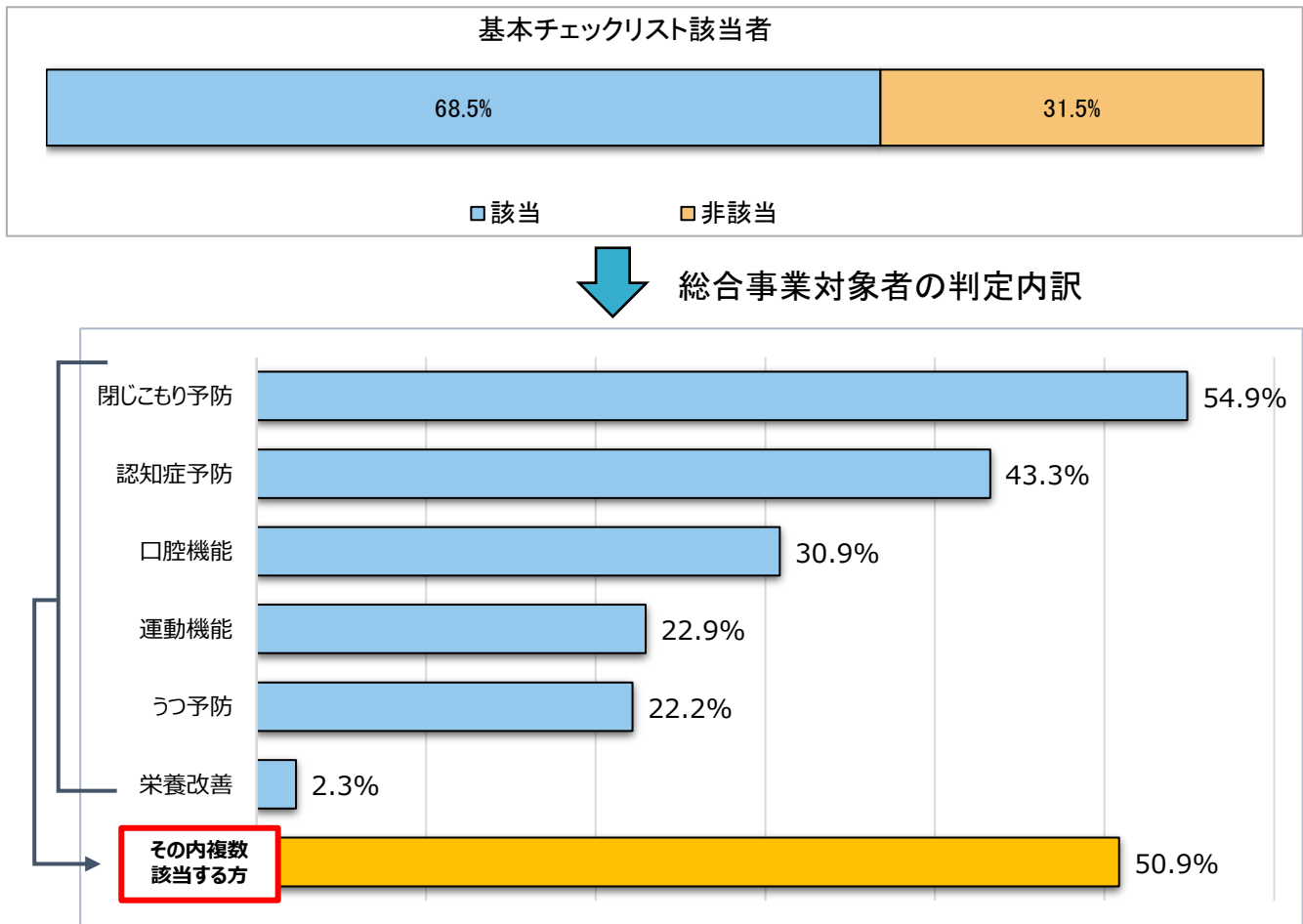
参加回数



(12) 総合事業対象者

総合事業とは、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業のことで、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための「基本チェックリスト」(全25項目)で、要支援・要介護になるおそれがあると判定された方が対象となります。

なお、日常生活圏域ニーズ調査の調査項目には「基本チェックリスト」に類似した質問項目が含まれており、以下の分析はそれらの項目の回答内容を踏まえた判定に基づき行っています。

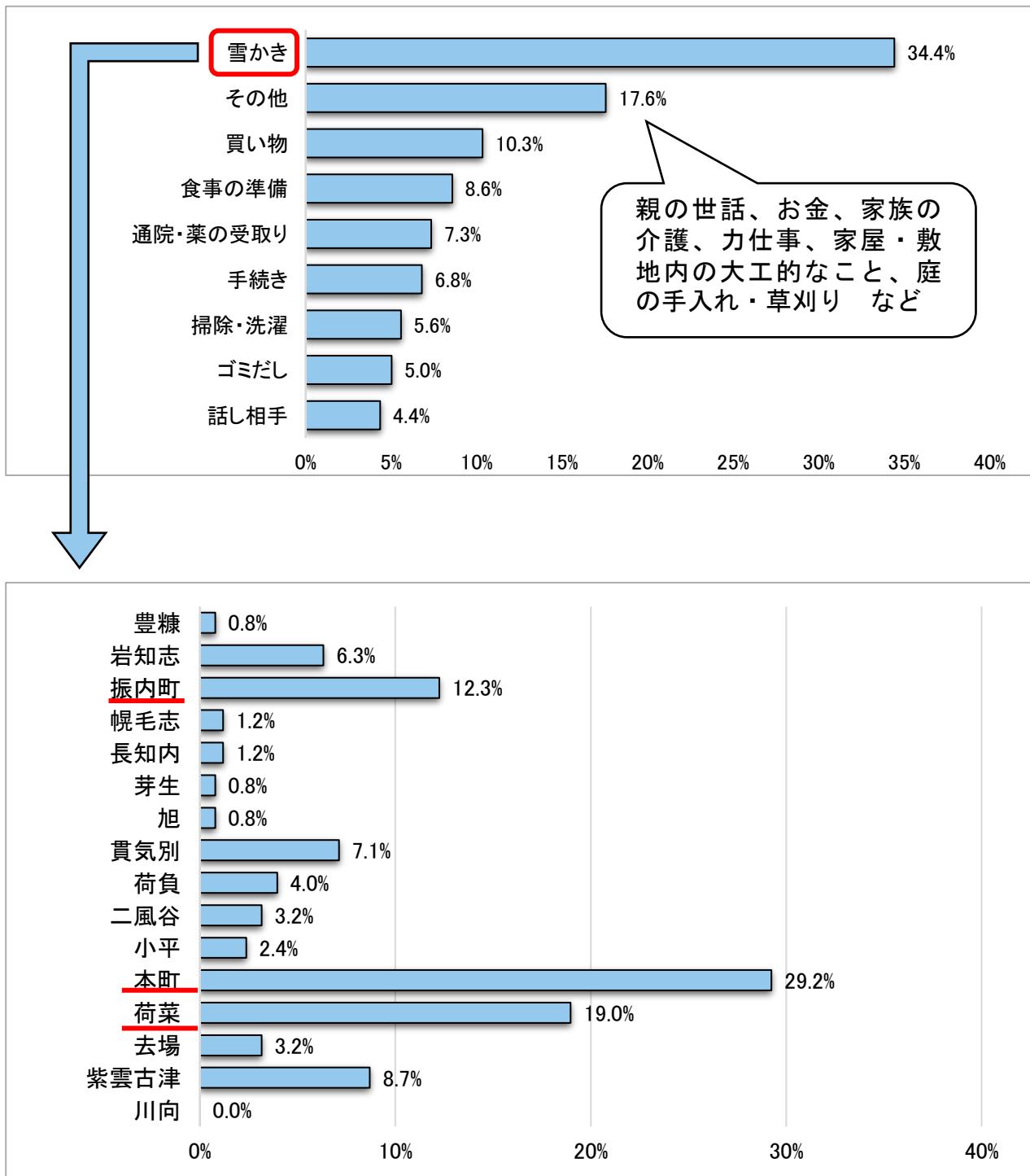


「閉じこもり予防」が最も高く54.9%となっており、次いで「認知症予防」が43.3%、「口腔機能」が30.9%となっています。その内該当する方「複数該当」が50.9%になっています。閉じこもりについては、新型コロナウイルス感染症対策のため外出を控えていることにより、該当になった方も含まれるため、実数は少なくなるものと考えられます。

(13) 日常生活での困りごと

日常生活での困りごとについては「雪かき」が34.4%と最も高く、次いで「その他（冬場の運動不足、庭の手入れ、外出支援 など）」が17.6%、「買い物」が10.3%となっています。「雪かき」は介護サービスで提供できないため、地域住民等の協力は不可欠になります。

また、地区別では「本町」が29.2%、次いで「荷菜」が19.0%、「振内町」が12.3%であり、各地区により、割合に差があります。

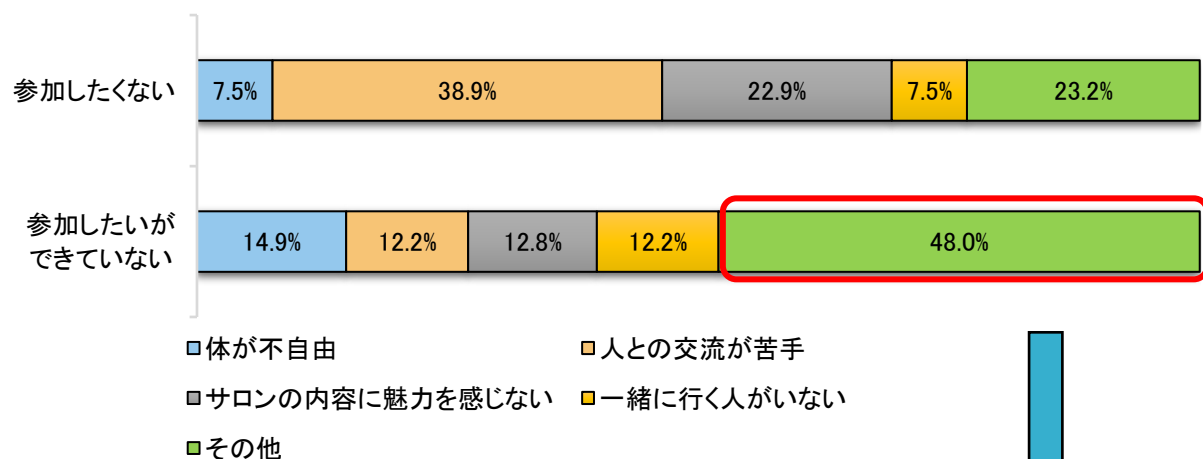


(14) 交流サロン(通いの場)への参加意欲

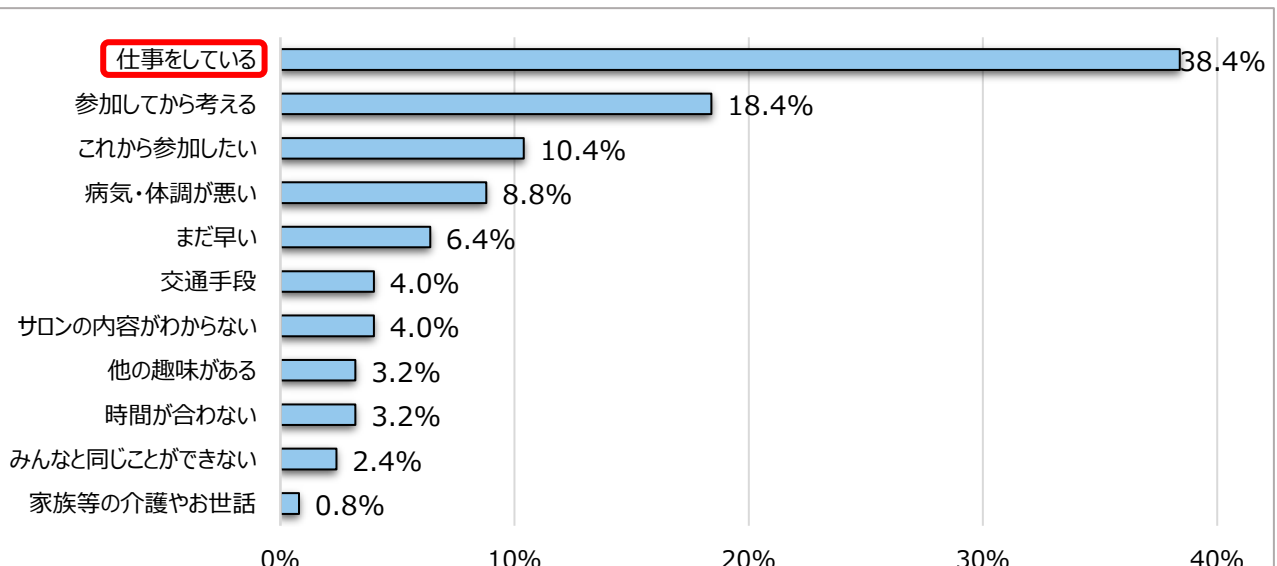
サロンに「参加している」が約22%おり、「参加したいができていない」が約21%となっています。「参加したいができていない」と回答した方の内訳をみると、「その他」が最も多く、理由として「仕事をしている」が約38%、「参加してから考える」が約18%、「これから参加したい」が約10%となっています。今後、交流サロンの参加率を上げるためには、「参加したいができていない」と回答した方をターゲットに、参加者を増やしていく必要があります。一方、「参加したくない」と回答した方が56.7%と高く、理由として「人との交流が苦手」が約38%と最も高くなっています。そのため、介護予防を推進するためには、人との交流が苦手な方へのアプローチも検討していく必要があります。



参加できない・したくない理由



参加したいができていない：その他理由



第2節 在宅介護実態調査

1 在宅介護実態調査とは

「在宅介護実態調査」は、第9期計画の策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等の介護者の就労継続」の現実に向けた介護サービスのあり方を検討することを目的として、主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方や、家族を対象として調査を実施しました。

2 調査の概要

(1)調査期間 令和5年1月～2月

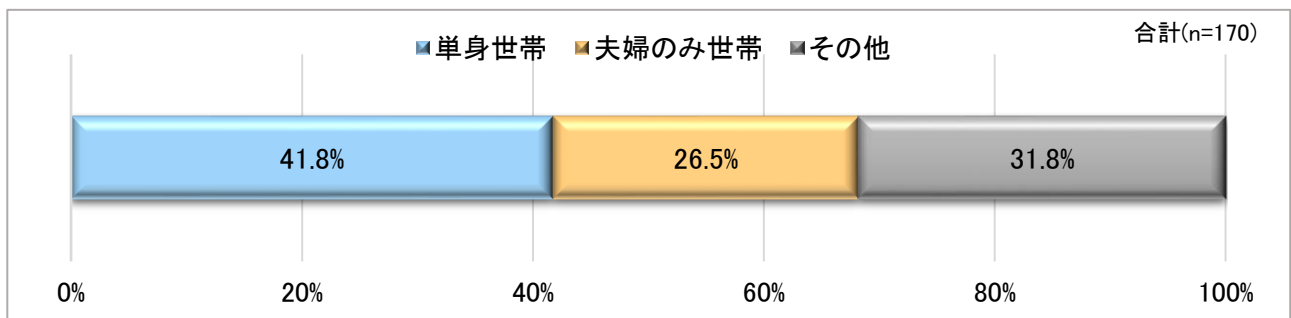
(2)調査対象者数及び回答数

要支援・ 要介護認定者数	令和4年12月14日現在 介護認定者数 362人		
在宅サービス 利用者数	対象者数	回答者数	回収率
170人	要支援1・2	60人	100%
	要介護1～5	110人	100%

3 基本調査項目の集計結果

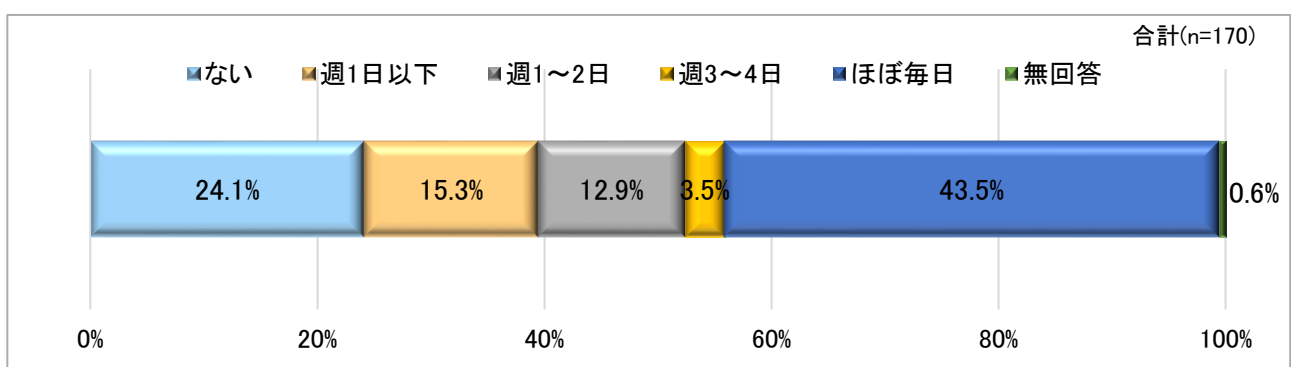
(1)世帯類型

世帯別では「単身世帯」41.8%「その他」31.8%、次いで「夫婦世帯」26.5%となっています。高齢化や核家族化の進行で「単身世帯、夫婦のみ世帯」の合計は約68.3%と高い結果となっています。



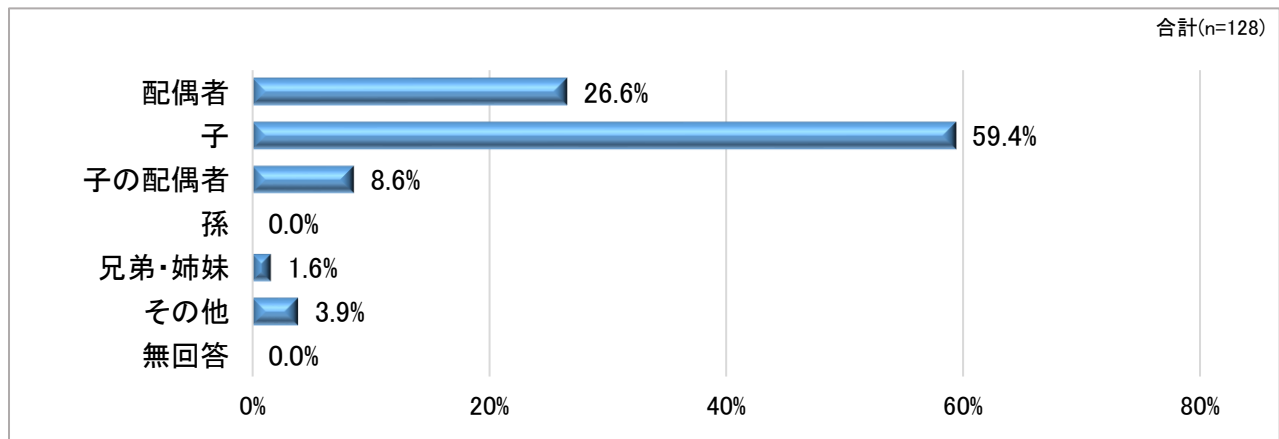
(2)家族等による介護の頻度

家族等による介護の頻度では「ほぼ毎日」が43.5%と高い数値を示し、介護の頻度「週1回～ほぼ毎日」では全体の約75.2%が何らかの介護をしている結果となっています。



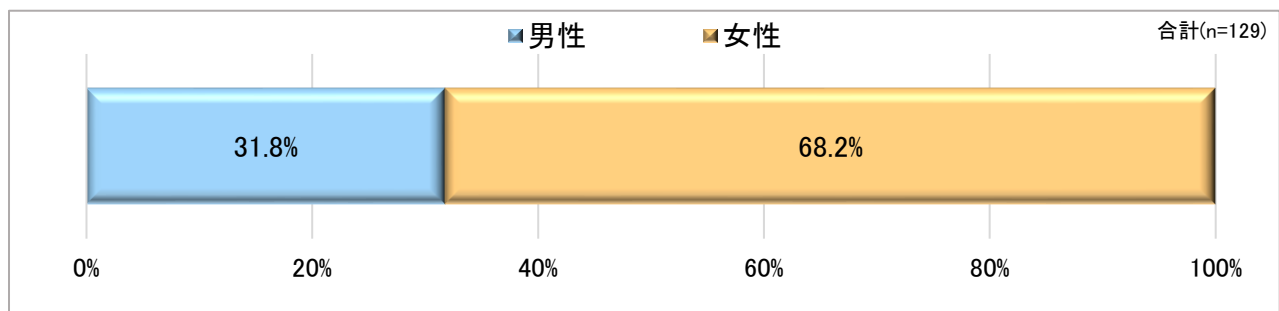
(3) 主な介護者の本人との関係と主な介護者の年齢

主な介護者は「子」が最も多く59.4%であり、次いで「配偶者」26.6%の結果となっています。



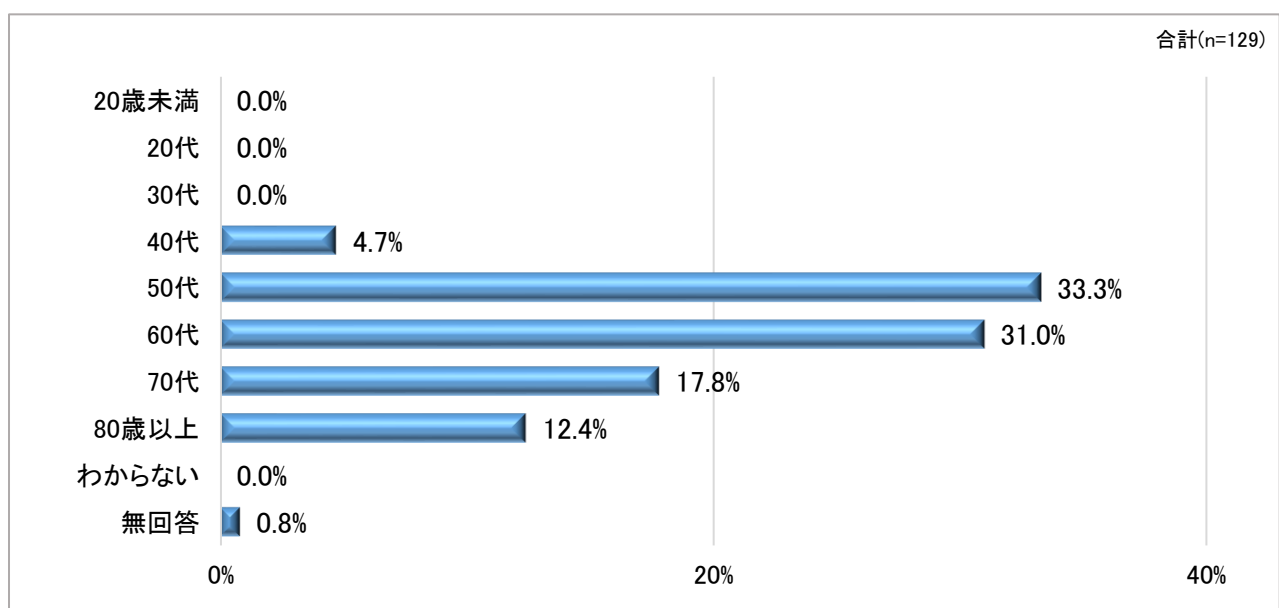
(4) 主な介護者の性別

「女性」は68.2%、「男性」は31.8%となっています。



(5) 主な介護者の年齢

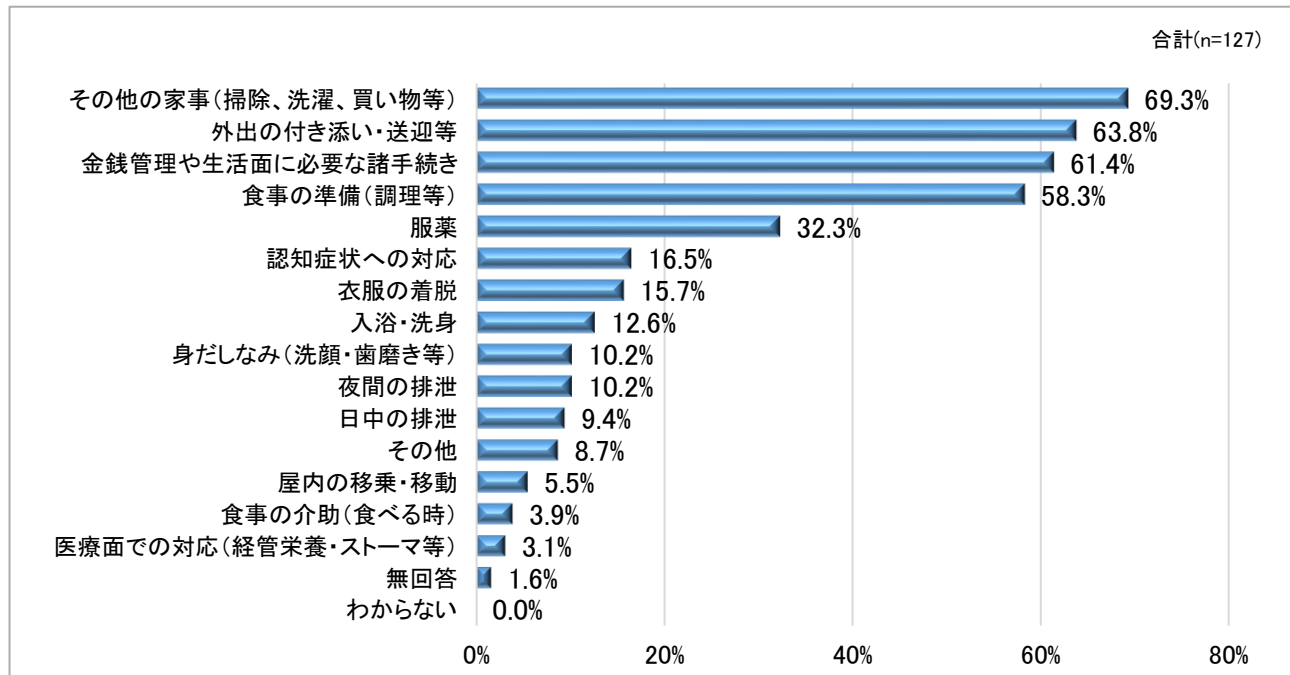
「50代」の割合が最も高く33.3%となっています。次いで、「60代(31.0%)」、「70代(17.8%)」となっています。介護者うち、60歳以上が61.2%を占め、老老介護の実態があります。



(6) 主な介護者が行っている介護

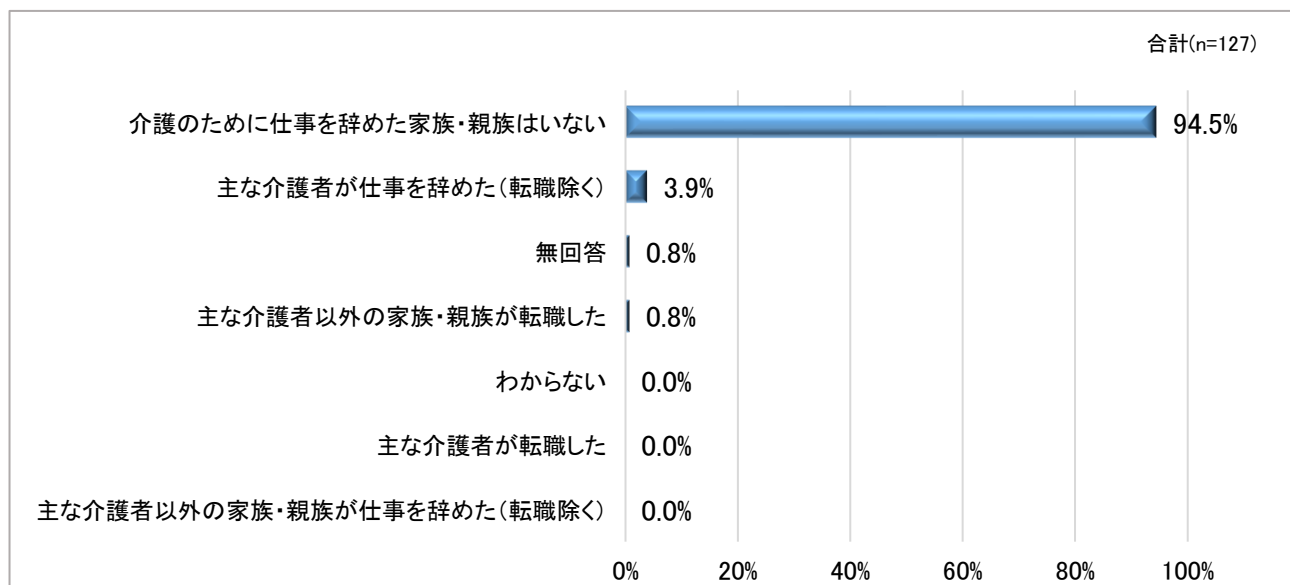
「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」の割合が最も高く69.3%となっています。次いで、「外出の付き添い、送迎等(63.8%)」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き(61.4%)」となっている。介護者が高齢であることから、直接的・身体的な介護については、介護保険サービスが担い、公的なサービスで網羅できない部分を介護者が担っている現状がみられます。

しかし、老老介護が深刻化する中、負担や責任の重い「移動支援」「金銭管理等」に関して整備の拡充が必要と考えられます。



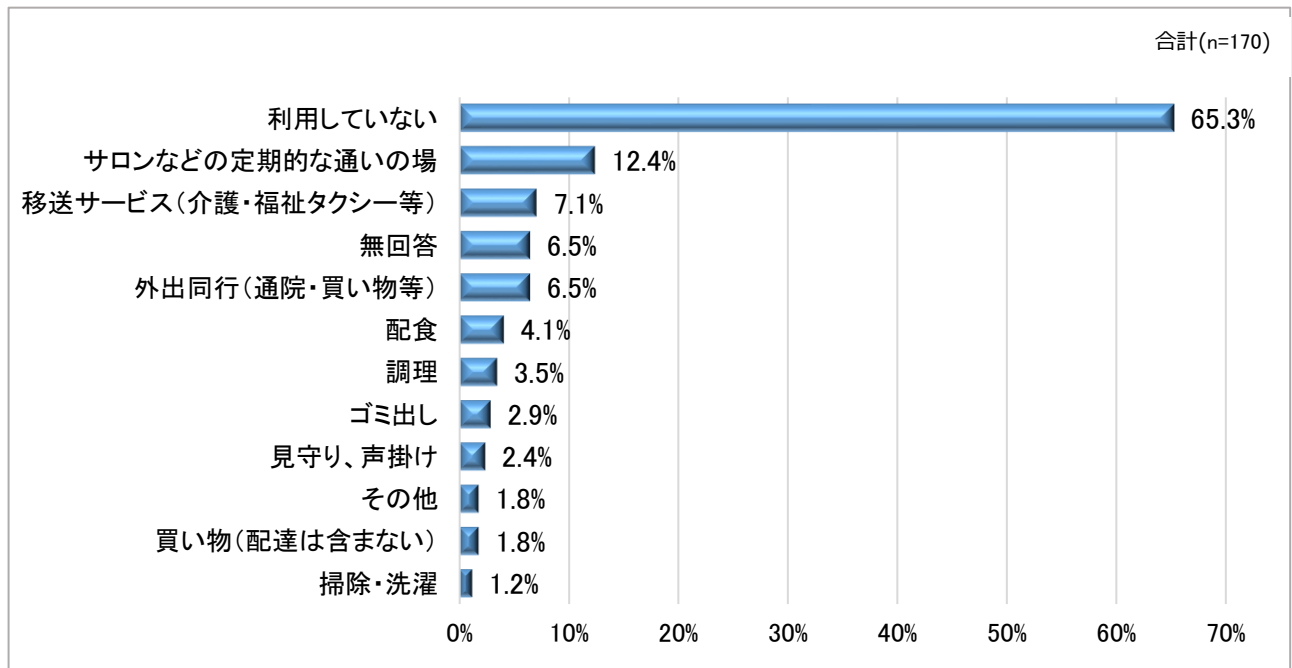
(7) 介護のための離職の有無

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」の割合が最も高く94.5%、次いで、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)(3.9%)」、「主な介護者以外の家族・親族が転職した(0.8%)」となっています。



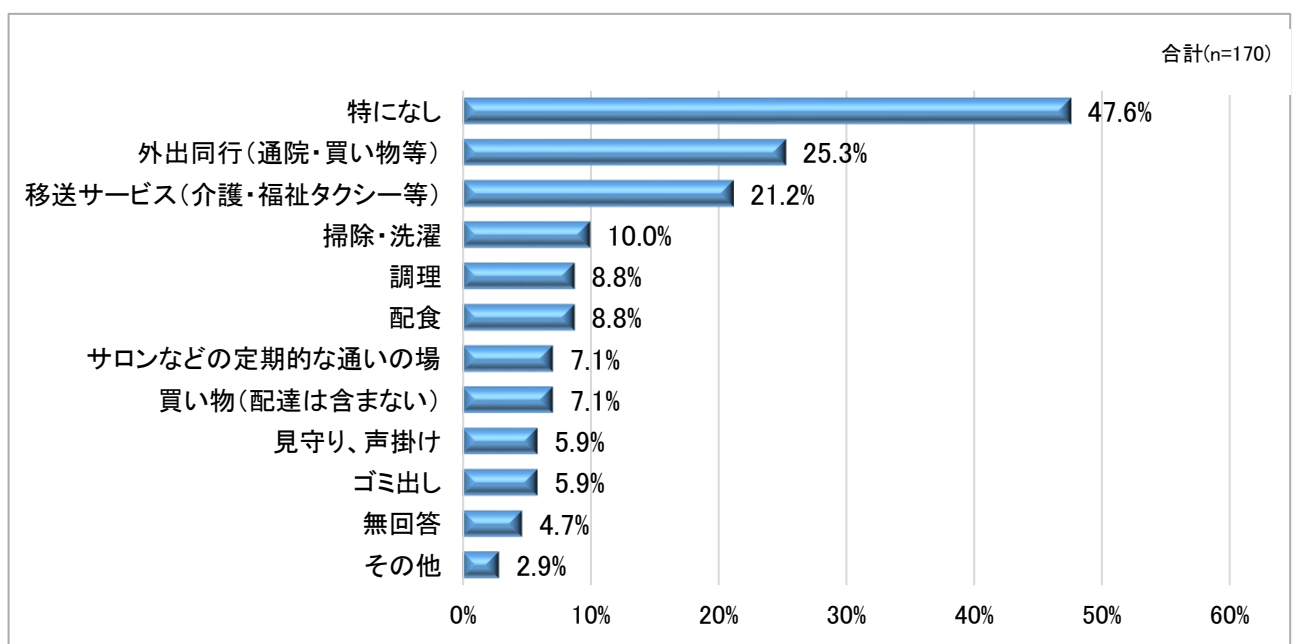
(8) 保険外の支援・サービスの利用状況

「利用していない」の割合が最も高く65.3%となっています。理由としては、保険外の支援・サービスが充実していないことが考えられます。次いで、「サロンなどの定期的な通いの場(12.4%)」、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)(7.1%)」となっています。



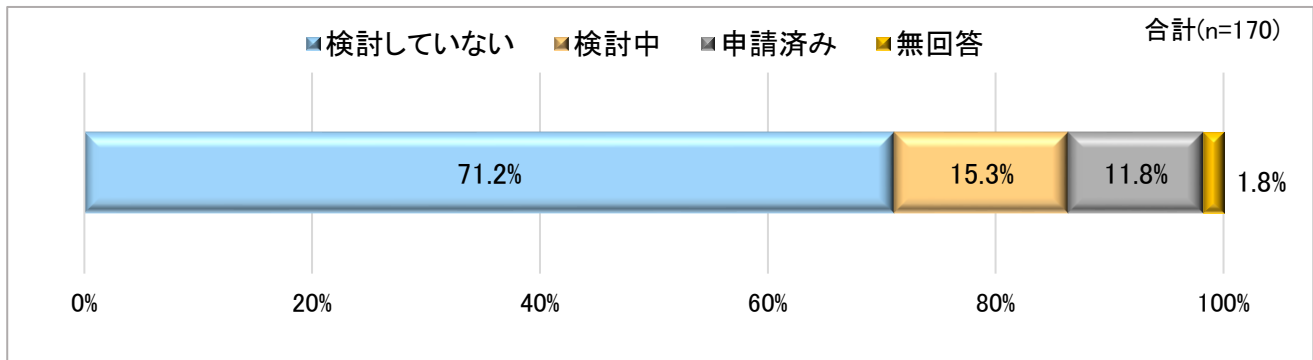
(9) 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

「特になし」の割合が最も高く47.6%となっています。次いで、「外出同行(通院、買い物等)(25.3%)」「移送サービス(介護・福祉タクシー等)(21.2%)」となっています。当町は広域かつ公共機関が限られ、加齢に伴い、移動に関する困りごとが増加傾向にあります。そのため、移動に伴う買い物や外出同行に関するニーズが高くなっており、整備の拡充が必要と考えられます。



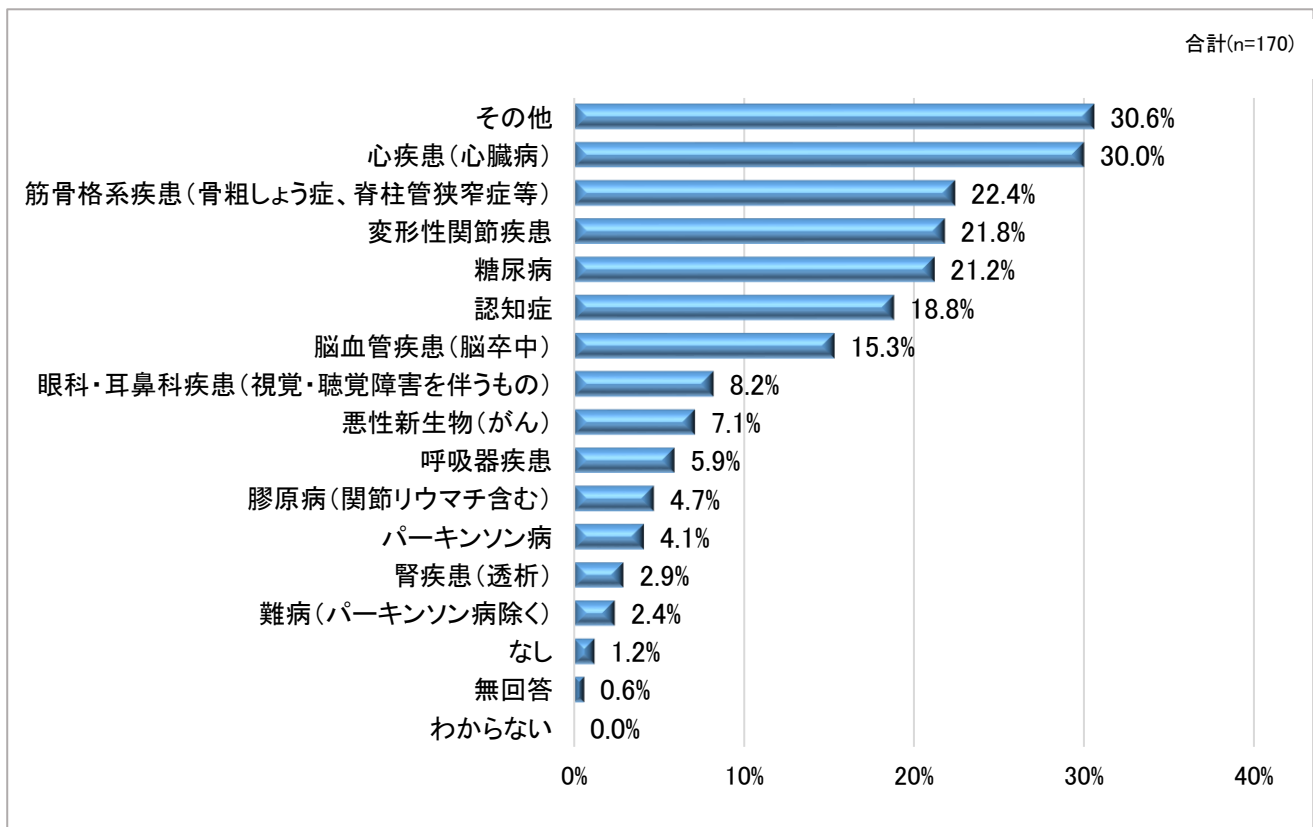
(10)施設等検討の状況

「検討していない」の割合が最も高く71.2%、次いで、「検討中(15.3%)」、「申請済み(11.8%)」となっています。71.2%は在宅生活を希望されていると考えられます。



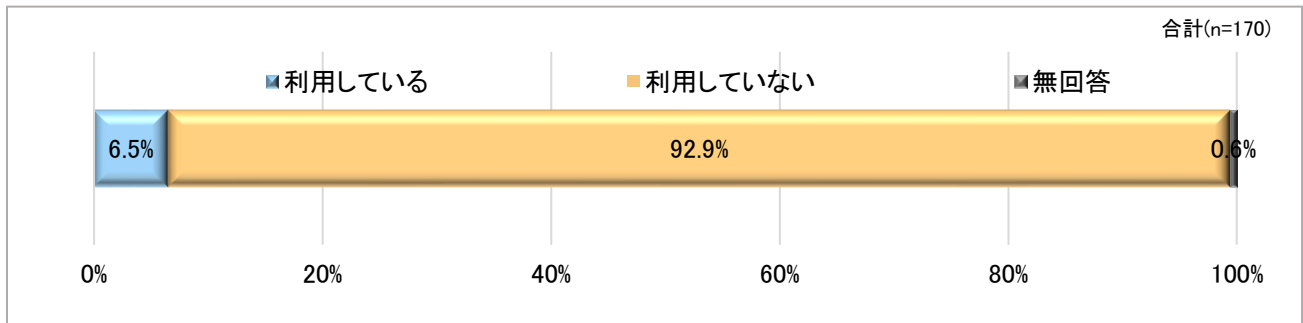
(11)本人が抱えている傷病

「その他」の割合が最も高く30.6%、次いで、「心疾患(心臓病)(30.0%)」、「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)(22.4%)」となっています。



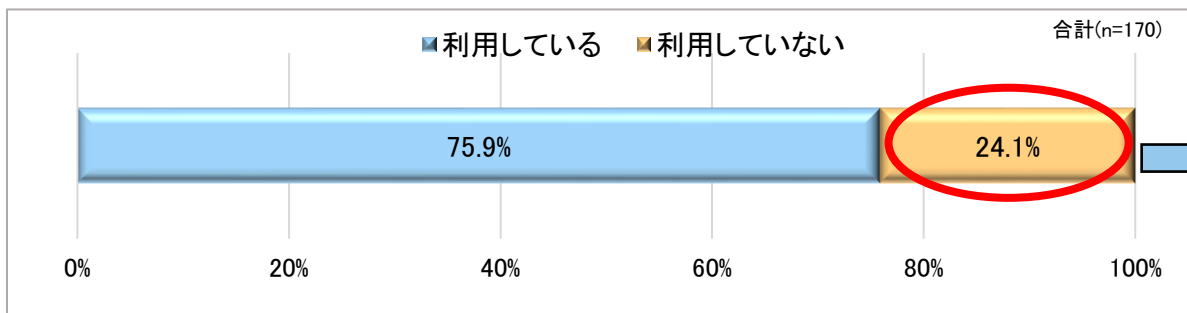
(12) 訪問診療の利用の有無

「利用していない」の割合が最も高く92.9%、次いで、「利用している(6.5%)」となっています。当町は訪問診療がないため、利用していない割合が高くなっています。



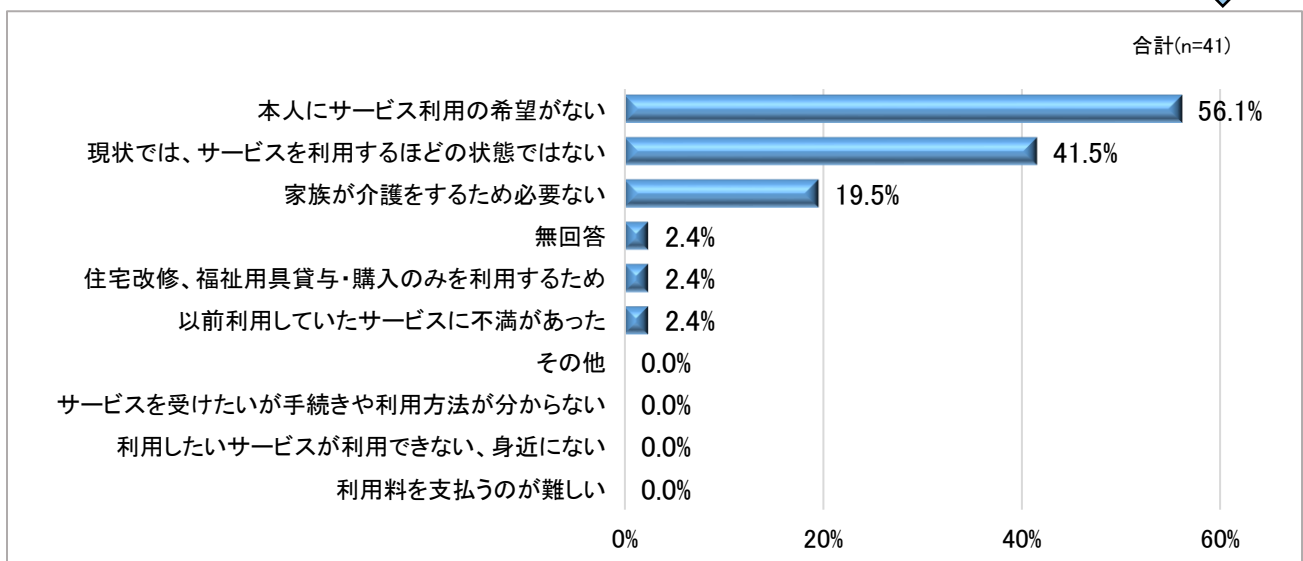
(13) 介護保険サービスの利用の有無

「利用している」の割合が最も高く75.9%、次いで、「利用していない(24.1%)」となっています。全体の75.9%は生活を送る上で、ヘルパー・デイサービスの利用が必要不可欠となっています。



(14) 介護保険サービス利用していない理由

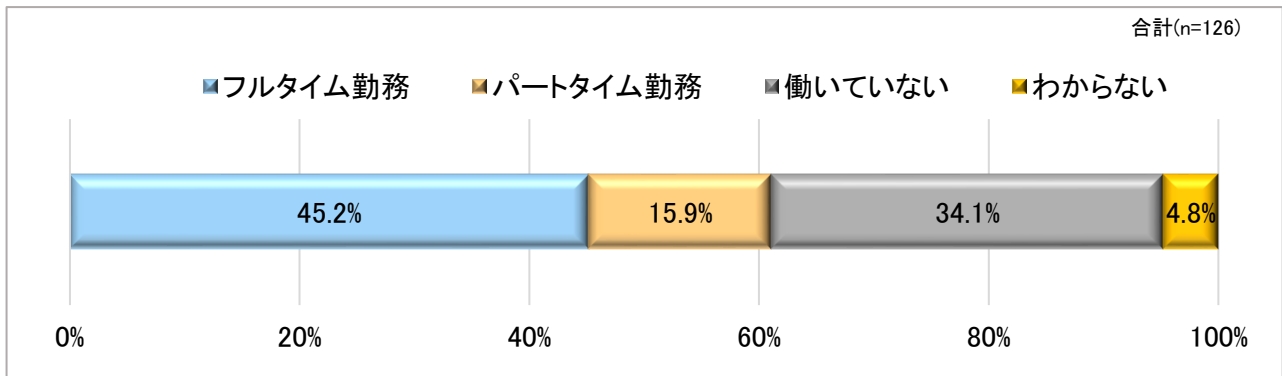
「本人にサービス利用の希望がない」の割合が最も高く56.1%、次いで、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない(41.5%)」、「家族が介護をするため必要ない(19.5%)」となっています。



4 主な介護者用の調査項目

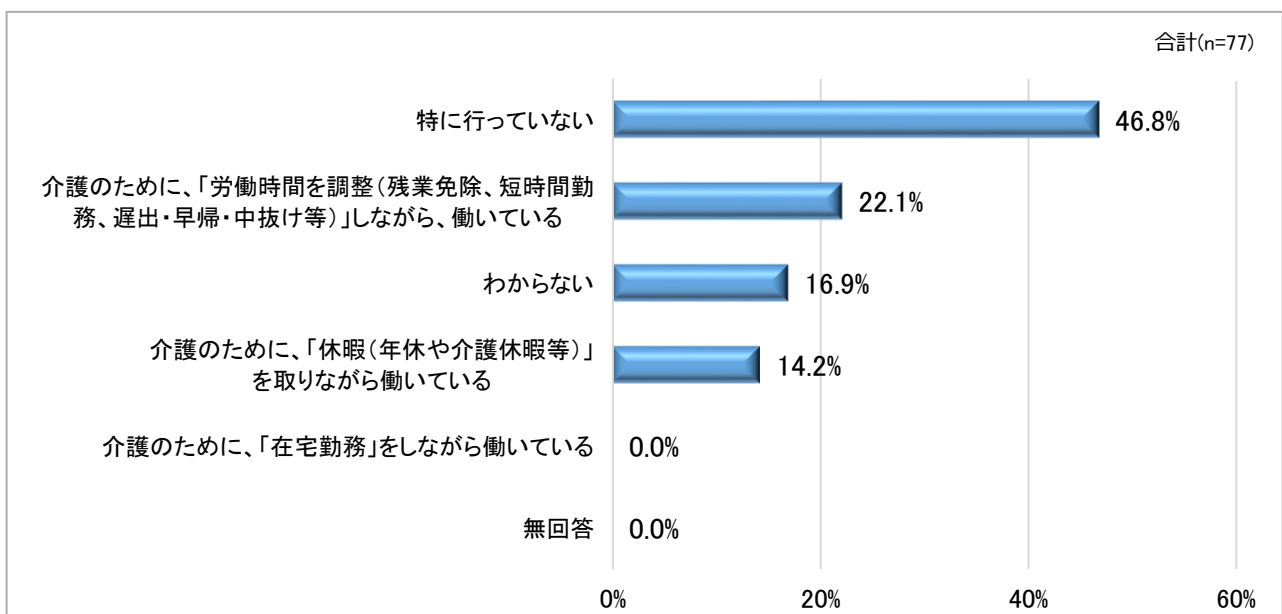
(1) 主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態については「フルタイム勤務」の割合が最も高く45.2%、次いで、「働いていない(34.1%)」、「パートタイム勤務(15.9%)」となっています。



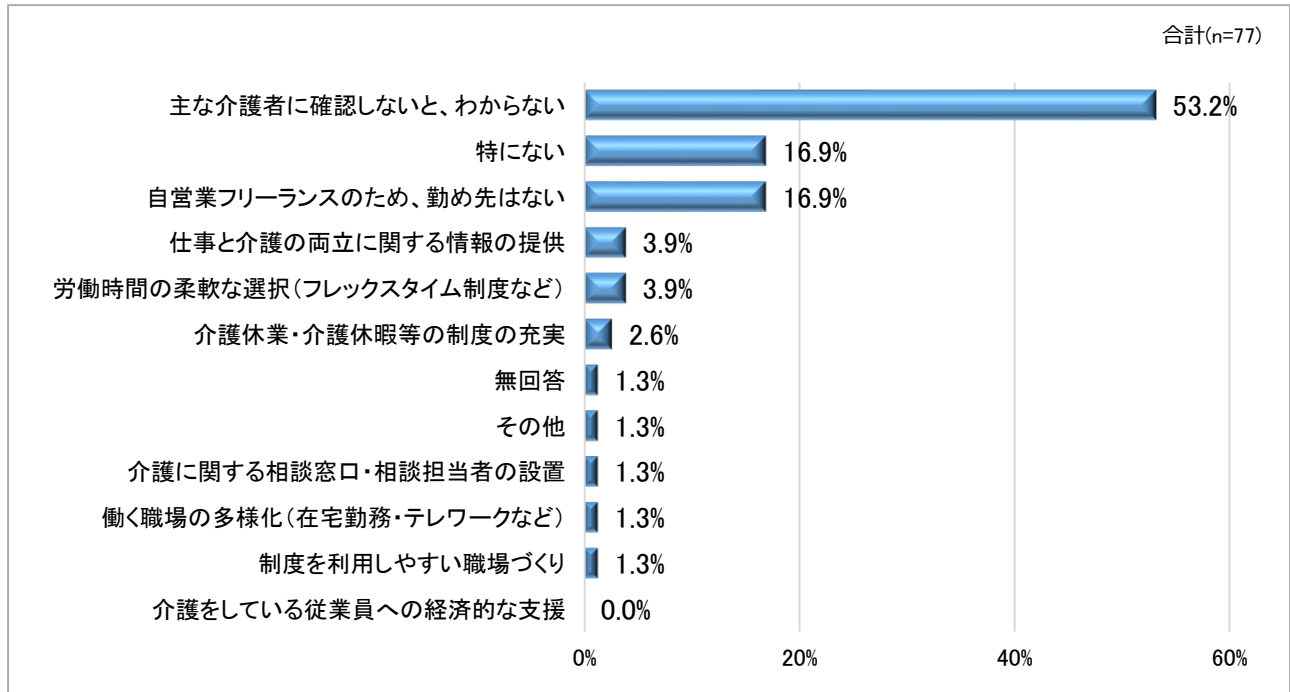
(2) 主な介護者の働き方の調整の状況

主な介護者の働き方の調整の状況については「特に行っていない」の割合が最も高く46.8%、次いで、「介護のために、(労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等))しながら、働いている(22.1%)」、「わからない(16.9%)」となっています。全体の36.3%は介護をするために労働の調整を行っています。



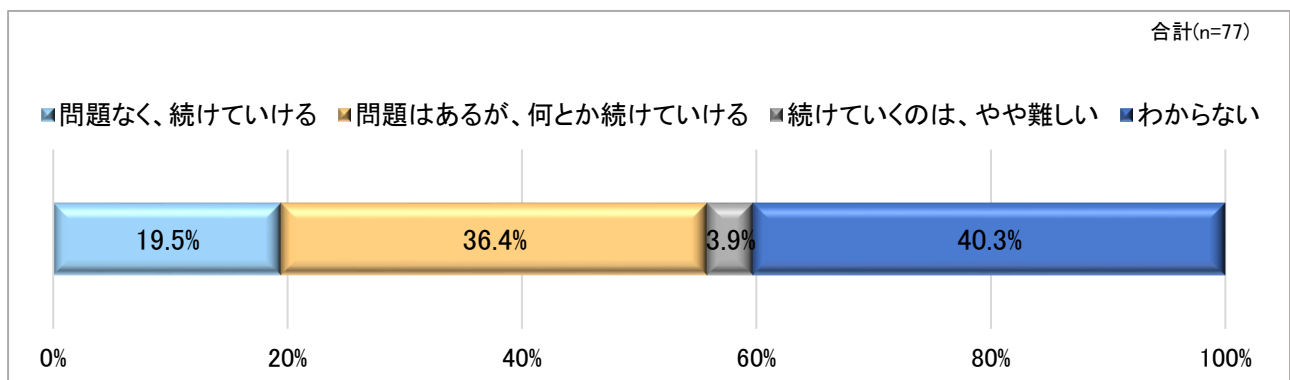
(3) 就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援

就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援では、「主な介護者に確認しないと、わからない」の割合が最も高く53.2%、次いで、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない(16.9%)」、「特にない(16.9%)」、「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)(3.9%)」、「仕事と介護の両立に関する情報の提供(3.9%)」となっています。



(4) 主な介護者の就労継続の可否に係る意識

主な介護者の就労継続の可否に係る意識では、「わからない」の割合が最も高く40.3%、次いで、「問題はあるが、何とか続けていける(36.4%)」「問題なく、続けていける(19.5%)」となっています。

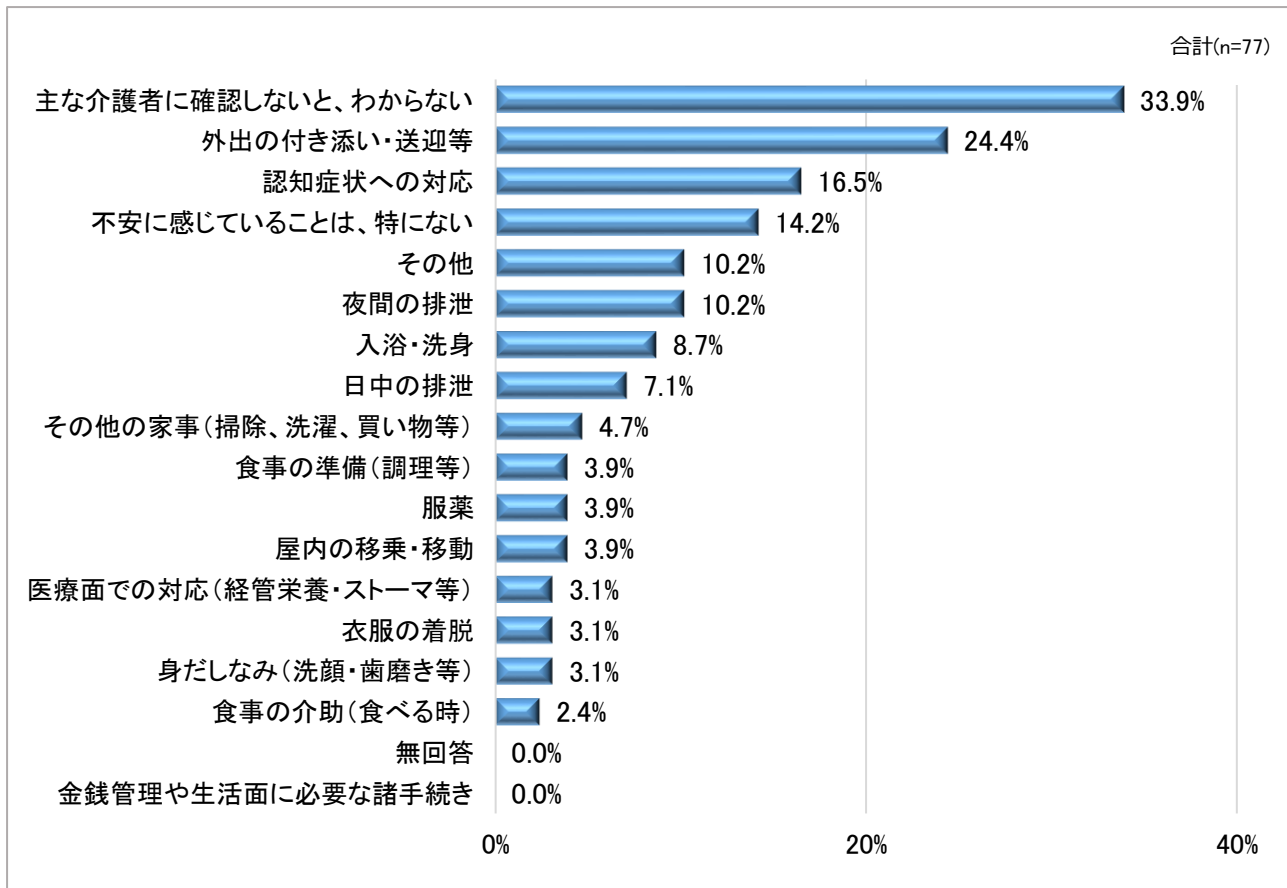


(5) 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護では、「主な介護者に確認しないと、わからない」の割合が最も高く33.9%、次いで、「外出の付き添い、送迎等(24.4%)」、「認知症状への対応(16.5%)」となっています。

また、他の質問項目でも「移動支援」が高い数値を示しているため、整備の拡充が必要と考えられます。

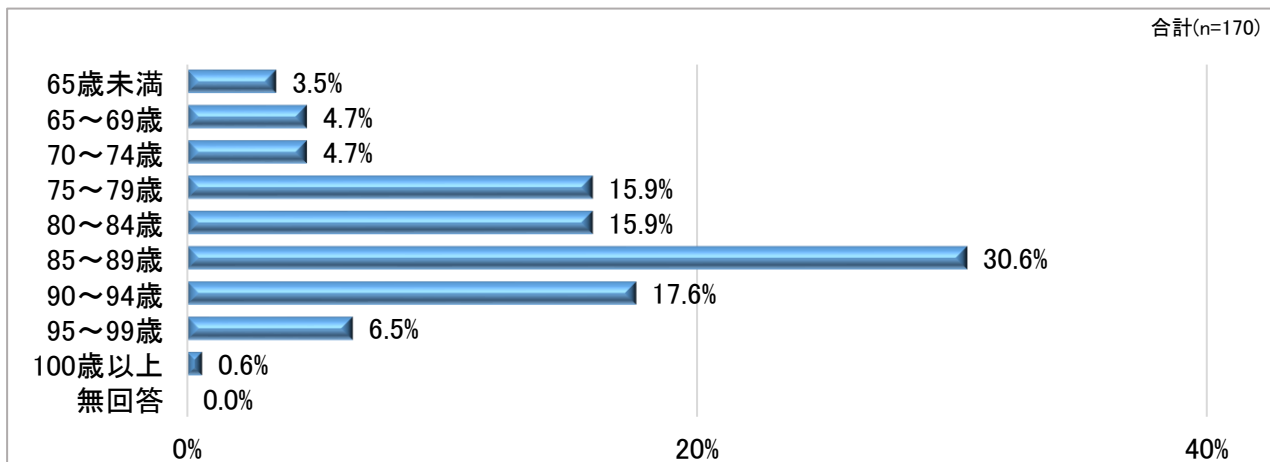
また、認知症状への対応については、認知症を早期に発見、適切なケアや治療につなげられるよう、整備の拡充が必要と考えます。



5 要介護認定データ

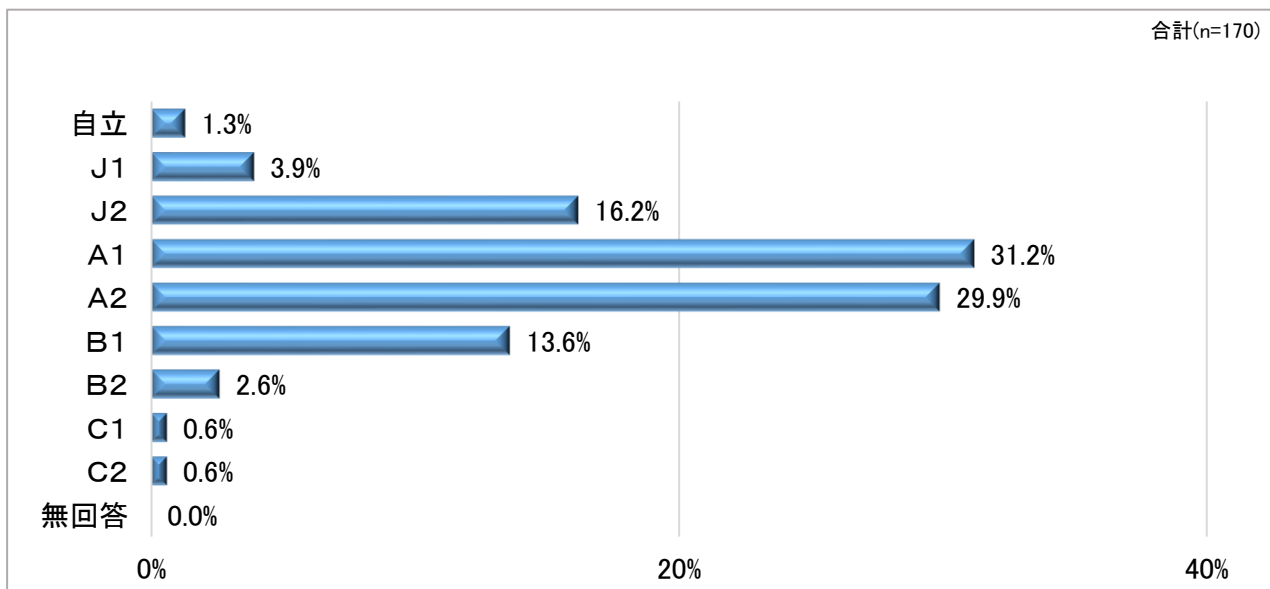
(1) 年齢

要支援・要介護者を年齢別でみると、「85～89歳」の割合が最も高く30.6%、次いで、「90～94歳(17.6%)」、「75～79歳(15.9%)」、「80～84歳(15.9%)」となっています。



(2) 障がい高齢者の日常生活自立度

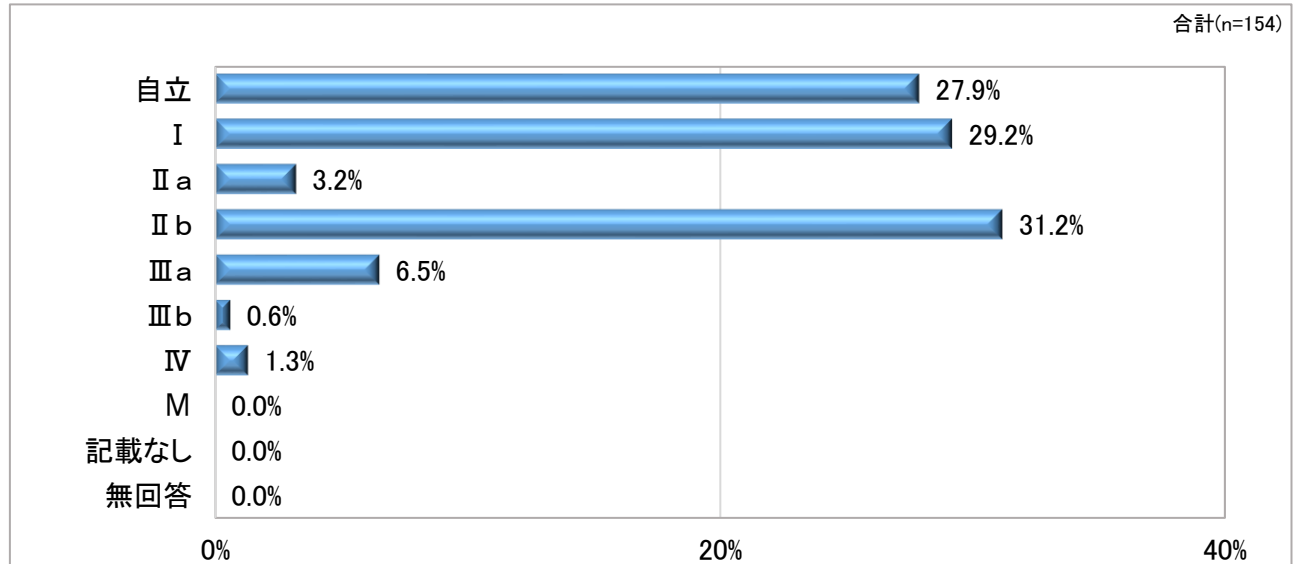
障がい高齢者の日常生活自立度では、ランク「A1・A2」(屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない)が全体の約5割を占めています。認定者の半数が外出等の移動に何らかの支援を必要としていることから、外出支援等の整備拡充が必要と考えられます。



生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ
	ランクC	日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する

(3) 認知症高齢者の日常生活自立度

認知症高齢者の日常生活自立度では「自立」が比較的高い数値となっています。しかし、全体の約3割は具体的な支援が必要な認知症状の該当者であり、また、予備群でもある「Ⅰ」を含めると全体の約7割は、何らかの認知症状を有していることから、今後は認知症対策がより急務と考えられます。



I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
V	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする

第3節 介護人材実態調査

1 調査の概要

(1) 目的

介護人材実態調査は、介護人材の性別・年齢構成や資格保有状況、採用・離職状況、サービス提供の実態に関するアンケートの回答結果を分析し、地域内の介護人材の確保・サービス提供方法の改善につなげていくことを目的としています。

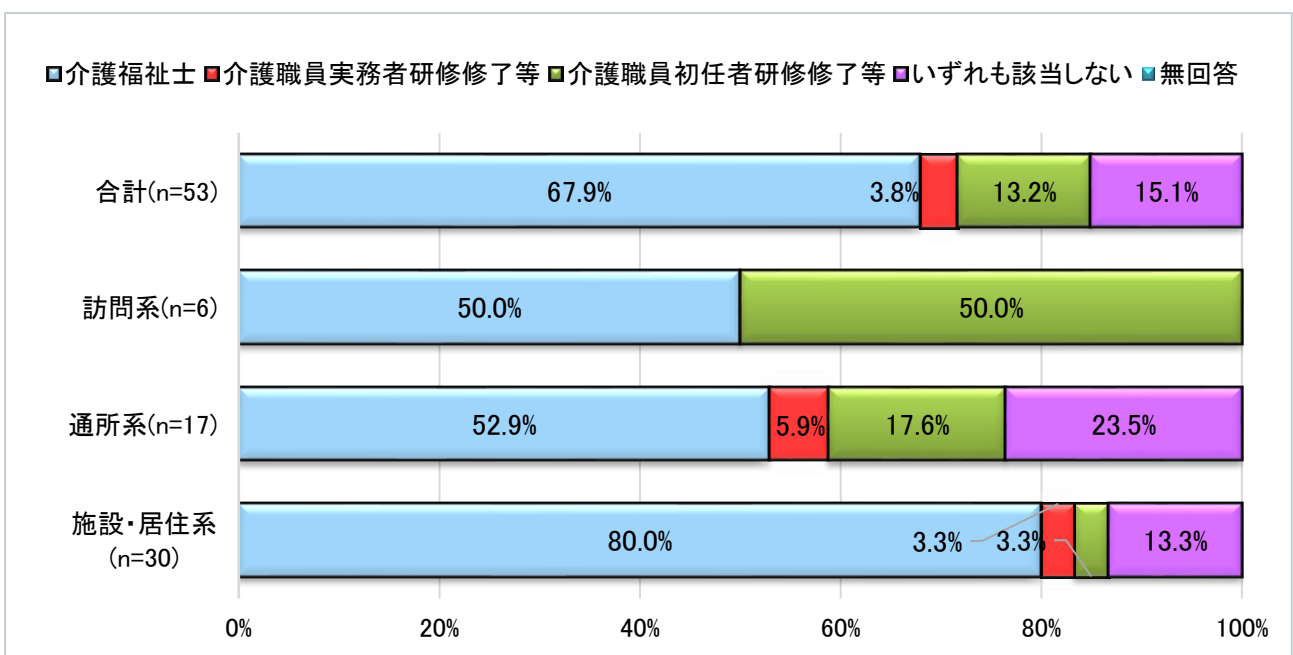
(2) 調査対象及び回収率

事業所	対象数	回答数	回答率
訪問系サービス事業所	1	1	100%
通所系サービス事業所	1	1	100%
施設・居住系サービス事業所	3	3	100%
合計	5	5	100%
介護職員（訪問事業所）	6名	6名	100%
合計	6名	6名	100%

2 集計結果

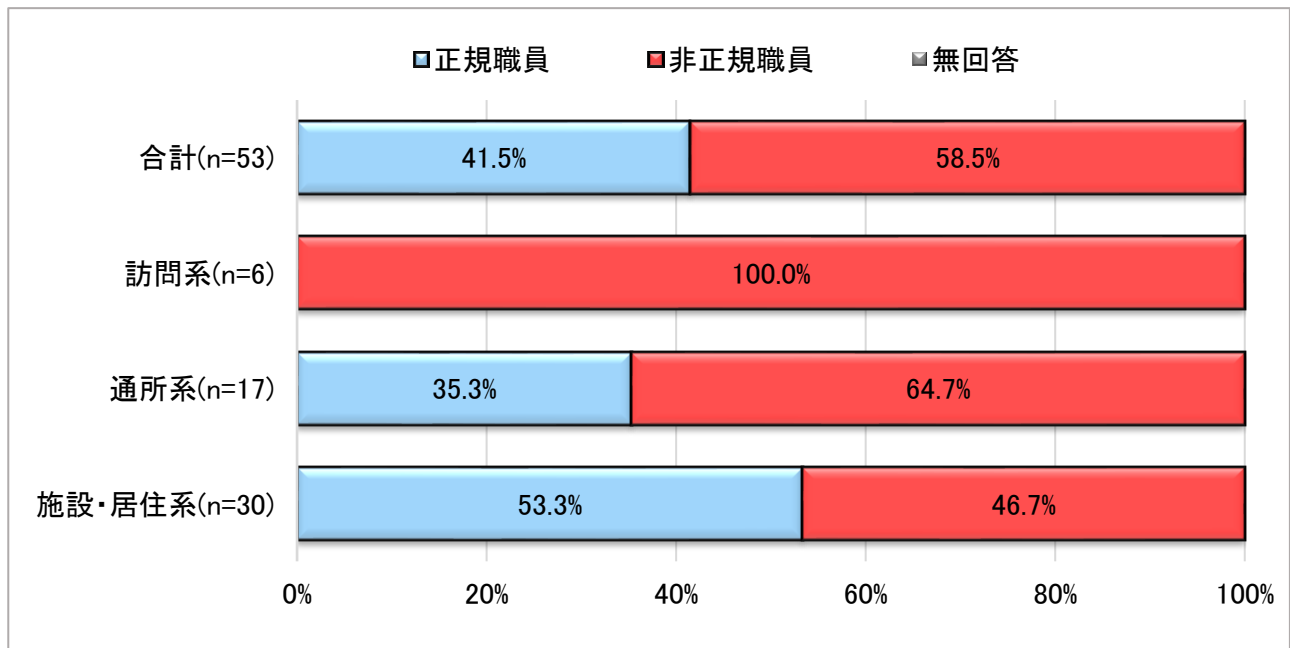
(1) サービス系統別の資格保有の状況

全体では、介護福祉士の資格保有者67.9%です。その内訳をみると、「訪問系・通所系」の介護福祉士の有資格者は約半数となり、「施設・居住系」は介護福祉士の有資格者は80%と高い結果になっています。



(2) サービス系統別の正規職員・非正規職員の割合

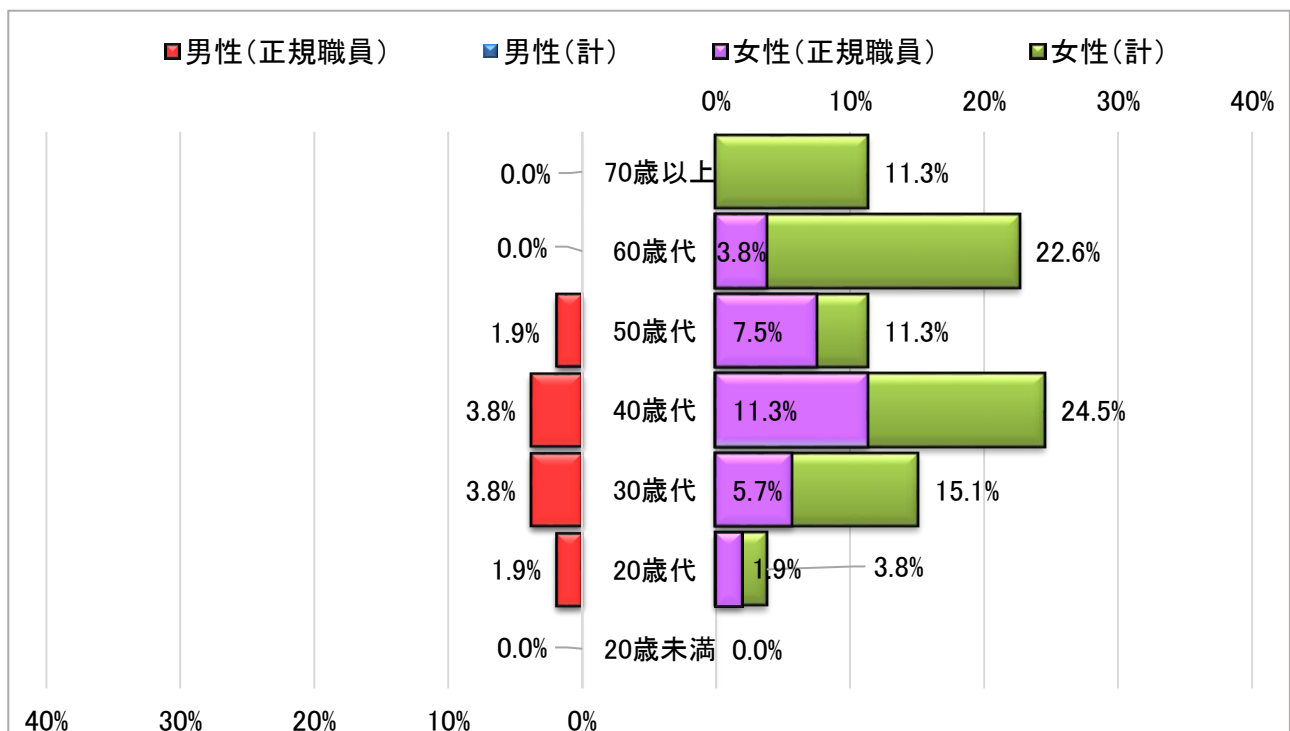
全体では、正規職員が41.5%と半数を割っています。内訳をみると、訪問系は、全ての職員が非正規職員となっています。需要の高いサービスにも関わらず、職員の処遇が良くない現状がみられ、人材確保が困難になっていると考えられます。



(3) 性別・年齢別の雇用形態の構成比

男性の雇用形態は、全て正規職員ですが、50歳代以上の就労はありません。一方、女性は、非正規職員が多いにもかかわらず、70歳以上でも就労しており、長く勤める傾向がみられます。

男性の就労割合の低さは、処遇の影響も考えられ、離職防止の観点からも処遇改善が必要と考えられます。また、女性の雇用形態については、長期労働することより、正規職員としての雇用が必要と考えられます。

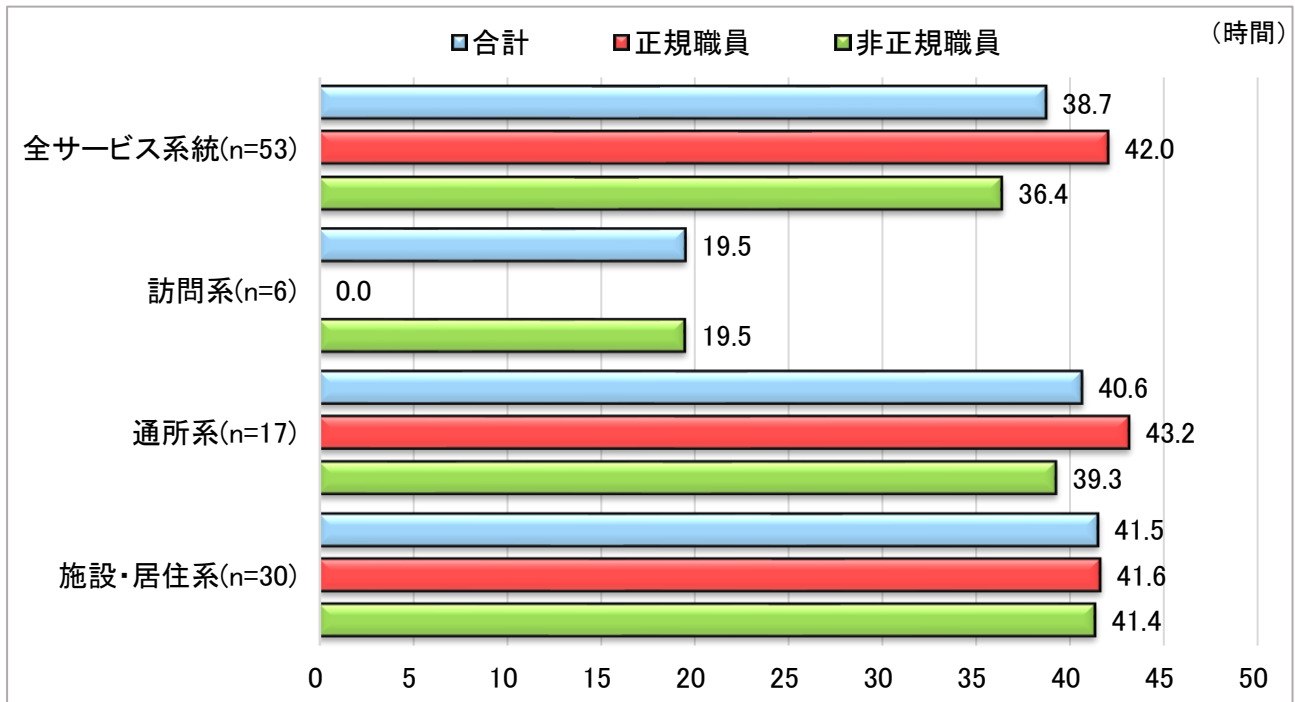


(4) 職員1人当たりの1週間の勤務時間

訪問系では、全ての方がパートタイムで勤務しており、比較的短時間での就労が可能なサービスと考えられます。

通所系では、雇用形態によって勤務時間の差がみられないことから、就労内容の差別化(見直し)が必要と考えられます。

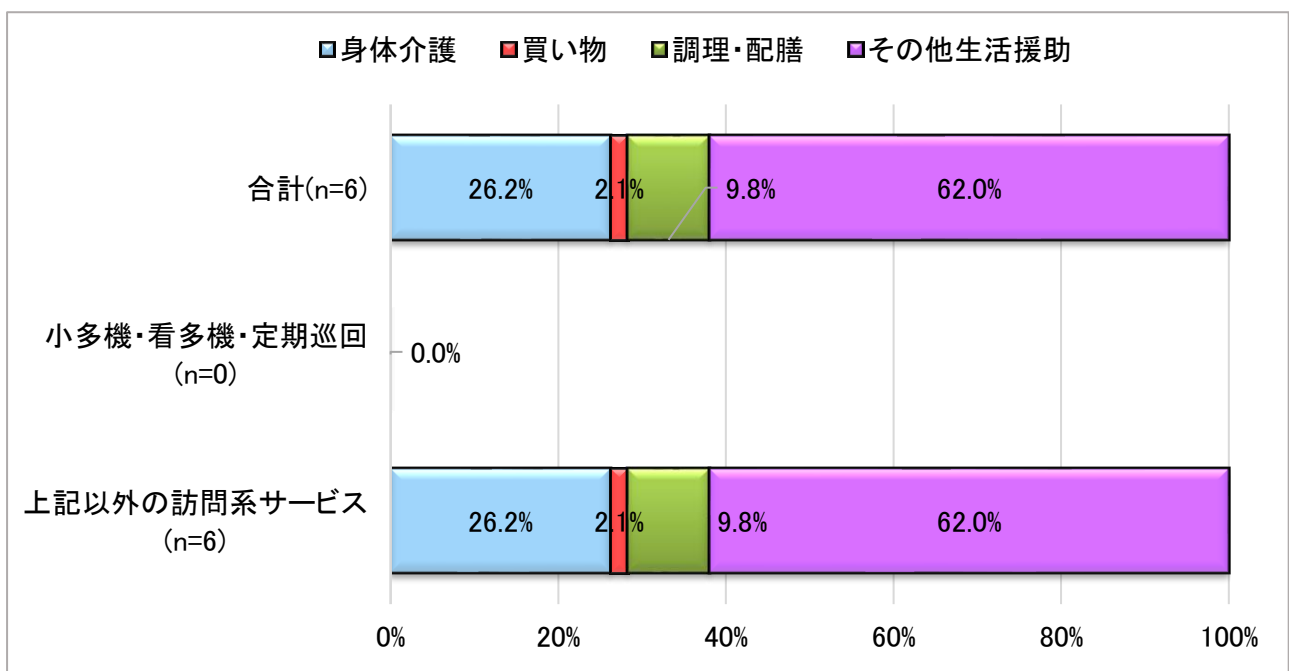
施設系では、雇用形態によって勤務時間の差がみられることから、正規職員と非正規職員との就労内容の差別化が図られており、フルタイム・パートタイム共に需要があると考えられます。



(5) 訪問介護のサービス提供時間の内容別の内訳(介護給付)

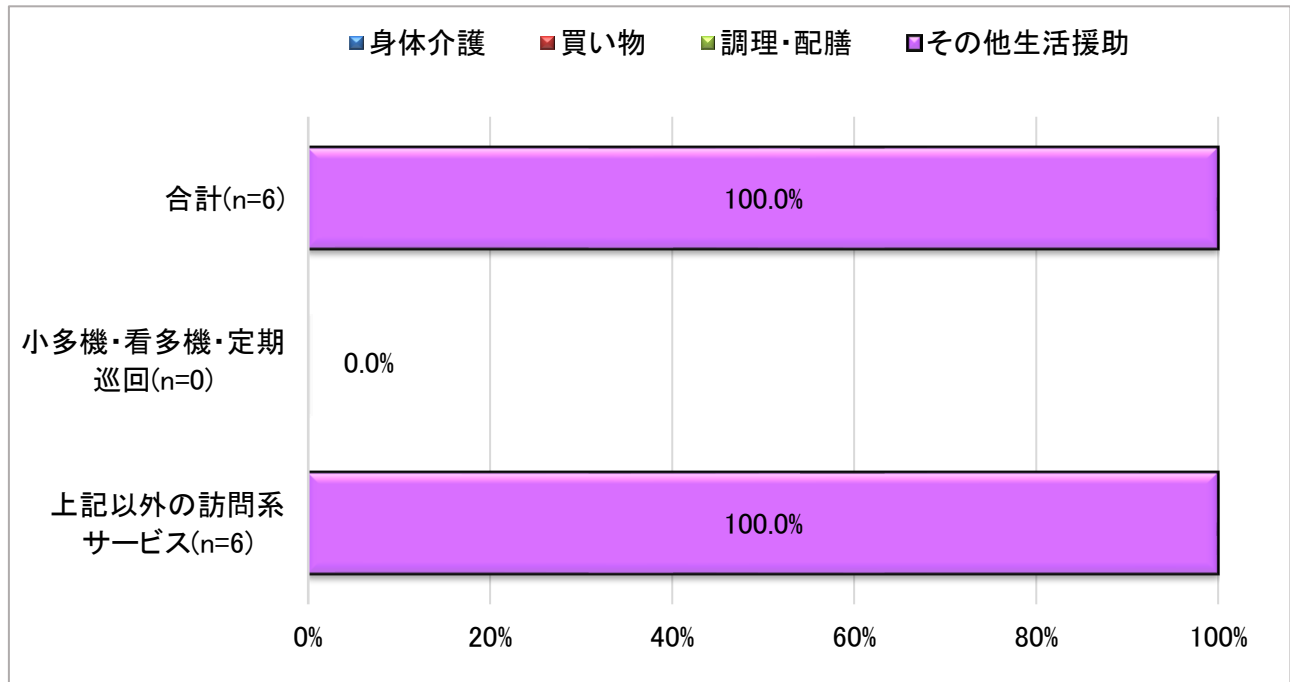
介護では、62.0%が「その他生活援助(掃除等)」で、26.2%が「身体介護」となっています。介護では、その他生活援助(掃除等)にかかるサービス提供時間が多いことがわかります。

今後、老老介護や単身世帯が増えることにより、職員の負担が大きい身体介護の需要が増えることが予測されます。



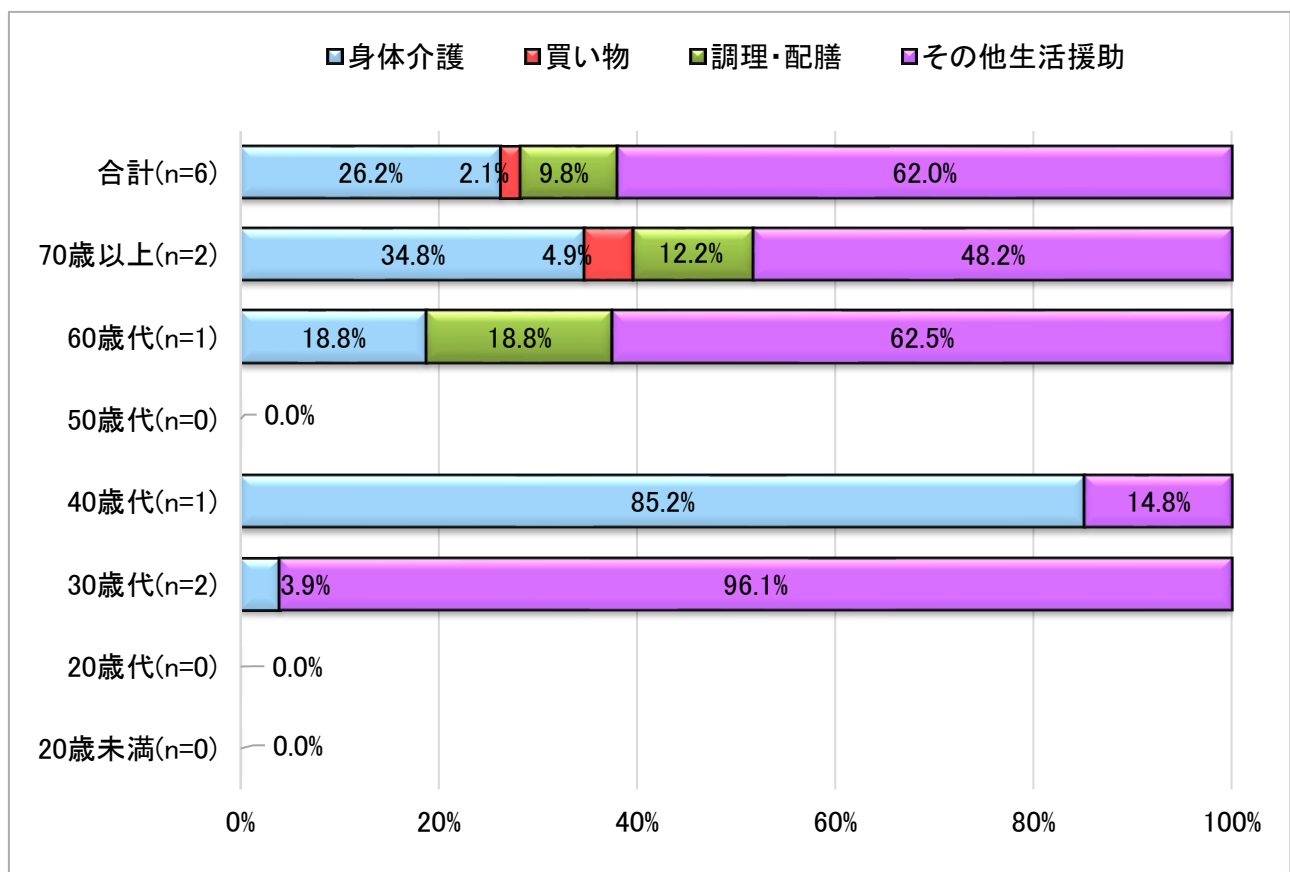
(6) 訪問介護のサービス提供時間の内容別の内訳(予防給付・総合事業)

予防・総合事業では、100%が「その他生活援助(掃除等)」となっており、身体介護・買い物・調理などは自立していることが分かります。



(7) 訪問介護員の年齢別のサービス提供時間の内容別の内訳(介護)

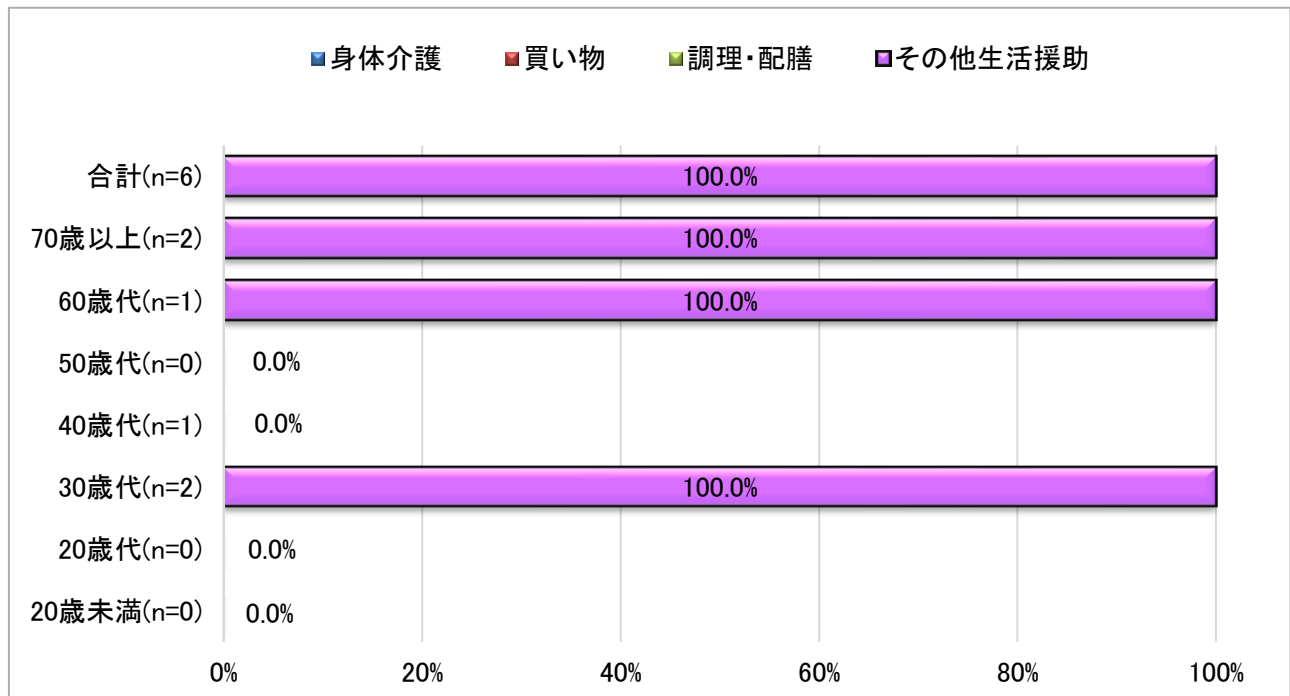
身体介護では、「40歳代が85.2%」と最も高く、次いで「70歳以上が34.8%」、「60歳代が18.8%」、「30歳代が3.9%」となっています。60～70歳の身体的負担を考慮し、40歳代が身体介護のサービス提供を中心的に行っていることが分かります。今後は、30歳代も身体介護のサービス提供が行えるよう取組が必要と考えられます。



(8) 訪問介護員の年齢別のサービス提供時間の内容別の内訳

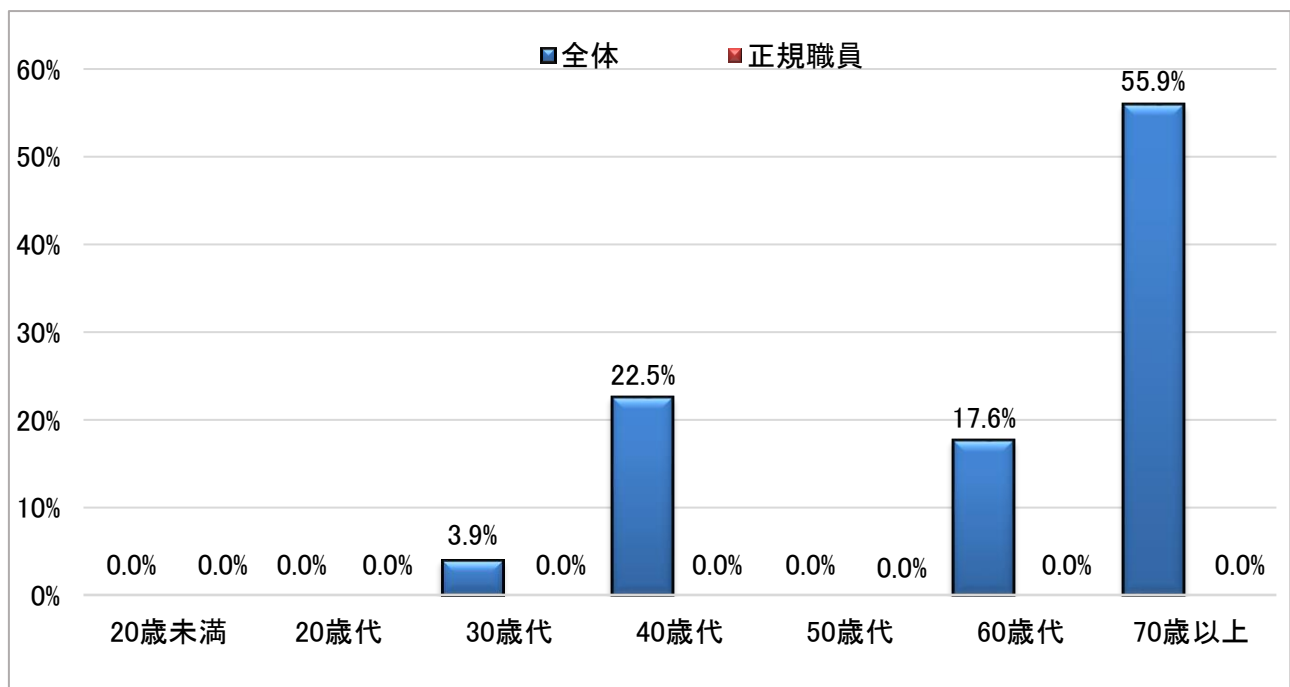
(予防・総合事業)

提供内容については、各年代とも「その他生活援助」が100%を示しています。



(9) 職員の年齢別の訪問介護提供時間(身体介護)

身体介護については、「70歳以上が 55. 9%」と最も高く、次いで「40歳代が22. 5%」、「60歳が17. 6%」「30歳代が3. 9%」となっています。



第4章 8期計画の進捗と評価・課題

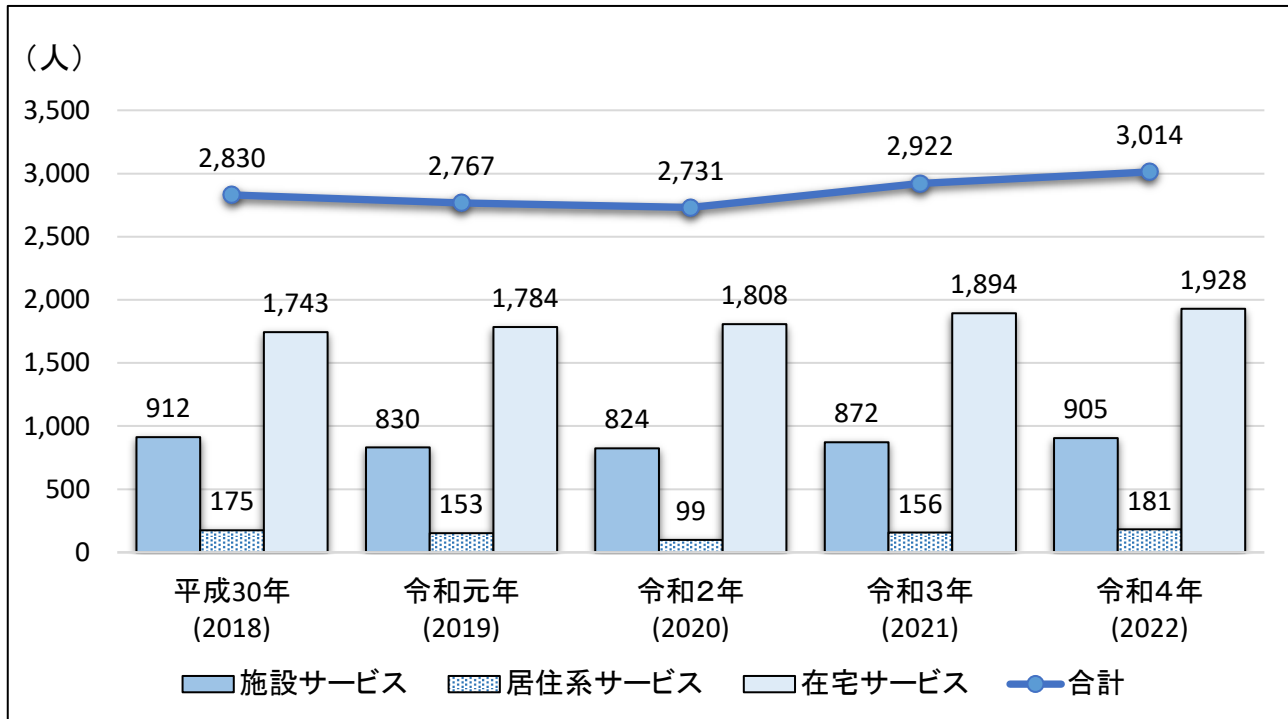
第4章 第8期計画の進捗と評価・課題

第1節 介護保険サービスの利用状況

1 サービス別利用者数及び受給率の推移

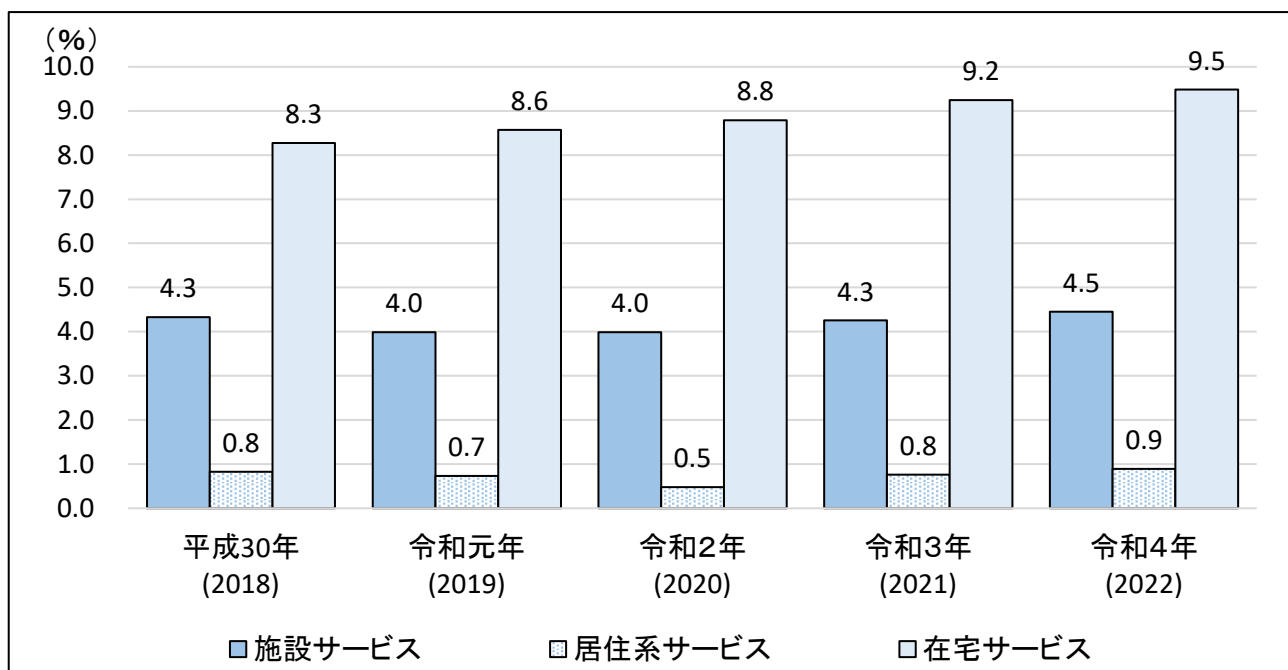
各サービスにおける推移を見ると、施設サービスは令和元年より減少傾向となっています。居住系サービスは令和3年度より増加傾向、在宅サービスも増加傾向となっています。

【 サービス別利用者数 】



資料:介護保険状況報告「見える化システム」(各年度)

【 サービス別受給率 】

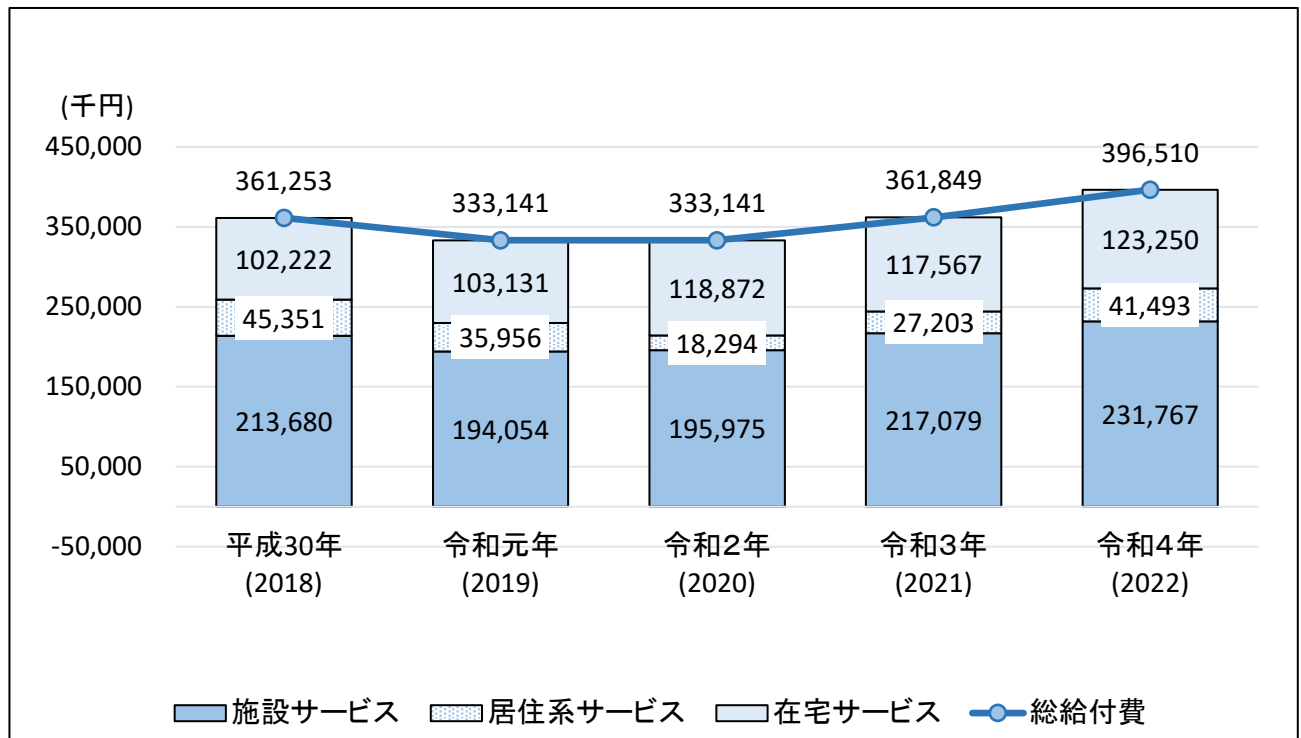


資料:介護保険状況報告「見える化システム」(各年度)

2 サービス別給付費の推移

総給付費は令和3年度より全ての給付費が増加傾向にあります。居住系サービスについては、令和3年8月より認知症対応型共同生活介護「こころのホームふれない」（1ユニット9名）が再開したため給付費が増加しています。

【 サービス別給付費の推移 】

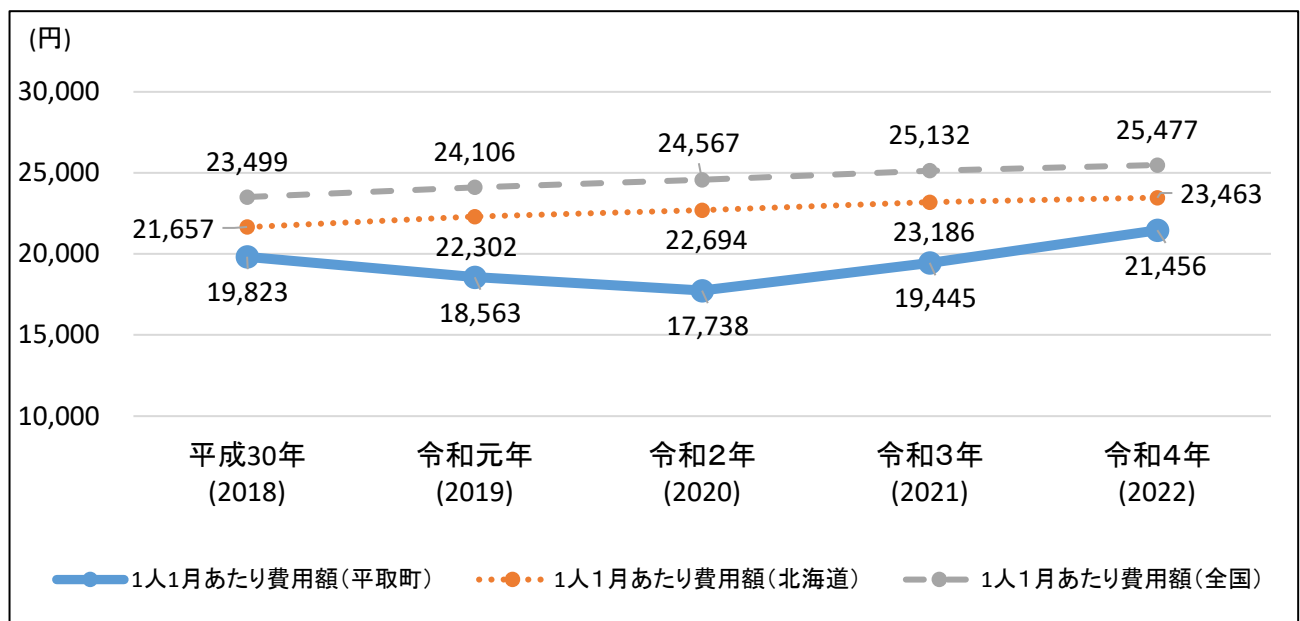


資料：平取町 ※年間累計の金額

3 第1号被保険者1人あたりの月額給付費(平均)

令和2年度の第1号被保険者1人あたりの月額給付費はいずれも全国、北海道と比べ低く、その後は全国・全道平均より低いものの、平取町としては増加傾向にあります。

【 サービス別給付費の推移 】



資料：「見える化システム」(第1号被保険者1人あたり費用額)「介護保険事業状況報告(年報)」(または直近月までの月報累計)における費用額を「介護保険事業状況報告月報」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

「施設サービス」、「居住系サービス」、「在宅サービス」とは、以下のサービスを意味します。

○施設サービス

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

○居住系サービス

特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

○在宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、短期入所療養介護（介護医療院）、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

4 サービス利用状況

(1) 介護予防サービス

介護予防サービスは、介護予防福祉用具貸与・介護予防支援が計画値の数値を上回っています。一方、介護予防短期入所生活介護・介護予防認知症対応型通所介護で計画値を下回っています。

		令和3年度(2021年)			令和4年度(2022年)		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	(回)	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—
	(人)	0	0	—	0	0	—
介護予防訪問看護	(回)	0.0	0.0	—	0.0	133	—
	(人)	0	0	—	0	2	—
介護予防訪問リハビリテーション	(回)	0.0	00	—	0.0	0.0	—
	(人)	0	0	—	0	0	—
介護予防居宅療養管理指導	(人)	1	1	100%	1	1	100%
介護予防通所リハビリテーション	(人)	1	0	0%	1	0	0%
介護予防短期入所生活介護	(日)	11.0	1.8	16%	11.0	1.8	16%
	(人)	1	1	100%	1	1	100%
介護予防短期入所療養介護(老健)	(日)	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—
	(人)	0	0	—	0	0	—
介護予防短期入所療養介護(病院等)	(日)	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—
	(人)	0	0	—	0	0	—
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	(日)	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—
	(人)	0	0	—	0	0	—
介護予防福祉用具貸与	(人)	37	48	130%	36	47	131%
特定介護予防福祉用具購入費	(人)	2	1	50%	2	1	50%
介護予防住宅改修	(人)	3	1	33%	3	2	67%
介護予防特定施設入居者生活介護	(人)	2	1	50%	2	1	50%
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	(回)	2.6	0.0	0%	2.6	0.0	0%
	(人)	1	0	0%	1	0	0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人)	0	0	—	0	0	—
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人)	1	0	0%	2	0	0%
(3) 介護予防支援							
介護予防支援	(人)	38	48	126%	38	47	124%

資料：平取町 ※年間累計の回数・日・人数

(2)介護サービス

介護サービスは、居宅療養管理指導・認知症対応型通所介護・介護老人保健施設等で計画値を上回っています。一方、認知症対応型共同生活介護等で計画値を下回っています。

		令和3年度(2021年)			令和4年度(2022年)		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
(1)居宅サービス							
訪問介護	(回)	437.8	457.0	104%	442.8	457.0	103%
	(人)	35	37	106%	36	38	106%
訪問入浴介護	(回)	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—
	(人)	0	0	—	0	0	—
訪問看護	(回)	27.2	17.0	63%	30.8	15.0	49%
	(人)	7	4	57%	8	2	25%
訪問リハビリテーション	(回)	0.0	3.0	—	0.0	5.0	—
	(人)	0	1	—	0	1	—
居宅療養管理指導	(人)	12	20	167%	13	15	115%
通所介護	(回)	539.0	419.0	78%	546.4	463.0	85%
	(人)	79	63	80%	79	70	89%
通所リハビリテーション	(回)	16.0	12.0	75%	16.0	11.0	69%
	(人)	4	1	25%	4	1	25%
短期入所生活介護	(日)	169.8	137.0	81%	169.8	120.0	71%
	(人)	13	14	108%	13	12	92%
短期入所療養介護(老健)	(日)	20.0	1.0	5%	20.0	0.0	0%
	(人)	4	1	25%	4	0	0%
短期入所療養介護(病院等)	(日)	0.0	.00	—	0.0	0.0	—
	(人)	0	0	—	0	0	—
短期入所療養介護(介護医療院)	(日)	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—
	(人)	0	0	—	0	0	—
福祉用具貸与	(人)	79	75	95%	80	80	100%
特定福祉用具購入費	(人)	4	2	50%	4	1	25%
住宅改修費	(人)	3	1	33%	3	1	33%
特定施設入居者生活介護	(人)	9	8	89%	9	6	67%
(2)地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人)	4	4	100%	4	3	75%
夜間対応型訪問介護	(人)	0	0	—	0	0	—
地域密着型通所介護	(回)	20.8	21.0	101%	21.4	38.0	178%
	(人)	4	4	100%	4	5	125%
認知症対応型通所介護	(回)	6.0	8.0	133%	6.0	12.0	200%
	(人)	2	1	50%	2	4	200%
小規模多機能型居宅介護	(人)	2	1	50%	2	2	100%
認知症対応型共同生活介護	(人)	9	4	44%	16	9	56%
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	2	0	0%	2	0	0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人)	0	0	—	0	0	—
看護小規模多機能型居宅介護	(人)	0	0	—	0	0	—

		令和3年度(2021年)			令和4年度(2022年)		
		計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
(3)施設サービス							
介護老人福祉施設	(人)	69	62	90%	69	64	93%
介護老人保健施設	(人)	7	10	143%	7	12	171%
介護医療院	(人)	1	0	0%	1	0	0%
介護療養型医療施設	(人)	0	0	—	0	0	—
(4)居宅介護支援							
居宅介護支援	(人)	125	110	88%	125	115	92%

資料：平取町 ※年間累計の回数・日・人数

5 給付費の状況

(1) 介護予防サービスの給付費

介護予防サービスは、介護予防福祉用具貸与・介護予防支援が計画値を上回っています。一方、介護予防通所リハビリテーション・特定介護予防福祉用具購入費等は計画値を下回っています。給付費合計では令和3年度・令和4年度ともに計画値を下回っています。

	令和3年度(2021年)			令和4年度(2022年)		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	—	0	0	—
介護予防訪問看護	0	0	—	0	133,542	—
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	—	0	0	—
介護予防居宅療養管理指導	130,000	26,352	20.3%	130,000	47,862	36.8%
介護予防通所リハビリテーション	264,000	0	0.0%	264,000	0	0.0%
介護予防短期入所生活介護	653,000	112,473	17.2%	653,000	50,004	7.7%
介護予防短期入所療養介護 (老健)	0	0	—	0	0	—
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	—	0	0	—
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	—	0	0	—
介護予防福祉用具貸与	2,088,000	2,661,606	127.5%	2,028,000	3,032,255	149.5%
特定介護予防福祉用具購入費	562,000	145,180	25.8%	562,000	196,740	35.0%
住宅改修	1,387,000	749,700	54.1%	1,387,000	932,895	67.3%
介護予防特定施設入居者生活介護	1,815,000	618,354	34.1%	1,816,000	295,104	16.3%
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	266,000	0	0.0%	266,000	0	0.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	—	0	0	—
介護予防 認知症対応型共同生活介護	2,719,000	0	0.0%	5,441,000	0	0.0%
(3) 介護予防支援						
介護予防支援	1,997,000	2,560,150	128.2%	1,998,000	2,559,360	128.1%
合計	11,881,000	6,873,815	57.9%	14,415,000	7,247,762	49.8%

資料：平取町 ※年間累計の金額

(2) 介護サービス給付費

介護サービスは、地域密着型通所介護・介護老人保健施設等で計画値を上回っています。一方、訪問看護・短期入所療養介護（老健）・認知症対応型共同生活介護等は計画値を下回っています。給付費合計では令和3年度・令和4年度ともに計画値を下回っています。

	令和3年度(2021年)			令和4年度(2022年)		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
(1) 居宅サービス						
訪問介護	14,222,000	14,976,245	105.3%	14,485,000	14,896,262	102.8%
訪問入浴介護	0	0		0	0	
訪問看護	1,728,000	1,008,341	58.4%	1,844,000	683,727	37.1%
訪問リハビリテーション	0	91,690		0	177,615	
居宅療養管理指導	1,509,000	1,709,454	113.3%	1,593,000	1,339,805	84.1%
通所介護	47,260,000	38,026,743	80.5%	48,093,000	42,011,345	87.4%
通所リハビリテーション	1,427,000	1,007,298	70.6%	1,428,000	1,144,089	80.1%
短期入所生活介護	14,968,000	12,593,608	84.1%	14,976,000	10,640,145	71.0%
短期入所療養介護 (老健)	2,080,000	101,511	4.9%	2,081,000	0	0.0%
短期入所療養介護 (病院等)						
短期入所療養介護 (介護医療院)						
福祉用具貸与	9,228,000	9,716,675	105.3%	9,490,000	10,708,216	112.8%
特定福祉用具販売	1,032,000	778,114	75.4%	1,032,000	270,270	26.2%
住宅改修	2,048,000	1,202,493	58.7%	2,048,000	718,650	35.1%
特定施設入居者生活介護	19,992,000	17,268,928	86.4%	20,003,000	14,401,315	72.0%
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	8,395,000	7,905,436	94.2%	8,400,000	6,487,191	77.2%
夜間対応型訪問介護	0	0		0	0	
地域密着型通所介護	1,959,000	1,902,023	97.1%	2,017,000	3,604,626	178.7%
認知症対応型通所介護	688,000	107,901	15.7%	689,000	730,098	106.0%
小規模多機能型居宅介護	4,687,000	2,872,839	61.3%	4,690,000	4,988,107	106.4%
認知症対応型共同生活介護	28,402,000	9,316,296	32.8%	51,083,000	26,797,061	52.5%
地域密着型特定 施設入居者生活介護	4,268,000	0	0.0%	4,271,000	0	0.0%
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	0	0		0	0	
看護小規模 多機能型居宅介護	0	0		0	0	

資料：平取町 ※年間累計の金額

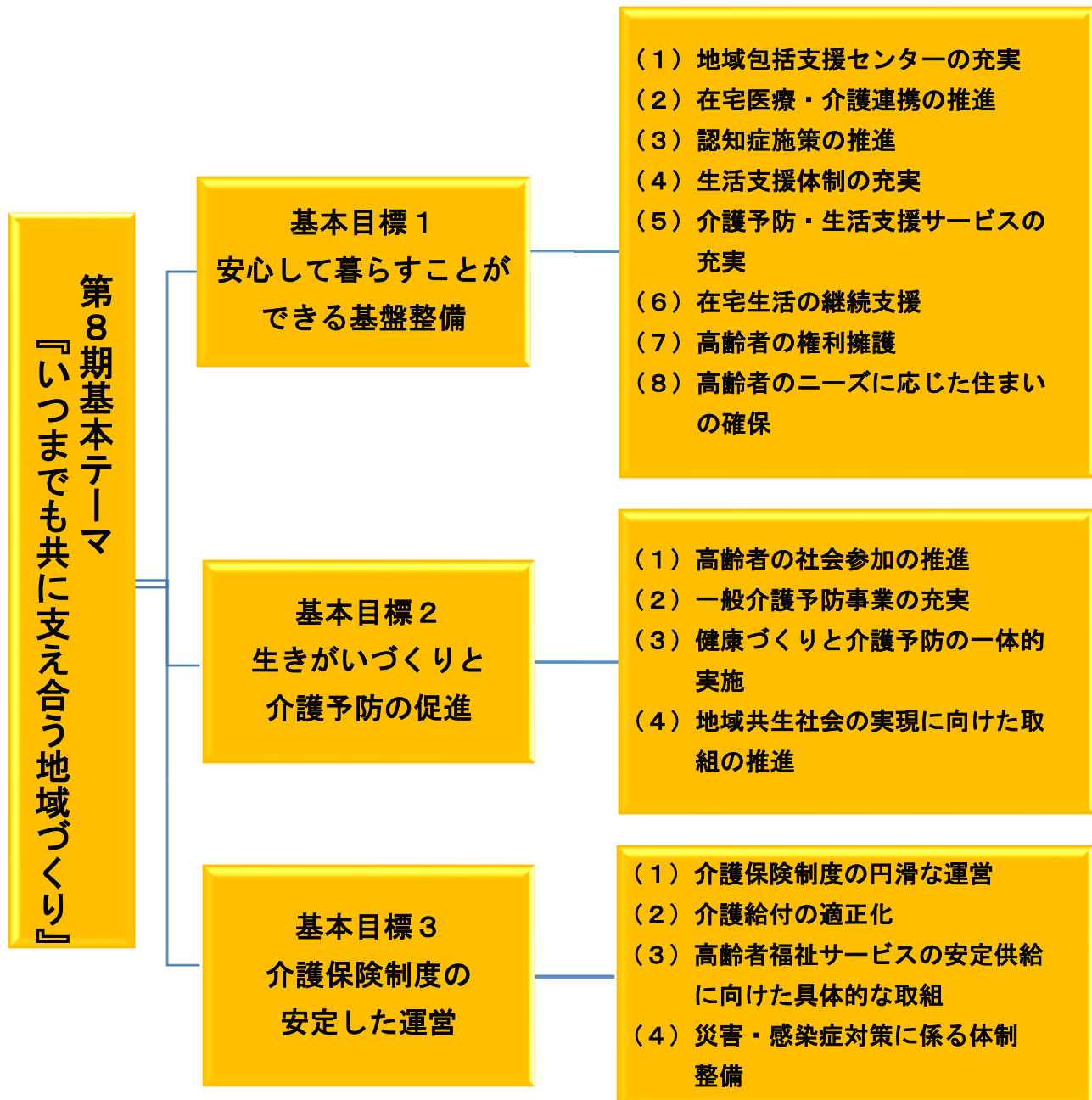
	令和3年度(2021年)			令和4年度(2022年)		
	計画値	実績値	計画対比	計画値	実績値	計画対比
(3)施設サービス						
介護老人福祉施設	195,723,000	179,966,520	91.9%	195,831,000	190,255,921	97.2%
介護老人保健施設	23,140,000	37,112,540	160.4%	23,153,000	41,199,590	177.9%
介護医療院	4,797,000	0	0.0%	4,799,000	299,277	6.5%
介護療養型医療施設	0	0		0	0	
(4)居宅介護支援						
居宅介護支援	19,498,000	17,337,745	88.9%	19,551,000	17,897,625	91.5%
合計	407,051,000	355,002,400	87.2%	431,557,000	389,263,193	90.2%

資料: 平取町 ※年間累計の金額

第2節 第8期計画の取組と評価

1 計画推進の基本的施策

第8期計画では「いつまでも共に支え合う地域づくり」を基本テーマとして、「安心して暮らすことができる基盤整備」「生きがいつくりと介護予防の促進」「介護保険制度の安定した運営」を基本目標とし取組を進めてきました。



【基本目標1 安心して暮らすことができる基盤整備】

1 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターを総合相談・支援機能を担う重要な機関として位置づけ、今後も配置基準に基づいた人員体制の確保、適切な人材配置、職員の資質向上に努めました。地域課題の解決に向けては、引き続き、個別地域ケア会議を実施しました。

また、多様化、複雑化した複合的な相談については、平取町社会福祉協議会に相談窓口を設置し、高齢者の総合相談から適切な支援につながる体制の構築、制度改正や社会情勢の変動にも柔軟に対応できるよう、職員の資質向上に向けた取組を推進しました。

取組みと評価

(1) 地域包括支援センターの総合相談の充実

◆相談内訳

分類	内 容
介護保険	施設・在宅（介護保険申請や諸手続き）に関すること
サービス	公的・非公的サービスの利用に関すること
医 療	入退院から在宅サービスに関すること
認 知 症	認知症全般に関すること
権利擁護	成年後見制度・高齢者虐待・消費者被害などに関すること
介護離職	介護離職に関すること
把握事業	75歳以上独居・85歳以上高齢者世帯の聞き取り訪問に関すること

◆相談実績（地域包括支援センター）

相談件数	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年	令和4年	
	456件	455件	202件

◆相談実績（社会福祉協議会）

相談件数	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年	令和4年	
	183件	128件	70件

(2) 地域包括支援センターの普及啓発

高齢者見守りネットワーク会議や民生児童委員協議会、地域ケア会議で、地域の身近な相談窓口として、高齢者や家族等が気軽に相談できるよう、地域包括支援センターの周知を図りました。

(3) 地域包括支援センターの円滑な事業運営

福祉・保健の専門職員を4名配置していますが、新規事業や総合相談件数も多くなり、業務量が増えています。

また、地域包括支援センター運営協議会と連携を図り、事業の取組状況を振り返り、適切な業務運営に努めました。

(4) 地域ケア会議の実施

保健・福祉・介護・医療等の専門職により、個別ケースの自立支援に向けた会議の他、随時、処遇困難事例に対する支援の検討を行いました。また、定期的に専門職が一堂に会するため、様々な地域課題の解決を目指した検討を実施しています。

◆開催実績

ケア会議 開催回数	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年	令和4年	
	12回	11回	
検討区分	個別検討事例8件 困難事例3件 その他5件	個別検討事例5件 困難事例2件 その他5件	個別検討事例3件 困難事例3件 その他2件

今後の方向性

高齢者人口全体は減少傾向にありますが、後期高齢者の増加に伴い、高齢者の相談件数は増加傾向にあります。また、高齢者を取り巻く家庭環境等の変化により、複雑かつ複合的課題を抱える事例も増加傾向にあります。

そのため、地域包括支援センターの業務内容や業務量に見合った人員体制を確保することで、相談支援体制の強化を図ります。

また、増加する総合相談に対し、限られた人材や資源で対応できるよう、緊急性を判断し早期対応を図るとともに、適切な保健・医療・福祉サービスの利用、必要な関係機関との連携、制度等の活用を図ることで、個々の高齢者がその人らしい自立した生活が送れるよう、地域の関係者等との連携強化を図り、その人の生活全体を包括的、継続的に支えられるよう取り組みます。

2 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾患を抱えても、家族と住み慣れた自宅で療養し、自分らしい生活を続けるため、医療・介護の専門職からなる関係機関と連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するため「8つの事業項目」を推進しました。

取組みと評価

◆在宅医療・介護連携推進事業の8つの事業項目

市町村	ア 地域の医療・介護の資源の把握
	イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
	ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
	エ 医療・介護関係者の情報共有の支援
	オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
	カ 医療・介護関係者の研修
	キ 地域住民への普及啓発
広域連合	ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

(1) 地域の医療・介護の資源の把握

平成29年度に作成した「平取町医療・介護マップVer1」の見直しのため、関係機関と連携し、令和2年度に「平取町医療・介護マップVer2」を作成・全戸配布を行いました。

(2)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

定期的に医療・介護関係者が集う、在宅医療・介護連携推進委員会を開催し、意見交換の場を設けています。その中で、課題把握のため、「訪問看護等の医療ケアが必要な在宅療養者の支援」として、65歳以上の町民を対象にアンケート調査を実施し、アンケート結果を関係機関に情報提供しました。調査結果の概要版を「まちだより」に掲載しました。

(3)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

在宅医療への町民のニーズを把握するため、訪問診療・訪問看護に焦点を当てたアンケート調査を実施しました。

(4)在宅医療・介護関係者の情報の共有支援

医療・介護関係者間の連携がスムーズに行えるよう、「平取町情報共有シート(入退院時用)」を作成・活用し、情報共有を行いました。

(5)在宅医療・介護関係者に関する相談支援

在宅医療・介護連携の相談窓口「つながり」を平取町国保病院内に設置し、専門職を配置しました。

それにより、医療・介護関係者間の連携強化が図られ、入退院をスムーズに行うことができました。

(6)医療・介護関係者の研修

新型コロナウイルス感染により、介護施設及び病院職員合同の研修会開催は困難な状況でしたが、5類に移行したこともあり、令和5年度には、地域ケア会議で検討した課題について、外部講師を招いて合同の研修会を開催しました。

(7)地域住民への普及啓発

地域包括支援センターの総合相談対応時に、介護保険のパンフレットや医療・介護マップを利用者に配布しました。また、平取町国保病院にも、退院などの相談時に活用できるよう、配布しました。

(8)関係市町村の連携

日高管内の医療・介護関係者と合同会議研修を開催し、各町の課題や取組について協議を行いました。共通の課題として、「医療職・介護職の人材不足」が挙げられました。

今後の方向性

引き続き、在宅医療・介護の連携強化や相談支援の強化が図れるよう、新たに在宅医療・介護連携コーディネーターを配置します。

また、医療と介護の連携した対応が求められる場面(日常の療養支援・入退院支援・急変時の対応・看取りの4つ場面)に分け、場面ごとに設定した「目指す姿」に向けて、現状分析・課題の抽出・対策等を検討し、当事業を推進します。

3 認知症施策の推進

高齢化が進行する中で、認知症高齢者が、一層増加すると見込まれます。認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「共生」と「予防」を柱とした取組を推進しました。

取組みと評価

(1) 認知症の正しい理解と普及啓発

認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、推進員を中心とした、医療・介護等の連携強化により地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図りました。「認知症ケアパス」改訂し、全戸配布しました。

(2) 認知症サポーターの養成

認知症サポーター養成講座を開催しサポーターの養成、特に若い世代の増加を目標に事業を推進しました。

◆サポーター養成人数(平取小学校・平取中学校・平取高校)

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
認知症サポーター(生徒)	0人	26人	10人
認知症サポーター(一般町民)	8人	23人	0人

(3) 認知症キャラバン・メイトの活動の充実

認知症サポーター養成講座の開催に向けた広報活動を行い、平取小学校や平取中学校、平取高等学校でPRを行い、ボランティアの集いでは認知症に関する講演を行いました。

(4) 認知症ケア体制の充実

「認知症初期集中支援チーム(サポート医・医療職・介護職)」に必要なサポート医を町内で確保する事が難しいため、町外の医師へ委嘱を行い対応しています。

しかし、認知症の相談対応については、認知症初期集中支援チームとしての活動ではなく、平取町国保病院や保健推進係等の関係部局と連携を図る事で、タイムリーな対応を行いました。

(5) 認知症バリアフリーの推進

認知症の人やその家族等の介護者や地域住民等、誰もが気軽に参加し集うことのできる認知症カフェを富川グロリアホームに委託しています。開催場所が1か所しかないため、参加が困難な人もいると考え、新たな認知症カフェの立ち上げに向けた取り組みを推進します。

◆認知症カフェ活動実績

設置数	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
	1カ所	1カ所	
参加人数(延べ)	387人	246人	138人

※認知症カフェ和花 第1～4土曜日10:30～12:00

今後の方向性

今後、認知症高齢者の増加が予測されることから、町民の認知症への関心は高まると予想されます。そのため、町民や学生などに対する認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、認知症サポーターの増加を図ります。また、予防するため（「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」こと）認知症の人が孤立しないよう社会参加の場の立ち上げや、認知症に関する正しい理解を促進し、早期診断・早期発見に向けた体制整備を推進します。また、関係機関との連携のもと、認知症サポーター等が支援するチームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズにあった具体的な支援につながる仕組み（チームオレンジ）を構築し、認知症の人や家族を支援できるよう施策の展開を行い、認知症の人が住み慣れた地域で安心して過ごせる基盤整備に努めます。

4 生活支援体制の充実

一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加する中、在宅生活を継続するための日常生活支援を必要とする方が増加しています。高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために、地域住民、ボランティア、民間企業など多様な主体が連携・協力し、必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進しました。

取組みと評価

(1) 介護予防・日常生活支援

多様なサービス提供主体間の定期的な情報共有・連携強化の場として、平取町介護予防・日常生活支援総合事業に係る協議会（支輪D○協議会）を開催しました。

「高齢者の活動（就労）支援」をテーマに協議を行い、びらとりデイサービスセンター・びらとり農業協同組合の協力を得て「デイサービスでのトマトの袋詰作業」を実施しました。

また、元気高齢者への活動支援として、「高齢者が家庭菜園で作る野菜の販売会」をびらとり温泉やふれあい広場で試験的に実施しました。

◆支輪D○協議会開催回数

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
支輪D○協議会	3回	3回	1回

(2) 生活支援コーディネーター・地域活躍支援コーディネーター

生活支援コーディネーターを平取町社会福祉協議会に委託し、各交流サロン等に出向き、地域のニーズ把握に努めました。

また、北海道から委託業務を受けている地域活躍支援コーディネーターを支輪D○協議会のオブザーバーとして任期中は会議に加え、高齢者の活動（就労）支援のアンケート結果を基に事業を展開しました。

今後の方向性

引き続き生活支援コーディネーターを平取町社会福祉協議会に委託し、地域のニーズ把握等を行います。また把握したニーズ等については、支輪D○協議会で共有し、課題整理や事業の取組みを行い、高齢者が在宅生活を継続できるよう基盤整備に努めます。

5 介護予防・生活支援サービスの充実

介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援者等を対象とする「介護予防サービス事業」と、全ての高齢者等を対象とする「一般介護予防事業」を推進し、高齢者の介護予防や自立を支援します。なお、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス単価の弾力化については、当町の実情に応じ検討を行いました。

取組みと評価

(1) 介護予防ケアマネジメント

総合事業対象者及び要支援1・2で、訪問型サービスA(ヘルパー)・通所型サービスA(デイサービス)・通所型サービスC(短期集中予防サービス)・配食サービス(総合事業対象者)を実施しました。サービス利用後は適切に実行されているのか、継続的にモニタリングを行いました。

◆介護予防ケアマネジメント実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
総合事業対象者	106人	108人	36人
要支援1	128人	115人	64人
要支援2	99人	77人	21人

(2) 訪問型サービスA(ヘルパー)

総合事業対象者及び要支援1・2に対して、平取町社会福祉協議会訪問介護事業所と委託契約し、訪問型サービスA(ヘルパーサービス)として、サービスを実施しました。

◆訪問型サービスA(ヘルパー)実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
訪問型サービスA(延)	205人	191人	70人

(3) 通所型サービスA(デイサービス)

総合事業対象者及び要支援1・2に対して、平取福祉会と委託契約し、通所型サービスA(デイサービス)として、サービスを実施しました。

◆通所型サービスA(デイサービス)実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
通所型サービスA(延)	344人	354人	159人

(4) 通所型サービスC(短期集中予防サービス)

総合事業対象者及び要支援1・2に対して、利用者の生活機能の改善に向けた個別的な支援を実施するため、専門職(リハビリ職等)が1クール6ヶ月の通所型サービスCを平取福祉会・タカラデポルテと委託契約し、サービスを実施しました。

◆通所型サービスC(短期集中予防サービス)実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
通所型サービスC(延)	161人	147人	19人

(5) 配食サービス事業（総合事業対象者等）

栄養改善並びに見守りを目的とし、事業が円滑に実施されるように委託先の平取町社会福祉協議会と連携を図りました。

① 総合事業（総合事業対象者及び要支援1・2）

② 任意事業（十分な食事が確保できない見守りが必要な独居高齢者及び要介護者）

◆配食実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
① 総合事業	204人	180人	75人
	2,039食	1,643食	868食
② 任意事業	202人	213人	134人
	2,039食	2,020食	1,243食

今後の方向性

引き続き、多様なサービスの充実を図り、総合事業対象者や要支援者等の自立した日常生活を支援する体制を構築し、介護予防・生活支援サービスが安定的に提供できるよう関係事業者と連携を強化します。

また、通所型サービスCについては、リハビリ職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、効果的・効率的な事業実施に取り組めます。

6 在宅生活の継続支援

一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、地域住民の様々な協力や連携によるネットワークの構築を進め、当町の実情に応じた見守り体制の構築を推進しました。

また、家族介護者が地域の中で孤立することなく、介護をしながら働き続けることができる環境を目指し、介護者の身体的・精神的な負担が軽減できるよう、地域包括支援センターの役割を周知し、気軽に相談できる体制づくりを推進しました。

取組みと評価

(1) 高齢者の見守りネットワーク事業

ア 高齢者等の地域見守りに関する協定

協定締結により、従来の地域における見守り活動と併せて、多職種による生活に密着した見守り体制を構築しています。住民の孤立防止、支援が必要な人を早期に把握することで、地域福祉の更なる向上を図りました。

◆見守り協定締結事業者

コープさっぽろ	平取町商工会
平取郵便局	公誠企業
道南バス	びらとり農業協同組合

イ 高齢者見守りマップ

当町の防災担当部局と連携し、各地域において、地域住民や民生児童委員等と協力し、見守りマップの作成を始めましたが、新型コロナウイルス感染流行が拡大し、感染防止の観点から、地区（自治会・町内会）の委員を招集した対面での見守りマップ作成を継続することは難しい状況となりました。

(2) 食の自立支援

基本目標1・5(5)配食サービス事業（総合事業対象者等）再掲事業（要介護認定者）

(3) 家族介護支援事業

介護している家族に対し、介護に関する基礎知識や技術の習得のために講師を招き学習会を開催することで、要介護高齢者の在宅生活の継続と福祉の向上を図りました。

(4) 介護用品支給事業

高齢者を介護している家族に対し介護用品を支給することにより、経済的な負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続と福祉の向上を図りました。

○支給額 月10,000円

◆介護用品支給事業実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
介護用品支給事業	1人	0人	0人

(5) 主介護者の就労支援

就労と介護のダブルワーク状態は、介護者の心身の疲労を蓄積させ、結果的に要介護者への介護の質の低下や虐待を招く恐れがあります。孤立化し、課題を抱え込みやすい、就労中の介護者が時間・場所等を気にせず、気軽に相談できる体制を構築するため、地域包括支援センターのPRリーフレットを町内全戸に配布しました。

(6) 町独自サービス

ア 緊急通報サービス事業

一人暮らし高齢者等に対し、体調の急変や不慮の事故等の際に、速やかに救援要請を行い、日常生活の不安を軽減できるよう、緊急通報システムを貸与しています。

イ 高齢者等スマートスピーカー事業

新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、高齢者が自宅で過ごす時間が長期化することで生じる、生活状況の変化や心配事、健康状態等を把握するため、令和3年度に75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象にアンケート調査を実施しました。その結果、コロナ禍の影響を受け、孤立感やコミュニケーション不足の高まりが分かりました。さらに、介護支援ボランティア活動も縮小したことで、ボランティアの活動意欲の低下が懸念されました。そこで、高齢者の生活状況の把握や見守り強化、介護支援ボランティアの活動意欲向上や民生児童委員との連携を目的に、平取町社会福祉協議会と協働で郵便局のスマートスピーカー見守りサービス実証事業を行いました。実証事業終了後のアンケート調査結果から、新たな見守りサービスの一つとして有用と判断し、令和5年度より、事業を開始しました。

◆スマートスピーカー利用者（地区別）

地 区	紫雲古津	荷葉	本町	二風谷	貫気別	芽生	長知内	振内	合計
人 数	2	6	8	2	5	1	1	5	30

ウ 社会福祉バス運行事業

高齢者等の地域における自立生活及び社会参加の促進を図るため、温泉への送迎や買い物ができるよう、平取町社会福祉協議会へ委託し、高齢者の生活の質向上に向けた支援を行いました。

◆社会福祉バス利用実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
社会福祉バス	2,007人	2,159人	934人

エ コミュニティ活動運営支援事業(サロンバス)

交流サロンなどの送迎を平取町社会福祉協議会へ委託し、移動手段の乏しい高齢者でも負担が少なくサロンに参加できるよう支援を行いました。

◆コミュニティ活動運営支援事業利用実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
コミュニティ活動 運営支援事業	884人	1,471人	796人

(7) 外出同行・買い物サービス

日常生活圏域ニーズ調査において、「外出同行、買い物等」の日常生活におけるニーズは依然として高い傾向がみられました。高齢者が在宅生活を継続するにあたり、意欲や体力低下を予防するだけでなく、認知機能を維持するためにも、日々の外出は必要不可欠となります。しかし、令和5年度中間時点では、事業化には至っていません。

今後の方向性

引き続き、見守りネットワーク会議において、地域での見守りネットワークの構築、地域の実情に応じた見守り体制を推進し、見守り協定締結事業者との連携の強化を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができる環境づくりに取り組みます。また、在宅生活の基盤となる安心・安全を確保した上で、高齢者の生活の質を高め、生きがいや役割を持ち続けられるよう、移動手段の確保や支援体制の推進を進めます。

7 高齢者の権利擁護

成年後見制度の活用や虐待への対応、消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護のために必要な支援を専門的・継続的に行っていきます。

また、相談窓口として、地域包括支援センターのさらなる周知を図り、平取町高齢者見守りネットワーク会議等を開催しました。

権利擁護が必要な高齢者を早期発見・把握するための、地域連携ネットワークの構築を推進しました。

取組みと評価

(1) 虐待防止意識の普及啓発

高齢者見守りネットワーク会議において、高齢者の虐待についてまとめたリーフレットを作成し町内全戸に配布しました。

各事業所に対しては、出前講座を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止のため、出前講座の開催は中止しています。

(2) 虐待の早期発見と相談体制の充実・強化

高齢者見守りネットワーク会議の構成員などが、高齢者虐待を疑われる状況や虐待事例に遭遇した場合は、早急に地域包括支援センターに連絡できるよう体制を構築し、早期支援・早期解決に努めました。

(3) 日常生活自立支援事業の活用

認知症などにより、判断能力が不十分になり、現金や預金の管理に不安を感じている高齢者等に対し、平取町社会福祉協議会と連携を図り、金銭管理を中心とした生活の支援を行いました。

◆日常生活自立支援事業実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
日常生活自立支援事業	2人	1人	1人

(4) 成年後見制度の利用促進

令和3年度より、平取町社会福祉協議会に業務委託し、成年後見実施機関が立ち上がりました。成年後見利用促進法に基づき、増加する認知症高齢者等の権利擁護の取組を推進しました。

◆平取町成年後見制度推進協議会の開催回数

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
推進協議会	0回	0回	0回

◆市民後見人研修関係実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
市民後見人養成講座	15人		
市民後見人フォローアップ研修	9人	12人	未開催
市民後見人バンク登録者	11人	11人	11人

◆成年後見制度利用実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
補助(継続)	0人	0人	0人
保佐(継続)	1人	1人	1人
後見(継続)	1人	1人	1人

今後の方向性

高齢者虐待の未然防止と早期発見、迅速な対応を図るため、関係機関と連携し、地域包括支援センターにおける総合相談業務の体制整備強化を行います。

成年後見制度の利用促進については、制度を必要とする高齢者は増加が予想されるため、成年後見制度の普及や利用促進について周知に努めます。

また、関係機関で構成される、平取町成年後見制度推進協議会の開催支援を行い、関係者間の連携強化を図り、さらには平取町社会福祉協議会に登録されている市民後見人が活躍できるよう体制整備を推進します。

8 高齢者のニーズに応じた住まいの確保

地域生活の基盤となる居住の場について、高齢者のニーズや状況に合った多様な住まいの確保を図り、可能な限り住み慣れた地域で生活が送れるよう、関係機関と連携して取組を推進しました。

取組みと評価

(1) 高齢者の生活支援施設等の活用

生活に関する不安の解消や寝たきりにならないための介護予防事業を推進する場として、高齢者の生活支援施設等の活用を図りました。

施設	内容
生活支援ハウスきずな	高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設です。 令和5年3月末現在、定員9名中8名入居。
ケアハウスしずか	高齢のため独立した生活に不安がある方や、自宅で自炊が困難な方で身体機能の低下が認められる方が、自立した生きがいのある生活を送るための施設です。 令和5年3月末現在、定員20名で満床。
老人福祉寮やすらぎ	高齢者の心身の健康と、安定自立した生活を送るための施設です。 令和5年3月末現在、定員6名で満床。

(2) 公営住宅の整備

今後整備される公営住宅については、高齢者等の特性に考慮した良好な住宅環境の形成を図りました。

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
公営住宅	本町地区 2棟(8戸)建設	本町地区 1棟(4戸)建設	建設予定なし。

(3) 他市町村との情報連携の強化

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、他市町村の設置状況等や必要な情報を積極的に把握し、町内の指定居宅介護支援事業所に情報提供を行いました。

今後の方向性

高齢者の住まいの状況は、持ち家の割合が高く、高齢者住宅等の整備に関する需要は当面低いと考えます。将来的には後期高齢者が増え、加齢に伴う身体機能の低下等への対応のため、高齢者に合った住宅使用（バリアフリー化）の整備が必要になります。

生活支援ハウスきずな・ケアハウスしずか・老人福祉寮やすらぎについては、引き続き、介護予防事業を推進する場として、専門職等の派遣を行い健康寿命の延伸、施設で生活が長く送れるよう支援します。

また、生活支援ハウス「きずな」は公募においても申し込みが少なく、定員割れの状況が続いたこともあり、施設のPR等の普及啓発が必要になります。

【基本目標2 生きがいづくりと介護予防の促進】

1 高齢者の社会参加の推進

高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ち生活できるよう、居場所づくりや地域活動支援を推進しました。併せて、多様化する高齢者のニーズに対応し、働く意欲と能力のある高齢者が働き続けられ、地域に参加・貢献できるような社会の実現に向けた取組みを推進しました。

取 組 み と 評 価

(1) 活動(社会参加)の機会の確保

高齢者の活動の機会として、交流サロンの運営支援を実施し、その他に、社会参加の機会として、びらとり農協よりトマトの袋詰め作業を請け負い、デイサービス利用中に作業を行うことで、利用者の社会参加の機会につながりました。また、デイサービス利用者だけでなく、びらとり温泉やふれあい広場でも、高齢者が家庭菜園で作る野菜の販売会を実施しました。

(2) 老人クラブ・高齢者大学・各種サークル活動

高齢になっても自分の人生にあった生きがいを見だし、健康的な生活が送れるよう、様々な学習の場や交流の場を設け、平取町社会福祉協議会・平取町教育委員会生涯学習課・地域包括支援センター等と協力しながら活動を支援しています。

◆参加者実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
高砂大学	86人	122人	74人
義経大学	66人	108人	66人

今 後 の 方 向 性

高齢者の知識と経験は、地域社会を支える貴重な社会資源であり、今後その必要性は益々高まります。この資源を活かし、高齢者が地域社会で活躍できるよう、支輪Do協議会において、高齢者の活動(社会参加)の機会について協議を行います。

2 一般介護予防事業の充実

高齢者が地域の中で孤立することなく、人とのつながりを保ち、継続的に介護予防や健康づくりに取り組むことができるよう、個々の健康状態や関心に応じて参加できる通いの場等、充実した地域づくりを推進しました。また、一人ひとりが、やりがい・生きがい・役割をもち社会参加できる機会を設け、高齢者の自立支援を図りました。

取組みと評価

(1) 交流サロンの推進

高齢者が要介護状態等となることを予防するため、住民主体等による交流サロンの活動支援を行いました。運営支援として、運営費の支援のほか、講師派遣や感染対策物品の配布等を実施しました。運営費については、11ヶ所の交流サロンの内、8ヶ所の交流サロンが交流サロン推進事業を活用しています。

また、年1回は交流サロン代表者会議を開催し、町の活動支援の提示や各交流サロンの情報交換等を実施する場を設けました。

◆交流サロン設置数及び利用者数 ※参加延べ人数：交流サロン推進事業として、実施している8ヶ所

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
交流サロン設置数	11カ所	11カ所	11カ所
交流サロン参加延べ人数	2,616人	3,181人	—

(2) 介護支援ボランティア育成・活動支援

地域貢献や社会参加を通じた高齢者の健康増進や介護予防を推進するために、ボランティア活動に対しポイントを付与する、介護支援ボランティア事業を実施しました。平取町社会福祉協議会と連携を図り、介護支援ボランティア登録者を増やすことで、傾聴ボランティアや生活支援サービス等の担い手を確保するとともに、当該活動で社会参加の機会を増やし健康寿命の延伸を図りました。

また、コロナ禍でも介護支援ボランティア活動を実施するため、介護支援ボランティア意見交換会を実施し、郵便局のスマートスピーカー見守りサービス実証事業にて、ビデオ通話での傾聴ボランティアを行いました。

◆介護支援ボランティア登録者数及び活動実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
介護支援ボランティア登録者数	(65歳以上) 48人	(65歳以上) 48人	(65歳以上) 50人
	(65歳未満) 19人	(65歳未満) 19人	(65歳未満) 24人
活動実績回数	252回	394回	集計中
養成研修開催			1回

(3) 介護予防把握事業

75歳以上の独居、85歳以上の高齢者世帯を対象に、地域包括支援センター職員が自宅に訪問し、状況把握や困りごとについて聞き取り、介護サービス等の情報提供を行いました。また、訪問内容はデータ化し、緊急時の対応に活用しています。

◆把握事業訪問対象者 ※訪問不要理由:コロナ関係や元気で訪問不要

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
対象者	55人	31人	集計中
訪問	10人	14人	集計中
訪問不要	45人	17人	集計中
介護申請	3人	0人	集計中

(4) 介護予防普及啓発事業

パーソナルトレーニングジムダックと委託契約し、交流サロン等へ介護予防を目的とした出前講座を実施し、高齢者が地域で暮らし続けるために有用な知識の普及啓発を行いました。令和3、4年度はタカラデポルテによる通所型サービスC行っていましたが、より介護予防を普及させるため、令和5年度より介護予防普及啓発事業により交流サロンで介護予防の運動教室を行っています。

◆介護予防普及啓発事業実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
ダック 実施回数	1	5	3
ダック 人数	15	53	30
タカラ 実施回数	—	—	19
タカラ 人数	—	—	457

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

医療法人東苗穂病院と委託契約し、実施希望のある交流サロンや介護事業所等へ専門職の派遣を行いました。交流サロンでは体力測定や介護予防に対する助言等を行い、介護事業所では技術的助言や実技等を行い支援しました。

◆地域リハビリテーション活動支援事業実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
開催回数	3回	3回	1回
参加延べ人数	25人	23人	16人

今後の方向性

引き続き、高齢者の状況把握や困りごとを把握し支援します。また、専門職を派遣し、より多くの交流サロンに介護予防の普及啓発、介護事業所に対する技術的助言や実技の支援を推進します。

3 健康づくりと介護予防の一体的実施

健康寿命を延伸するためには、若いころから自身の健康に関心を持つとともに、よりよい生活習慣の確立や生活習慣病の早期発見・重症化予防等が重要です。平取町保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき関係団体と連携し、ライフステージに応じた取組を推進しました。

取組みと評価

(1) 運動に関する取組の推進

ア 冬場の健康づくり教室

夏季と冬季での大幅な体重増減・身体活動量の変化が多く見受けられます。冬季における健康・体力づくりの機会を設け、健康づくりへの意識の向上と身体活動量の増加による健康増進を図りました。

◆冬場の健康づくり教室参加者数

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
開催回数(11～3月)	ハイブリット形式 8回	ハイブリット形式 8回	11月より
参加延べ人数	74人	175人	11月より

イ 健康づくり応援ポイント事業

成人期の町民の大きな健康課題である高血糖への対策として、個人の食事や運動に対する取組にポイントを付与し、食習慣や運動習慣の目標を立てることにより、町民の健康意識の向上を図りました。

◆健康づくり応援ポイント参加者

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
参加者	1人	1人	1人

(2) 栄養・歯科に関する取組の推進

後期高齢者健診、特定健診、一般健診受診者を対象に健診結果説明会を引続き実施しました。成人期には食事のバランス指導、後期高齢者には、低栄養の予防や食事バランス指導を行いました。また、当町は血糖値の高い高齢者等が多いことから、歯周病と血糖値の関係を指導し歯科健診の受診勧奨を行っています。老人クラブや交流サロン等に歯科衛生士を派遣し、口腔ケアに対する普及啓発を推進しました。

ア シニアエプロンサークル実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
開催回数	3回	4回	3回
参加者	10人	15人	2人

イ 料理教室

9年間実施し、地場産品の健康効果の普及啓発は図られたと判断し、新たに町の健康課題と食をテーマとしたヘルシー食育推進事業を実施するため、料理教室は終了となりました。

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
開催回数	新型コロナウイルスのため中止	事業中止	事業中止
参加延べ人数	0人		

ウ ヘルシー食育推進事業

平取高校生(トマトクラブ)が考案した、高血圧・高血糖など生活習慣病予防のメニューを地域グループ(婦人部やニースマイル等)の協力を得ながら調理し、交流サロンや老人クラブ参加者と試食会を実施しました。

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
開催回数(11～3月)		4回	1回
参加延べ人数		143人	22人

エ 食育セミナー実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
開催回数	新型コロナウイルスのため中止	事業中止	事業中止
参加延べ人数	0人		

オ 高齢者施設・老人クラブ・交流サロン・出前講座実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
開催回数	8回	42回	7回
参加延べ人数	82人	601人	84人

(3)健康管理に関する取組の推進

特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、乳がん、子宮がん)を引続き実施しています。高齢者等が健診を受診しやすい体制を整備するとともに、健診自動登録制度を活用し、集団健診の他、バスツアー検診、個別検診を推進しました。また、検診者が増えるよう、個別の電話勧奨を実施しました。

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
集団健診 (回数・参加者数)	3回 659人	5回 738人	2回 102人
バスツアー健診 (回数・参加者数)	2回 19人	3回 31人	2回 24人
個別健診 (参加者数)	91人	75人	52人

(4) こころの健康相談に関する取組の推進

心身の健康を保つためには、十分な睡眠を取ること、趣味や生きがいを持つこと等自分なりのストレス対処法を身に着けることや、困ったときに相談できる人がいることが大切です。精神保健福祉士、心理士に業務委託を行い、こころの健康に関する情報を発信するとともに、必要に応じ高齢者やその家族を支援しました。

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
開催回数	8回	8回	4回

(5) 保健事業・介護予防の一体化

高齢者保健事業では、疾患予防、重度化防止の推進、介護予防事業では、運動機能、口腔機能、栄養バランス、社会参加などの推進を実施しました。

今後は、高齢者一人ひとりの状況の把握に努め、関係部局が相互に連携し一体的な取組を実施します。また、地域特性や健康課題等の分析を行い、フレイル対策、疾病予防といった高齢者の特性に応じたサービスに結びつけるため、令和3年度に、新規事業として特定非営利法人ソーシャルビジネス推進センター・コープさっぽろ・北翔大学が共同で実施する「介護予防の新しい取組、お試しまる元」を実施しました。

介護予防に有効であると判断し、令和4年度から毎週金曜日に2教室(1教室25名定員)の実施を開始しました。

◆まる元登録者及び活動実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
登録者数	25人	49人	47人
延べ参加者数	184人	1,662人	866人

今後の方向性

引き続き、生活習慣病予防や重度化予防を目指し、特定健康診査の受診推奨に努めます。また、健康結果に基づき、生活習慣の改善が必要な人に特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防に努めます。

健康相談については、高齢者の心身の健康状況に応じ、個別に必要な助言等を行い多種多様な相談に対応ができるよう、職員体制や相談体制の充実を図ります。

保健事業・介護予防の一体化事業では、国保データベース(KDBシステム)を活用した分析により、地域の健康課題を明確化し、重点課題や支援が必要な人の抽出を行います。その分析結果をもとに高齢者が抱える健康課題を整理し、個別の健康課題がある高齢者に対し、訪問などによるハイリスクアプローチを行います。

さらに、ポピュレーションアプローチとして、「交流サロンやまる元」等の通いの場において、フレイル予備軍等を把握し、保健指導が必要な人については、医療機関への早期受診等生活機能向上に向けて支援を行います。

「国保データベース(KDB)システム」

国保保険者や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画の作成や実施を支援するため、国保連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して、①「統計情報」・②「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム。

4 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

当町において障がいのある人も、ない人も共に生活するノーマライゼーションの理念が徐々に浸透する中、振内地区には障がい者支援施設をはじめとした、障がい者の生活拠点があり、長年地域住民と共存しています。そこで、高齢者が住み慣れた地域で、自らの望むありのままの暮らしを続け、かつ、障がい者施策と一体となった共生型サービスの提供を目指し、町と平取町社会福祉協議会、平取福祉会、地域住民など、官民協働のもと連携を図りながら、地域共生社会実現に向けた取組を推進しました。

取 組 み と 評 価

(1) 世代間交流の支援(子ども食堂の開催支援)

世代間交流は子どもにとって、高齢者をいたわる気持ちを育み、思いやりやマナーを学ぶ機会となります。また、高齢者にとって、子どもと触れ合い、それまで培ってきた知識や技術を伝えることで、自身の役割や活力が生まれる機会となっています。

令和3～4年度は新型コロナウイルス感染防止のため、対面での飲食を伴う活動は自粛しましたが、例年、秋に行う収穫祭は内容や規模を変更した上で、実施しました。

(2) 共生型交流サロンの支援

振内地区の交流サロンは、障がい者と高齢者、地域住民が参加し交流が図られています。また、地域共生社会推進のため、誰でも参加できる・参加しやすい交流サロンの継続を目指し、支援を行いました。

令和3年度～令和4年度は新型コロナウイルス感染防止のため、障がい者支援施設入所者の参加は見送られました。

(3) 農福連携の支援

平取養護学校の生徒が地域の農家に出向き、農作業体験を通して楽しみや生きがいを持てるよう送迎支援を行いました。農福連携が円滑に行われることで、障がい者の社会参画が促進されるだけでなく、農家の担い手不足解消の一助となるよう、継続実施のため支援を継続しています。

(4) 共生型グループホームの開設支援

高齢者及び障がい者に対応する共生型グループホームの需要は高く見込まれています。しかし、介護保険制度や障害福祉制度との整合性を図りつつ、複数の課題整理が必要であり、介護人材が不足する中、新たに共生型グループホームを開設することは困難な状況です。

今 後 の 方 向 性

当町は昔から障害者支援施設や平取養護学校などがあり、障がい者と地域の繋がりが比較的持ちやすい環境にあります。一方、障がい者支援施設の入所者の高齢化に伴う介護問題など、新たな課題も発生しています。しかし、介護保険制度と障害福祉制度の制度上の違いもあり、直ちに共生型グループホーム設置など、新たな施策の展開は難しい状況があります。そのため、農福連携やサロン活動を主軸とした、高齢者を含めた地域住民と障がい者の交流促進を図りながら、ニーズや課題の整理を行います。

【基本目標3 介護保険制度の安定した運営】

1 介護保険制度の円滑な運営

適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じ、介護保険制度の信頼を高め、町民に介護保険制度の趣旨を正しく理解してもらうため、より一層の周知を図りました。

取組みと評価

(1) 低所得者に対する利用者負担の減免

低所得者が安心してサービスを利用できるよう、各種負担減免制度について引続き周知を図りました。また、収納率向上のため、口座振替の勧奨、未納者への納付勧奨及び訪問による督促等を実施しました。

○低所得者に対するサービス利用の負担減免サービス

特定入所者介護サービス費	高額介護サービス費	高額医療合算介護サービス費等
--------------	-----------	----------------

(2) 保険者機能強化交付金・介護保険者努力支援交付金の活用

高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するため、交付金の評価指標に基づき、様々な取組を評価し保険者機能の強化を図りました。

交付金は地域包括支援センター職員給与や総合事業費（ヘルパー・デイサービス）に充てています。

(3) 介護保険総合案内パンフレットの発行

介護保険利用者向けの情報をまとめた冊子を作成し、配布することで介護保険制度の普及啓発を行いました。65歳の年齢到達時に保険料等のお知らせと共に対象に、改正したパンフレットを送付しました。

◆配布実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
配布数	55人	64人	30人

(4) 苦情相談体制の充実

利用者が安心して介護サービス等を利用できるよう、各サービス事業所のほか、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの相談窓口等、引続き利用者の身近な場所で苦情相談の対応を行いました。令和3年度～令和4年度は苦情相談は0件でした。

今後の方向性

引き続き、低所得者層については、公費投入による負担軽減が拡大されるとともに、所得階層に応じた、保険料設定による、応分負担を求める必要があります。

また、高齢者の自立支援や重度化防止の取組みを推進するため、地域データに基づく課題分析、適切な指標による実績評価、交付金等を活用し、高齢者が自立した生活が送れるよう保険者機能の強化を行います。

2 介護給付の適正化

介護給付の適正化主要5事業である要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知の取組を実施しています。

令和7年、令和22年を見据え、引き続き介護給付の適正化主要5事業を柱とし、介護給付の適正化を推進しました。

取組みと評価

◆介護給付の適正化事業の種類と内容

業務種類	内 容
要介護認定の適正化	要介護認定に係る認定調査の内容について、調査後、専門職による書面を通じた点検をしています。また、調査員研修（新規研修、同伴研修など）を実施しています。
ケアプランの点検	ケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているか、保険者職員が介護支援専門員とともに検証確認を行い、ケアプラン作成の質の向上を促しています。
住宅改修等の点検	（ア）住宅改修で、事前申請における工事見積書、写真等書面による全件点検の他、一定額以上の工事の場合は全件訪問調査を実施しています。 （イ）福祉用具購入費支給申請書の添付書類等書面による全件点検、疑義が生じた場合の事業者等への問い合わせ、確認を行っています。
縦覧点検・医療情報との突合	国民健康保険団体連合会が実施する点検表を確認しつつ、適切かつ公平な介護サービスの確保を図っています。
介護給付費通知	介護給付費通知を毎月1回、発送しています。

◆介護給付の適正化事業実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
要介護認定の適正化	325件	288件	148件
ケアプランの点検 (事業所数・件数)	—	1事業所 15件	5年度中に 1事業所実施予定
住宅改修等の点検	8件	7件	4件
縦覧点検・医療情報との突合	24件	24件	12件
介護給付費通知	2,866件	3,009件	1,497件

今後の方向性

適切なサービス提供の確保と費用対効果の効率化を通じて、介護保険制度の信頼を高めます。また、事業負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的な介護給付を実施するため、適正化事業5事業を3事業に編成をします。

3. 高齢者福祉サービスの安定供給に向けた具体的な取組

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、要介護状態になったとしても、一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じ、必要なサービスを必要な時に利用できることが重要です。そのため、継続した介護サービスが提供できるよう人材確保などの取組みを推進しました。

取 組 み と 評 価

(1) 地域包括支援センター 運営協議会との連携

高齢者福祉サービスの提供基盤整備において、医療と介護の連携・介護人材の確保、高齢者の住まい等を共通課題とし、地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場として一層の連携を図りました。

◆地域包括支援センター運営協議会開催回数

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
運営協議会	2回	2回	1回

(2) 介護職場の就労支援や人材育成支援

ア 介護職員等の人材確保支援事業

介護分野における人材不足は深刻な状況であり、令和7年以降、担い手である現役世代の減少も顕著となります。そのため、今まで以上に人材確保が困難になることが予想されます。今後、介護サービスに従事する人材を安定的に確保するとともに、業務の効率化による負担の軽減を図るため、事業を推進しました。

① 就学就業資金貸付や資格取得助成事業

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
就業資金	5人	0人	—
資格取得助成事業	2人	4人	—

② 外国人介護人材確保事業

○令和3年10月18日 外国人介護人材に係る事業説明会

場 所: ふれあいセンターびらとり

参加者: 平取町社会福祉協議会・平取福祉会・NPO法人はなうた

○令和5年3月2日 外国人介護人材に係る視察研修

場 所: 恵庭市 介護老人保健施設 恵み野ケアサポート

障がい福祉サービス共同生活援助 あうる恵み野東

参加者: 平取福祉会、平取町

③ 各大学・専門学校への普及啓発(各町内事業所PR・平取町PR)

参加事業者: 平取町社会福祉協議会・平取福祉会・平取町

④ 平取町外近隣高等学校での出前講座における説明(介護の魅力等の発信)

- ⑤栗山町立北海道介護福祉学校を軸とした介護人材確保に関する「自治体包括連携協定」の締結
- ⑥介護職員処遇改善支援補助金支援

イ 介護職場の魅力の発信

平取町社会福祉協議会や平取福祉会と連携し、介護職場の体験等を通じた介護職場の魅力の発信について取組みました。

◆出前講座の参加人数実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
平取高校(生徒)	13人	26人	12月予定
静内高校(生徒)		18人	184人
厚真高校(生徒)		2人	

ウ 介護職員初任者研修・介護職員実務者研修の実施

事業者等と連携を図り、町民を対象とした養成研修を実施し、介護人材の確保に努めました。

◆各研修の参加人数実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
介護職員初任者研修	9人		
介護職員実務者研修			18人

エ 介護分野における業務の効率化

国が示す方針に基づき、ロボットや情報通信技術(ICT)等を活用した業務の効率化を推進するため、各事業所に適宜最新情報を提供しました。また、株式会社マルベリーと共同で介護職員の負担軽減を目的とする、最新機器を用いた研修会を企画しました。

(3)地域密着型サービス、介護予防・生活支援サービス事業所の指定

介護保険サービスが適切に提供できるよう、介護サービス事業者への指定更新や、実地における指導監査を実施しました。

(4)特別養護老人ホームの特例入所

介護度が軽度であっても、やむを得ない事情により、在宅での生活が著しく困難であると認められた場合は、平取町指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する運用指針に基づき、行政の適切な関与のもと、特別養護老人ホームへの入所を特例的に認めました。

◆特例入所者実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
特例入所者	1人	0人	0人

(5) 社会福祉法人による利用者負担減免制度

介護保険サービスの利用者で、所得が低く生計が困難な方に対して、利用者負担額（サービスの1割負担分等）の一部を軽減することで、サービスの利用促進を図りました。

◆利用者負担減免の申請者実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
申請者	13人	26人	—

(6) 日高西部介護支援専門員連絡協議会との連携

高齢者の自立支援・重度化防止のためには、中核を担う介護支援専門員の資質向上が重要となります。そのため、日高西部介護支援専門員連絡協議会と連携し、介護支援専門員を対象とした研修会を実施することで、介護支援専門員の資質向上を図りました。

◆日高西部介護支援専門員連絡協議会

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
開催回数	1回	2回	0回

今 後 の 方 向 性

介護現場全体の人手不足対策として、元気高齢者を始め、若年層・中高年層・子育てを終えた層、外国人などに参入してもらえよう、介護の魅力発信等の広報を行います。

また、学生には、介護の魅力（楽しさ・深さ・やりがい）が伝わるよう、定期的に出前講座を開催します。その上で、介護・福祉に興味のある学生に対しては、福祉資格取得のための進学（栗山介護福祉学校等）のPRを行います。

さらには学生が介護現場に触れる貴重な機会と捉え、関係機関と連携・協働し、将来的な介護人材の育成を図ります。

介護職員の定着や離職防止については、国の動向を注視しつつも、今、介護現場に従事している人の離職防止のため、働きやすい環境づくりの促進を図り、また、限られた人員で効率良く対応するため、介護ロボット等の導入の促進、介護職員の業務負担軽減に努めます。

また、介護職からの離職者や現在介護職に従事していない有資格者が、再度現場に戻ることができるためのサポート体制の構築を図ります。

4 災害・感染症対策に係る体制整備

近年、全国各地で地震災害や台風等による水害等、様々な自然災害が発生しています。高齢者は健康上のリスクを抱えながら生活している場合も多く、被災を防ぐだけでなく、災害の影響を最小限とする取組が求められています。また、予期せぬ新型コロナウイルス感染症の流行により、生活に大きな影響を及ぼしました。こうした災害や感染症は、いつ発生するか分からないことから行政に加え、それぞれの地域等においても平常時から備えや対策が重要となるため、関係機関と連携を図りました。

取 組 み と 評 価

(1)災害時の要支援者情報システムの活用

まちづくり課防災係と連携し、災害発生時に要援護者等が安全かつ円滑に避難するための支援システムの整備を図りました。災害発生時には、統合型GISシステム要支援者台帳システム情報を連携し、緊急時・災害時における高齢者の避難誘導および救助活動に活用できるよう、活用に向け整備を図りました。

(2)高齢者見守りマップ

基本目標1・6(1)イ 再掲

(3)こころのケア対策の充実

避難時の行動制限や感染症の流行が継続することで、誰もがこころに疲れがたまりやすくなり、こころの不調に繋がります。関係機関と連携し、高齢者及び介護サービス事業所に対するこころのケアの充実を図りました。

新型コロナウイルス感染者で生活支援を必要とする人がいた場合、静内保健所と連携を図っていますが支援依頼はありませんでした。

ア 新型コロナウイルス感染症の在宅療養者に対する買い物代行支援

イ 新型コロナウイルス感染症の在宅療養者に対する配食支援

ウ 新型コロナウイルス感染症の消毒支援

新型コロナウイルスの感染者・濃厚接触者として保健所から自宅待機を求められ、生活に必要な食料品や日用品等の調達ができない方の代わりに、買い物を行い自宅に届ける他、自宅の消毒作業が必要な方に対し、消毒必要物品の提供や自宅の消毒作業ができない方への代行支援を行いました。

◆新型コロナウイルス各支援内容の実績

	第8期実績		令和5年中間実績 (9.30現在)
	令和3年度	令和4年度	
ア 買い物代行支援	1世帯	2世帯	0世帯
イ 配食支援	1世帯	0世帯	0世帯
ウ 消毒支援	1世帯	0世帯	0世帯

今後の方向性

日頃から介護事業所等と連携し、防災・感染症対策を促します。

防災対策においては、防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うため、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画（BCP）定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。

感染症対策においては、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生に備えた平常時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うため、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認します。また、感染症発生時も含めて保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備します。

BCP（事業継続計画）

自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

第5章 計画の基本的な考え方

第5章 計画の基本的な考え方

令和7(2025)年には、団塊の世代が後期高齢者になり、令和17(2035)年には団塊の世代が、介護を必要とする割合が増える85歳以上になることに加え、現役世代の急減が見込まれており、医療や介護が必要な高齢者や認知症高齢者が急速に増加することが予測されています。

高齢者にとって住みやすく、安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、持続可能な制度や仕組みの構築、住民同士の支えあいや高齢者自身の生きがいの創出等注力していく必要があります。

第9期計画では、前回の成果や課題を踏まえ、新たな課題の解決に取り組むために、第8期計画に掲げた基本理念「いつまでも共に支え合う地域づくり」を継承しつつ、さらに一步踏み込んだ新たな「4つの目標」を設定し、まち全体で高齢者施策の取組みを推進します。

第1節 基本テーマ 『 いつまでも共に支え合う地域づくり 』

平取町では、「いつまでも共に支え合う地域づくり」のため、自らの健康は自ら維持する「自助」、支え合いの精神に基づく「共助」、自助や共助が対応できない課題について補完する「公助」のバランスのとれた仕組みづくりを目指し、取組みを進めてきました。

支えられる側と支える側という関係性を越えて、高齢者も地域活動の担い手となるような地域づくりに取り組み、また、その高齢者自身の社会参加が効果的な介護予防や健康寿命の延伸につながるという考え方は重要です。町民を含めた地域のすべての関係者が目標を共有し、一体となって取組みが進められるよう、2025年に向けて平取町が目指す「いつまでも共に支え合う地域づくり」を提示してきましたが、この重要性は今後も変わることはなく、引き続き取組みを進めていくべきものと考えます。

そのため、これからも、いつまでもいきいきと健康に、ひとり暮らしでも、認知症になっても、要介護状態になっても、全ての町民がその年齢、状態に関わらず、住み慣れた地域で生活できるまちづくりを着実に進めていきます。

また、高齢者の生活を支える介護人材の確保と育成、高齢者のライフサイクルの各所で必要となる医療と介護の連携に重点的に取り組み、引き続きまちぐるみの支え合いの基盤をつくっていきます。

第2節 第9期計画の基本目標

【基本目標1 安心して暮らすことができる基盤整備】

多様化する住民ニーズに対応できるよう、地域包括支援センターの体制強化や保健・医療・介護・福祉との連携の強化などを通じて、地域包括ケアシステムのさらなる充実に努めます。また、支援を必要とする高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続できるよう、多様なサービス主体によるサービスの確保を図ります。

【基本目標2 生きがいづくりと介護予防の促進】

人生100年時代を迎え、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと充実した生活を送るためには、自ら健康づくりや介護予防に取組み、生きがいを持って社会参加できる仕組みが重要です。高齢者が「支えられる人」ではなく、「支える人」となり得る、多様な主体による地域活動を促進し、介護予防と生きがいづくりが一体となり、誰もが主役となれる地域づくりの支援を推進します。

【基本目標3 介護需要への安定供給】

介護業界は以前から、報酬のわりに業務内容が激務といった労働条件のマイナスイメージがあり、働く場所として敬遠されてきました。今後、同様の傾向が続き、人手不足が加速すると、介護職員1人あたりの負担がさらに増加し、長時間労働、ひいては休職や退職といったケースが増えるおそれがあります。

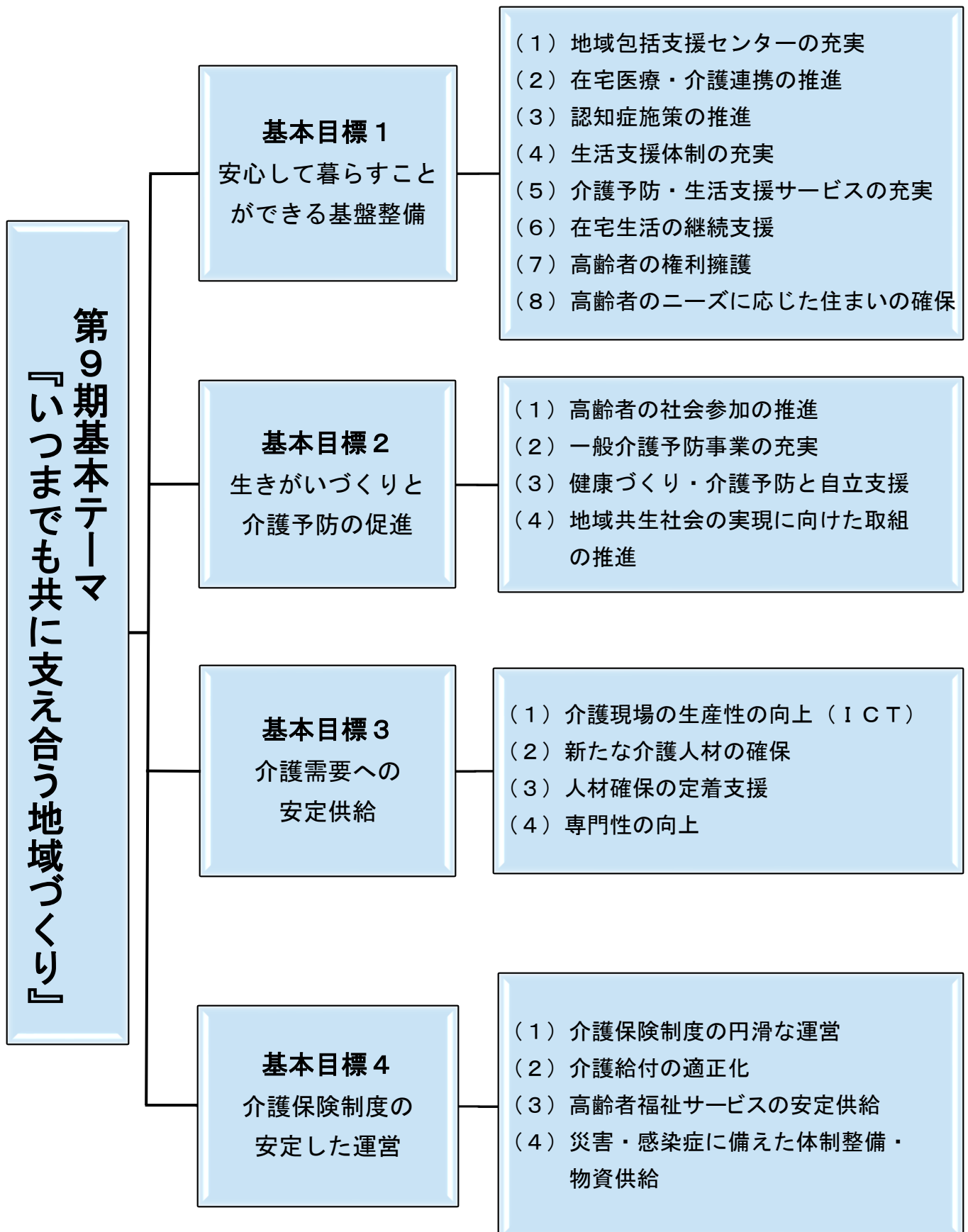
そこで、離職防止に向け、ICTを活用し介護職員の業務負担の軽減を図り、働きやすい環境整備を図ります。また、多様な人材の確保に向けて、介護分野への介護未経験者の参入を促進するため、より多くの方が介護を知る機会を設け、介護分野で働く際の不安を払拭できるよう、介護人材の確保を推進します。

【基本目標4 介護保険制度の安定した運営】

当町の介護保険制度を適切に運営するためには、地域包括ケアシステムを円滑に機能させるとともに、限られた資源を有効に活用することが重要です。さらに、介護給付の適正化の推進を図ることも必要です。

近年、地震や災害など自然災害の他、新型コロナウイルス感染症など、様々な災害や感染症が高齢者の心身に大きな影響を与えることが懸念されています。平常時の備えとして関係者同士の連絡体制や、物資の備蓄体制の確保を踏まえた体制整備を支援します。

第3節 計画推進の基本施策



第6章 施策の展開

第6章 施策の展開

第1節 安心して暮らすことができる基盤整備

施策の方針

要介護状態になったとしても、高齢者の尊厳の保持と自立した生活の支援を目的とし、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで送ることができるよう基盤整備を図ります。

1 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターを総合相談・支援機能を担う重要な機関として位置づけ、今後も配置基準に基づいた人員体制の確保を図るとともに、支援を必要とする高齢者の増加に対し迅速な対応が可能となるよう、必要な人材配置に努めていきます。

また、地域課題の解決に向けて、引き続き、個別地域ケア会議を実施していきます。

さらに、多様化、複雑化した複合的な相談については、平取町社会福祉協議会に設置したランチ機能を有効活用し、高齢者の総合相談から適切な支援につながる体制の構築、制度改正や社会情勢の変動にも柔軟に対応できるよう、職員の資質向上に向けた取組を推進します。

◆主な取組

(1) 地域包括支援センターの総合相談支援の充実

地域包括支援センターの体制充実を図るとともに、アウトリーチ（積極的な訪問）を主体とした相談支援を行い、高齢者の相談窓口としての機能の充実を図ります。

(2) 地域包括支援センターの普及啓発

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域の身近な相談窓口として高齢者や家族等が気軽に相談しやすい場所として機能するよう、啓発ポスターの掲示やリーフレットを各種会議や集会において配布し周知を図ります。

(3) 地域包括支援センターの円滑な事業運営

地域包括支援センターの円滑な運営や、実施事業の活性化を図るため、地域包括支援センター運営協議会との緊密な連携・協議を重ね、事業の取組を振り返り、適切な運営の確保に努めていきます。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会開催数	2回	2回	2回

(4) 地域ケア会議の実施

地域ケア会議は、多職種協働のもと、高齢者の自立支援に関するケアマネジメントを支援し、地域住民も含め地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを社会基盤整備につなげていく、重要な役割を担っています。

当町では、個別ケースの検討を行う自立支援型地域ケア会議、地域課題の検討を行う地域ケア推進会議を設置し、資源開発やサービス形成につなげていきます。

また、自立支援型地域ケア会議は、各専門職による多角的な視点をもとに、高齢者の自立支援QOL(生活の質)の向上に向けたケアマネジメントの検討を行い、専門職の自立支援の視点を養うとともに資質向上を図ります。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援型地域ケア会議	6回	6回	6回
地域ケア推進会議開催数	6回	6回	6回

2 在宅医療・介護連携の推進

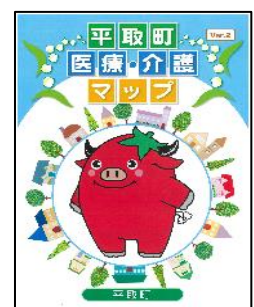
高齢者が疾患を抱えても、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活続けるために、医療・介護の専門職からなる関係機関と連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供をするため「8つの事業項目」を推進します。

また、在宅療養の生活の場において、医療と介護の連携が特に必要となる4つの場面として、「日常の療養支援」、「入退院支援」、「急変時の対応」、「看取り」について、それぞれ「めざす姿」などを掲げ、PDCAサイクルを実施します。

◆主な取組

(1) 地域の医療・介護の資源の把握

平取町内にある医療・介護に関する社会資源の把握として、令和6年度に「平取町医療・介護マップ」の改訂を行います。



(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

平取町内の医療・介護関係者が参加する在宅医療・介護連携推進委員会を定期的に開催し、地域の現状と課題を抽出、解決策を協議します。

また、現状と課題については、地域ケア会議で情報共有を行います。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
推進委員会開催数	2回	2回	2回

(3)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

町民のニーズを反映できるよう、平取町が現状で取ることができる在宅医療のサービス提供体制づくりを関係機関と協議を行いながら実施します。

(4)在宅医療・介護関係者の情報の共有支援

入院・退院情報共有シートを活用し、高齢者の入退院などが円滑にできるよう、支援します。

(5)在宅医療・介護関係者に関する相談支援

在宅医療・介護の相談窓口「つながり」を平取町国民健康保険病院内に設置し、また、令和6年度に在宅医療・介護連携コーディネーターを配置し、医療・介護関係者間の連携強化を図ります。

(6)医療・介護関係者の研修

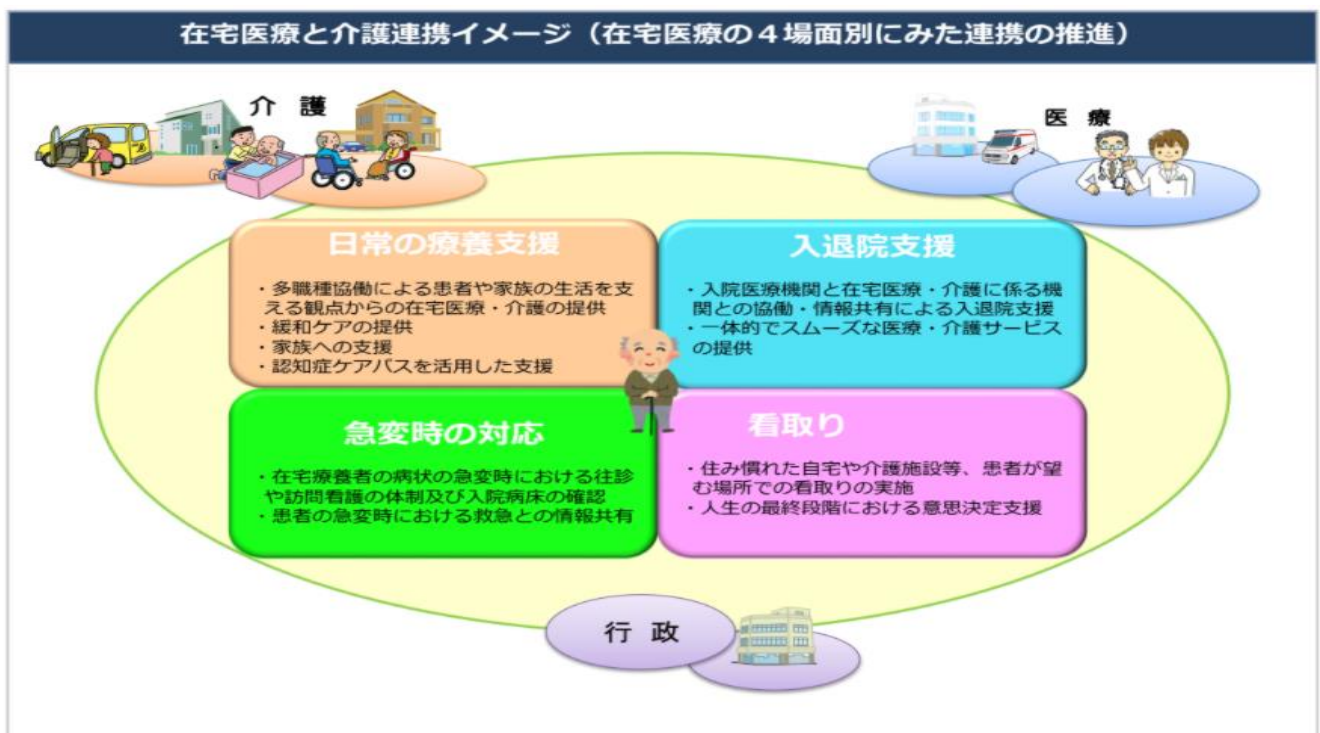
地域の医療・介護関係者が集まる多職種連携研修会などに参加し、相互に専門分野の理解を深めるよう支援します。

(7)地域住民への普及啓発

令和6年度に作成する「平取町医療・介護マップVer. 3」を、令和7年度に町民へ全戸配布します。また、町民等が介護の相談に来所した際に活用できるよう、医療や介護の相談機能を有する病院・社会福祉協議会にも配布し、地域の社会資源等の普及啓発を行います。

(8)関係市町村の連携

二次医療圏域の市町村と連携し、退院後の在宅医療・介護サービスが円滑に提供できるよう、広域連携が必要な事項について検討を行います。



「厚生労働省老健局老人保健課 在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver. 3」

3 認知症施策の推進

高齢化が進行する中で、認知症高齢者が、一層増加すると見込まれ、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で、自分らしく暮らし続けられることができる社会の実現を目指し、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき取組を推進します。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

○基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策など

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策など

⑥【相談体制の整備等】

認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等

⑧【認知症の予防等】

希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策など

(参考:厚生労働省 共生社会の実現を推進するための認知症基本法)

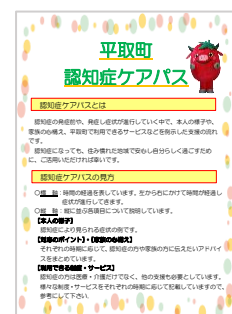
◆主な取組

(1) 認知症の正しい理解と普及啓発

認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症への町民の理解や関心は高まってきていますが、認知症について、医療や介護、福祉に携わる者だけではなく、広く町民が理解し誤解や偏見をなくしていくことが、本人や家族などを支えることにつながっていきます。

そのため、認知症に関する正しい理解を促進するため年3回の広報活動とともに、認知症の早期診断・早期発見に向けた体制整備を推進します。また、令和7年度に「認知症ケアパス」の改訂を行います。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
広報活動	3回	3回	3回
認知症ケアパス改訂		○	



(2) 認知症サポーターの養成

認知症に関する正しい理解を促進するとともに、認知症に対する理解を地域全体に広げる必要があります。児童・生徒や企業等、多世代へ隔てなく積極的に働きかけを行い、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人やその家族等を応援する「認知症サポーター」を広く養成します。

また、認知症サポーターを対象に、認知症やその家族への支援を行うことができるチームオレンジの構成員養成を目的としたステップアップ講座を企画、実施します。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座実施回数	7回	8回	7回
認知症サポーター養成人数	65人	80人	65人
認知症ステップアップ実施回数	1回	1回	1回
養成人数	10人	10人	10人

※複式の小学校においては隔年で行うため令和7年度的人数は多くなっています。

(3) 認知症キャラバン・メイトの活動の充実

講師役であるキャラバン・メイトの活動の充実を図るため、キャラバン・メイト交流会で行う養成講座だけでなく、認知症カフェの立ち上げや、活動についての振り返り等を年4回行います。

また、北海道主催の認知症キャラバン・メイト養成研修を関係機関や町民に周知し、学校や企業などでの認知症サポーター養成講座を、継続的に実施できる体制づくりを推進します。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
振り返り研修開催	4回	4回	4回

(4) 認知症ケア体制の充実

認知症の疑いのある高齢者等の身体的・精神的な負担軽減を図れるよう、認知症地域推進員の配置や認知症初期集中支援チームを設置します。しかし、チームとしての活動ではなく、地域実情に応じ平取国保病院や保健推進係等の関係部局と連携を図ることで、タイムリーな対応による認知症ケアの向上を図ります。

(5) 認知症バリアフリーの推進

認知症の人やその家族等の介護者や地域住民等、誰もが気軽に参加し集うことのできる認知症カフェの開催を引続き推進し、また、新たに認知症カフェ(1か所)を開設し、認知症に関する知識や対処法について情報を交換し、地域で協力できる体制整備を推進します。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ設置数	1カ所	2カ所	2カ所
実施回数	50回	100回	100回
利用者数(延)	250人	370人	370人

(6) チームオレンジの推進

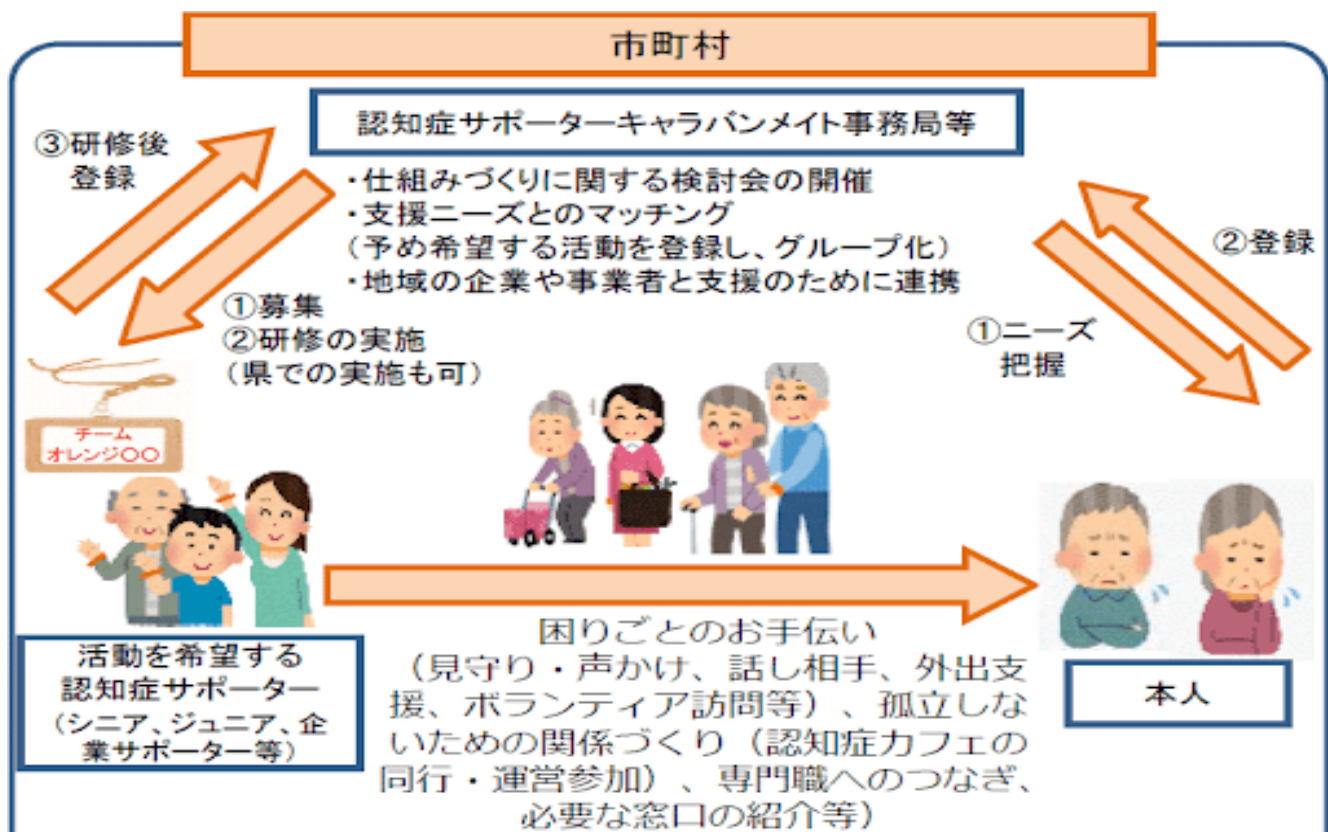
ステップアップ研修を受講した認知症サポーターが、認知症の人やその家族への支援を行う仕組みとして、チームオレンジを設置します。認知症の人や家族のニーズに寄り添うとともに、本人たちも当事者として参加できるよう、認知症カフェ等を拠点とした定期的な活動場所の確保を目指します。また、介護保険サービスで対応が困難なニーズに対し、チームオレンジの強みを生かした柔軟な支援の構築を図ります。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チームオレンジ設置数	協議	1チーム	1チーム

◆ 認知症サポーター養成講座の様子



◆ 認知症施策推進のイメージ



4 生活支援体制の充実

一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加する中で、在宅生活を継続するための日常的生活支援を必要とする方が増加しています。高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために、地域住民、ボランティア、民間企業など多様な主体が連携・協力し、必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。

◆主な取組

(1) 介護予防・日常生活総合支援事業に係る協議会（以下、「支輪Do協議会」という。）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの基盤整備を推進するために支輪Do協議会を設置し、年3回関係者が集い、協議する場を設けています。

支輪Do協議会では、関係者間のネットワークの構築、地域に不足するサービスの創出などを目的に、生活支援コーディネーターや介護支援ボランティア等の多様な主体が参画し、高齢者の社会参加の促進や、高齢者の活動支援や地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。

また、地域の支え合い活動等の周知を図るため、「支輪Doだより」を発行します。

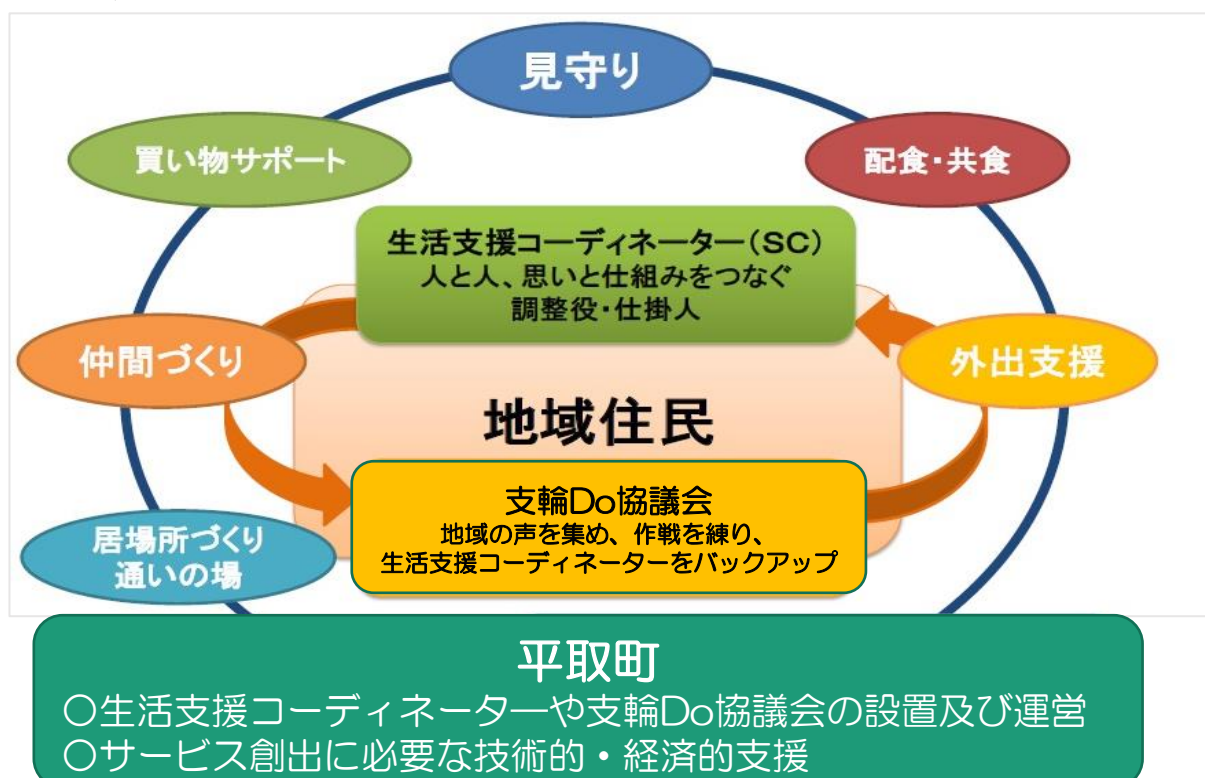
取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会開催数	3回	3回	3回
支輪Doだより発行回数	3回	3回	3回



(2) 生活支援コーディネーター

平取町社会福祉協議会に引き続き、生活支援コーディネーターを配置します。生活支援コーディネーターは、地域に出向いてニーズを把握するため、交流サロン等において、高齢者の身近な相談者として情報収集に努めます。また、把握したニーズについては、支輪Do協議会において情報提供・課題提起等を行います。

◆地域連携ネットワークのイメージ



5 介護予防・生活支援サービスの充実

介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援者等を対象とする「介護予防サービス事業」と、全ての高齢者等を対象とする「一般介護予防事業」を推進し、高齢者の介護予防や自立を支援します。なお、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス単価の弾力化については、当町の実情に応じ検討を行います。

◆主な取組

(1) 介護予防ケアマネジメント

基本チェックリスト該当者（以下、「総合事業対象者」という。）及び要支援1・2の該当者が利用することができます。介護予防・生活支援サービスを利用する該当者に対し、介護予防プランの作成を行います。また、サービス利用後は適切に、介護予防プラン通り実行されているか、継続的にモニタリングを行います。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合事業対象者(延)	40人	40人	40人
要支援1(延)	130人	130人	130人
要支援2(延)	70人	70人	70人

(2) 訪問型サービスA（ヘルパー）

介護予防訪問介護と同様のサービスで、訪問介護員による生活援助（調理・掃除等を）受けることができ、総合事業対象者及び要支援1・2の該当者が利用することができます。平取町社会福祉協議会訪問介護事業所と委託契約し、訪問型サービスA（ヘルパーサービス）の提供を行います。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(延)	510人	510人	510人

(3) 通所型サービスA（デイサービス）

介護予防通所介護と同様のサービスで、機能訓練や対人交流、趣味活動などのサービスを受けることができ、総合事業対象者及び要支援1・2の該当者が利用することができます。平取福祉会と委託契約し、通所型サービスA（デイサービス）の提供を行います。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(延)	1,250人	1,250人	1,250人

(4) 通所型サービスC(短期集中予防サービス)

専門職(リハビリ職等)による利用者の生活機能の改善に向けた個別的な支援を受けることができ、総合事業対象者及び要支援1・2の該当者が利用することができます。

平取福祉会と委託契約し、通所型サービスC(短期集中予防サービス)の提供を行います。

	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(延)	260人	260人	260人

◆通所型サービスC(短期集中予防サービス)の様子



(5) 配食サービス事業(総合事業対象者等)

栄養バランスの取れた食事の配達と安否確認を行い、一人暮らしや高齢者世帯の生活を支援するため、平取町社会福祉協議会と委託契約し、配食サービスの提供を行います。

① 総合事業(総合事業対象者及び要支援1・2の該当者)

② 任意事業(十分な食事が確保できない見守りが必要な独居高齢者及び要介護者)

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 利用者数(延)／食数(延)	26／2,100	26／2,100	26／2,100
② 利用者数(延)／食数(延)	18／1,900	18／1,900	18／1,900

6 在宅生活の継続支援

一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、地域の様々な協力や連携を基盤としたネットワークの構築、当町の実情に応じた見守り体制の構築を推進します。

また、家族介護者が地域の中で孤立することなく、介護をしながら働き続けることができる環境を目指し、介護者の身体的・精神的な負担が軽減できるよう、地域包括支援センターの役割を周知し、気軽に相談できる体制づくりを推進します。

◆主な取組

(1) 高齢者の見守りネットワーク事業

高齢者等の地域見守りに関する協定

協定締結により、従来の地域における見守り活動と併せて、より行き届いた見守り体制を構築するとともに、行政・協定事業所・関係者間の連携が緊密となるよう努めます。

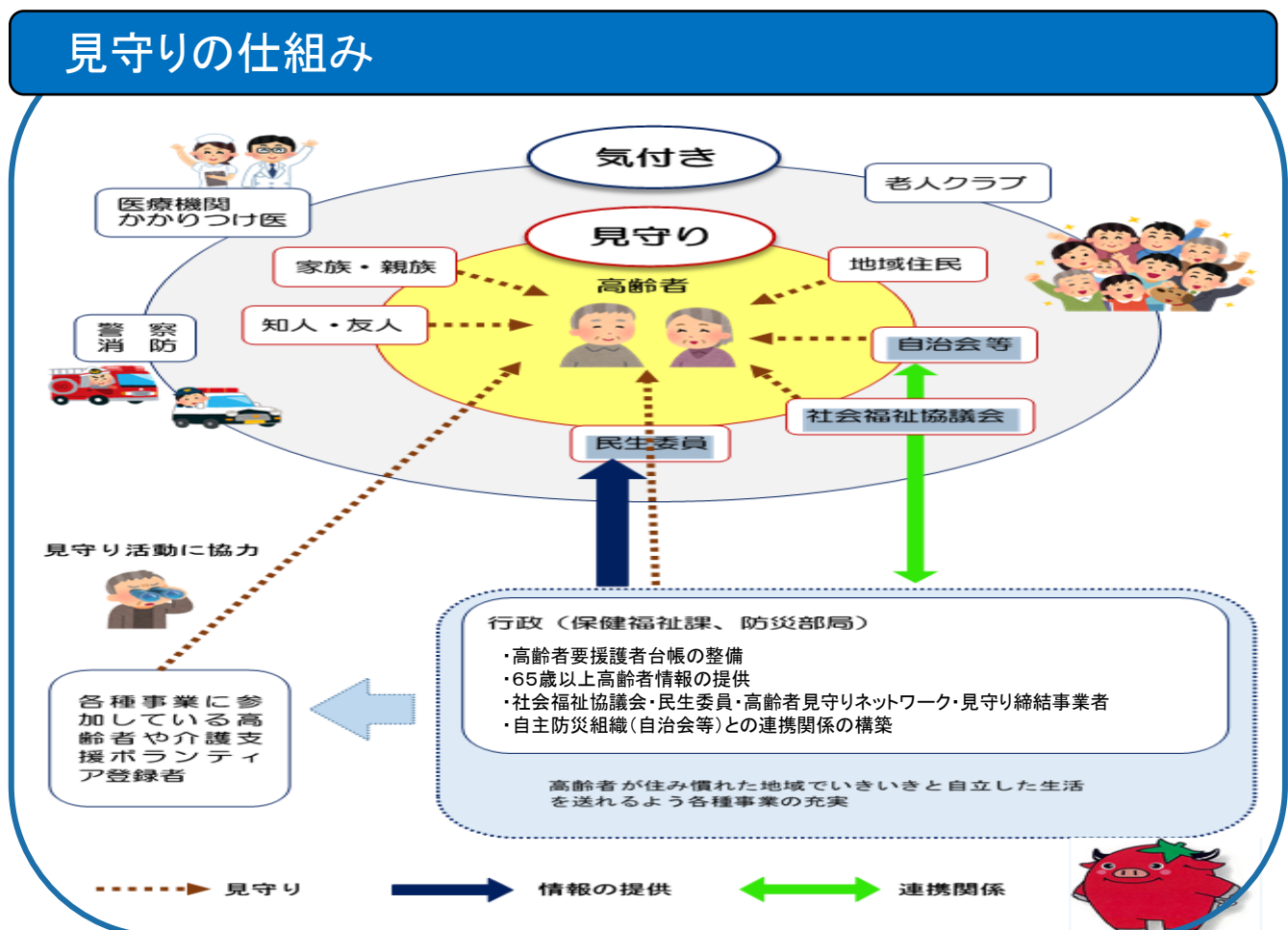
さらに、住民の孤立の防止及び支援が必要な方を把握することで地域福祉の更なる向上を図ります。

◆協定内容

協定を締結した事業所は、業務活動中に高齢者等から支援、保護を求められた場合や異変等を発見したときには、必要に応じ町に報告を行い、緊急を要する場合には速やかに消防署や警察署に通報します。

◆見守りの仕組みイメージ

見守りの仕組み



(2) 食の自立支援事業(要介護認定者)

基本目標1 5介護予防・生活支援サービスの充実 (5)配食サービス事業 再掲

(3) 家族介護支援事業

介護している家族に対し、介護に関する基礎知識の習得するための学習会を開催することで、要介護高齢者の在宅生活の継続と福祉の向上を図ります。学習会等の開催は平取町社会福祉協議会と共同開催を行います。

また、家族が無理なく就労が継続できるよう、必要なサービス等が適切に利用できるよう、相談窓口の普及啓発を図ります。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
学習会開催数	1回	1回	1回

(4) 町独自サービス

ア 緊急通報サービス事業

一人暮らし高齢者等に対し、体調の急変や不慮の事故等、日常生活の不安を軽減できるよう、緊急通報システムを貸与します。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
貸与数	20台	20台	20台

イ 高齢者等スマートスピーカー事業

一人暮らし高齢者に対し、災害の有事の際だけでなく、常時の見守り活動として、見守る側(民生児童委員・介護支援ボランティア等)がICTを活用してお互いに繋がることで、安心した日常生活が送れるよう、スマートスピーカー(AI機器)を貸与します。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
貸与数	30台	30台	30台

ウ 社会福祉バス運行事業

高齢者等の地域における自立生活及び社会参加の促進を図るため、温泉への送迎や買い物ができるように支援します。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(延)	2,200人	2,200人	2,200人

エ コミュニティ活動運営支援事業

高齢者の外出機会の確保及び社会参加の促進のため、交流サロン等の送迎を実施します。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(延)	2, 100人	2, 150人	2, 200人

◆社会福祉バス運行事業・コミュニティ活動運営支援事業の様子



オ 介護用品支給事業

高齢者を介護している家族に対し介護用品を支給することにより、経済的な負担の軽減を図るとともに要介護高齢者の在宅生活の継続と福祉の向上を図ります。

カ 高齢者宅の除雪支援体制

日常生活圏域高齢者ニーズ調査(町独自項目・日常生活での困りごと)において、「雪かきが困っている」が34. 4%となっています。地区別では、本町、荷葉、振内が高い数値を示しています。今後、支輪DO協議会、平取町社会福祉協議会と協議を行い、高齢者宅の除雪を行う支援体制の整備を進めます。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
除雪体制支援	協議開始	事業開始	事業開始

7 高齢者の権利擁護

成年後見制度の活用や虐待への対応、消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護のために必要な支援を専門的・継続的に行っていきます。

また、相談窓口として、地域包括支援センターのさらなる周知を図り、平取町高齢者見守りネットワーク会議及び平取町成年後見制度推進協議会を開催します。

権利擁護が必要な高齢者を早期発見・把握するための地域連携ネットワークの構築を推進します。

◆主な取組

(1) 虐待防止意識の普及啓発

高齢者見守りネットワーク会議において、高齢者見守りマニュアル冊子を作成し、町内全戸に配布します。また、各事業所や団体に対しては、出前講座を開催することで、高齢者の人権や虐待防止の意識を高めます。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見守りマニュアル	作成	配布	

(2) 虐待の早期発見と相談体制の充実・強化

高齢者見守りネットワーク会議の構成員などが、高齢者虐待を疑われる状況や虐待事例に遭遇した場合は、早急に地域包括支援センターに連絡できるよう体制を構築し、早期支援・早期解決に努めます。また、連絡を受けた地域包括支援センター職員は速やかに状況の確認を行います。

(3) 日常生活自立支援事業の活用

認知症などにより、判断能力が不十分になり、現金や預金の管理に不安を感じている高齢者等に対し、平取町社会福祉協議会と連携を図り、金銭管理を中心とした生活の支援を行います。

(4) 成年後見制度の利用促進

成年後見利用促進法に基づき、増加する認知症高齢者等の権利擁護の取組を推進するため、平取町社会福祉協議会を中核機関として位置づけ、地域ネットワークづくりや、成年後見制度の利用が円滑に進むよう取組を推進します。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度推進協議会	1回	1回	1回

◆市民後見人研修関係

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民後見人養成講座			
市民後見人フォローアップ研修	1回	1回	1回
市民後見人バンク登録者(延)	11人	11人	11人

8 高齢者のニーズに応じた住まいの確保

地域生活の基盤となる居住の場について、高齢者のニーズや状況に合った多様な住まいの確保を図り、可能な限り住み慣れた地域で生活が送れるよう関係機関と連携して取組を推進します。

◆主な取組

(1) 高齢者の生活支援施設等の活用

生活に関する不安の解消や寝たきりにならないための介護予防事業を推進する場として、高齢者の生活支援施設等の活用を図ります。

また、第8期計画中に定員割れの状況が続いたことがあるため、施設のPR等の普及啓発を行います。

◆施設概要

施設	内容
生活支援ハウスきずな	・高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設です。 ・令和5年9月末現在、1カ所(定員9名)設置されています。
ケアハウスしずか	・高齢のため独立した生活に不安がある方や、自宅で自炊が困難な方で身体機能の低下が認められる方が、自立した生きがいのある生活をしていただくための施設です。 ・令和5年9月末現在、1カ所(定員20名)設置されています。
老人福祉寮やすらぎ	・高齢者の心身の健康と安定、自立した生活をしていただくための施設です。 ・令和5年9月末現在、1カ所(定員6名)設置されています。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援ハウスきずな	9名	9名	9名
ケアハウスしずか	20名	20名	20名
老人福祉寮やすらぎ	6名	6名	6名

(2) 公営住宅の整備

今後整備される公営住宅については、住宅計画策定に基づき、バリアフリー住宅にするなど、高齢者等に考慮した良好な住宅環境の形成を図ります。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新設公営住宅	住宅計画策定中	住宅計画策定中	住宅計画策定中

(3) 他市町村との情報連携の強化

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、他市町村の設置状況等や必要な情報を積極的に把握するよう努めます。

第2節 生きがいづくりと介護予防の促進

施策の方針

高齢者の社会参加は生きがいのみならず、閉じこもり防止や身体機能の向上、地域貢献につながる等、多様な意義があります。また、少子化の進展に伴い生産年齢人口が減少する一方で、働く意欲のある高齢者が多くなってきていることから、高齢者が活躍できる場所等の基盤整備を図ります。

1 高齢者の社会参加の推進

高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ち生活できるよう、居場所づくりや地域活動支援を推進します。併せて、多様化する高齢者ニーズに対応し、働く意欲と能力のある高齢者が働き続けられ、地域に参加・貢献できるような社会実現に向けた取組を推進します。

◆主な取組

(1) 社会参加の確保

高齢者の知識と経験は、地域社会を支える貴重な社会資源であり、今後その必要性は高まると予想されます。この資源を活かし、高齢者が地域社会で活躍できるよう、支輪Do協議会において、高齢者の活動(社会参加)の機会について協議を行います。

◆高齢者の活動(社会参加)の様子

びらとりデイサービスセンターでのトマトの袋詰め



高齢者が家庭菜園で作る野菜の販売会



(2) 老人クラブ・高齢者大学等活動

高齢になっても自分の人生にあった生きがいを見だし、健康的な生活が送れるよう、様々な学習の場や交流の場を設け、平取町社会福祉協議会・平取町教育委員会生涯学習課・地域包括支援センター等と協力しながら、活動の支援をしていきます。

①高砂大学

②義経大学

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 開催数／参加者数(延)	10回／160人	10回／160人	10回／160人
② 開催数／参加者数(延)	14回／130人	14回／130人	14回／130人

2 一般介護予防事業の充実

高齢者が地域の中で、孤立することなく人とのつながりを保ち、継続的に介護予防や健康づくりに取り組むことができ、個々の健康状態、関心に応じて参加できる通いの場等、充実した地域づくりを推進します。また、一人ひとりが、やりがい・生きがいや役割をもち多様な社会参加をすることで、高齢者の自立支援を図ります。

◆主な取組

(1) 交流サロンの推進

地域の中で趣味を通じて人との交流や体操を行う介護予防の交流サロンは11カ所あります。高齢者が身近な場所で継続的に介護予防の活動を実践するためには、自主グループのさらなる立上げを支援するだけではなく、立上げ後も活動が継続できるよう介護支援ボランティアやゆる元初級指導者等にも協力を得ながら推進します。

また、交流サロンの参加割合を見ると、前期高齢者の参加が少ないため、前期高齢者（特に70歳代）にも参加してもらえよう支輪Dの協議会で検討していきます。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交流サロン設置数	11か所	11か所	11か所
参加者数(延)	3,200人	3,250人	3,300人

◆交流サロン活動の様子



(2) 介護支援ボランティア育成・活動支援

地域貢献や社会参加を通じた高齢者の健康増進や介護予防を推進するために、ボランティア活動に対しポイントを付与する、介護支援ボランティア事業の実施をします。

高齢者において、支援に頼らない助け合い活動を自主的に広げるため、受入れ施設や活動内容を多様化させていきます。具体的には、平取町社会福祉協議会と連携を図り、介護支援ボランティア登録者を増やし、傾聴ボランティアや生活支援サービス等の担い手を確保するとともに、当該活動で社会参加の機会を増やし健康寿命の延伸を図ります。

また、定期的に介護支援ボランティア研修会や意見交換会を開催します。

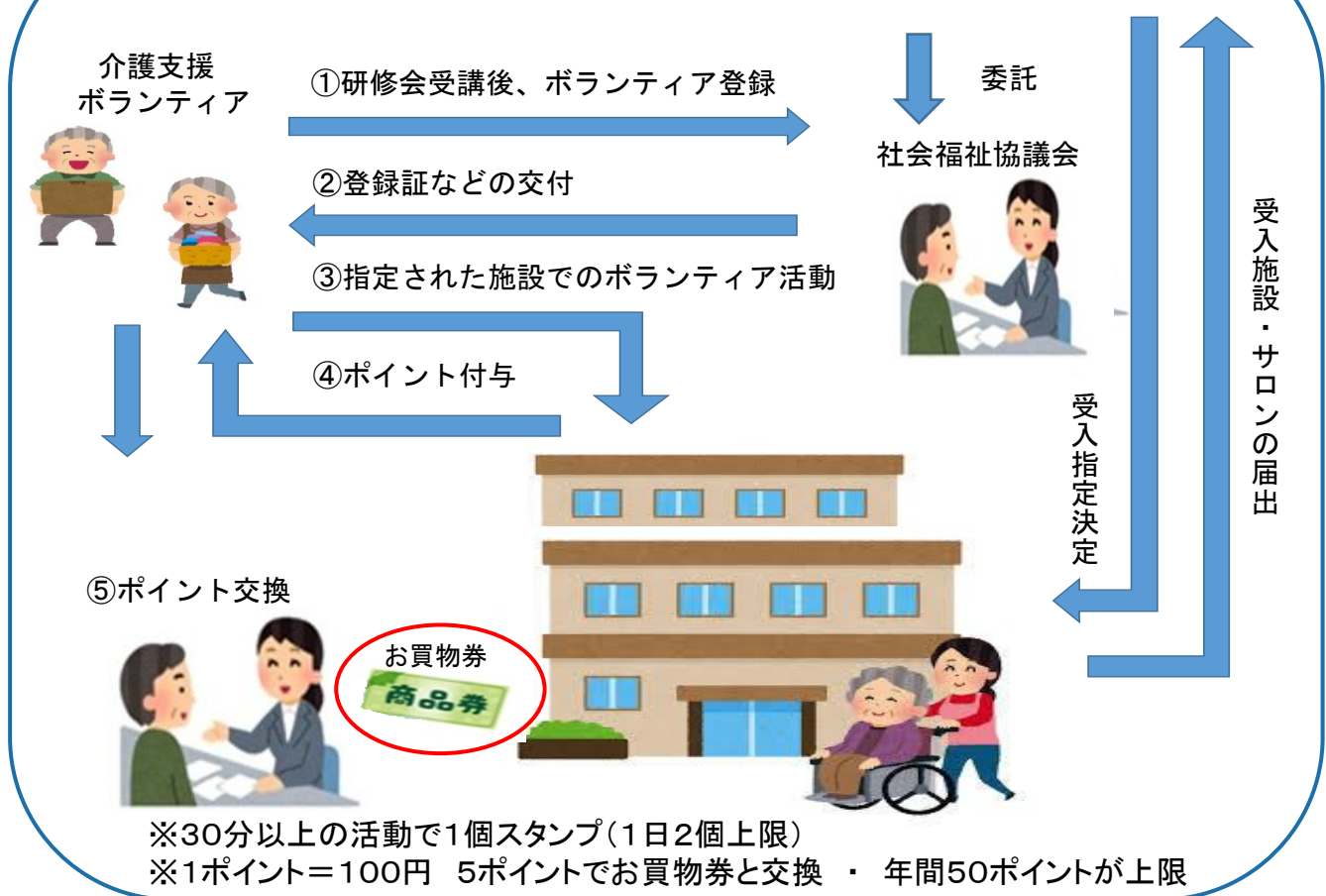
取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意見交換会開催回数	2回	2回	2回
介護支援ボランティアポイント	400ポイント	400ポイント	400ポイント

◆介護支援ボランティア活動の様子



◆介護支援ボランティア事業の概要

平取町(事業実施機関)受入れ施設の指定・委託契約



(3)介護予防把握事業

75歳以上の独居、85歳以上の高齢者世帯を対象に、地域包括支援センター職員が自宅に訪問し、状況把握や困りごとについて聞き取り、介護サービス等の情報提供を行います。また、訪問内容はデータ化し、緊急時の対応に活用しています。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数	23人	20人	13人

(4) 地域リハビリテーション活動支援

交流サロンや介護事業所等へリハビリ専門職等の派遣を行うとともに、介護予防の推進や技術指導及び助言を行い、介護予防の取組みを総合的に支援します。

(5) 介護予防普及啓発事業

交流サロン等へ介護予防を目的とした出前講座を開催し、高齢者が地域で暮らし続けるために有用な知識の普及啓発を行います。

ア 有限会社 ダックススポーツ

貫気別サロンで定期的(年6回)に開催します。また、他の交流サロンで希望があった場合には、適宜出前講座を行います。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防教室開催数	10回	10回	10回

イ 株式会社 Takara Deorte(タカラデポルテ)

生活支援ハウスきずな介護予防教室で毎月3回程度開催します。オンライン指導と対面指導を組み合わせ実施します。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防教室開催数	40回	40回	40回

ウ ゆる元 (まる元ゆるやか版)

交流サロン等へゆる元体操初級指導者の派遣依頼を行い、介護予防の普及啓発を図ります。また、出前講座として派遣する場合は、保健推進係と協働し、血圧測定・健康相談も一緒に行い、健康についての意識向上を図ります。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
出前講座開催数	11回	11回	11回



3 健康づくり・介護予防と自立支援

健康寿命を延伸するためには、若いころから自身の健康に関心を持つとともに、よりよい生活習慣の確立や生活習慣病の早期発見・重症化予防等が重要です。平取町健康増進計画に基づき関係団体と連携し、ライフステージに応じた取組を推進します。

◆主な取組

(1)運動に関する取組の推進

町の基幹産業が農業であることから、夏季と冬季での大幅な体重増減・身体活動量の変化が多く見受けられます。冬季における健康・体力づくりの機会を設け、健康づくりへの意識の向上と身体活動量の増加による健康増進を図ります。

ア 冬場の健康づくり教室

運動量・活動量が減少し体重増加が見られる冬場に集中して運動教室を行うことで、冬場の運動量・身体活動量を上げ、体重増減を繰り返すことによる生活習慣病へのリスクを啓発し、生活習慣病発症の予防、重症化予防を図ります。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
冬場の健康づくり教室開催数	8回	8回	8回
参加人数(延)	180人	190人	200人

イ 地域組織活動を支援する事業

振内地区では自主グループ「振内歩こう会」、本町地区では自主グループ「太極拳」が活動しています。今後は自主グループに講師を派遣し、継続的に事業が運営できるよう支援します。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
振内歩こう会(回数／人数)	54回／1,000人	54回／1,000人	54回／1,000人
太極拳(回数／人数)	54回／810人	54回／810人	54回／810人

ウ 健康づくり応援ポイント事業

町民の大きな健康課題である高血糖への対策として、個人の食事や運動に対する取組にポイントを付与し、食習慣や運動習慣の目標を立てることにより、町民の健康意識の向上を図ります。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康づくり応援ポイント事業(人数)	5人	5人	5人

(2) 栄養・歯科に関する取組の推進

特定健診、後期高齢者健診、一般健診受診者を対象に健診結果説明会を引続き実施します。成人期には食事のバランス指導、後期高齢者には、低栄養の予防や食事バランス指導をしています。また、当町は血糖値の高い高齢者等が多いことから、歯周病と血糖値の関係を指導し歯科検診の受診勧奨も積極的に行います。

老人クラブ等に歯科衛生士を派遣し、口腔ケアに対する普及啓発を推進します。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シニアエプロンサークル (回数／人数)	7回／30人	7回／30人	7回／30人
老人クラブ出前講座(回数／人数)	7回／30人	7回／30人	7回／30人
後期高齢者歯科健康診査人数	40人	40人	40人

(3) 健康管理に関する取組の推進

特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、乳がん、子宮がん)を引続き実施します。自分の健康を守る第1歩は「気づくことから」であるため、すべての健(検)診対象年齢に積極的に受診勧奨し、生活習慣病の予防へとつなげます。また、後期高齢者に対しても積極的に健診受診を呼びかけ、介護予防が必要な方を早期に発見し、介護予防事業へとつなげていきます。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
集団検診(回数／人数)	4回／750人	4回／750人	4回／750人
バスツアー健診(回数／人数)	3回／30人	3回／30人	3回／30人
個別健診者数(延)	80人	80人	80人

(4) こころの健康相談に関する取組の推進

心身の健康を保つためには、十分な睡眠を取ること、趣味や生きがいを持つこと等自分なりのストレス対処法を身に着けることや、困ったときに相談できる人がいることが大切です。高齢者の孤立や孤独は、不活発化につながり認知症などのリスクも高めてしまうことから高齢者サロン参加や保健事業へのつながりを勧めていきます。

引続き、精神保健福祉士、心理士に業務委託を行い、こころの健康相談を実施していきます。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
こころの健康相談開催数	8回	8回	8回

(5) 保健事業・介護予防の一体化

高齢者保健事業では、生活習慣病発症予防、重症化予防の推進、介護予防事業では、運動機能、口腔機能、栄養バランス、社会参加などの推進を実施します。

継続的に高齢者一人ひとりの状況の把握に努め、関係部局が相互に連携しお互いの事業を一体的な取組とし、効果的な介護予防を図ります。また、当町の地域特性や健康課題等の分析を行い、高齢者の特性に応じた生活習慣病予防・重症化予防を実施し、介護予防の強化を図ります。

ア まる元(特定非営利法人ソーシャルビジネス推進センター・コープさっぽろ・北翔大学)

関係者と連携し、事業全体の企画・調整・統括、事業計画の策定、進捗管理、事業評価を行うとともに、関係者間の情報共有を図ります。また、対象者は国保連データベースシステム等を活用し、重点課題を整理・明確化するとともに、支援すべき対象者を抽出します。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教室数	2	2	2
回数／人数	46回／2,070人	46回／2,070人	46回／2,070人

イ 高齢者に対する個別的支援

①生活習慣病等の重症化予防に関する相談・指導を行います。

②健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスの情報提供を行います。

③重複・多剤服用をしている高齢者に適切な服薬管理を実施し、副作用による転倒リスクなどを予防します。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①相談・指導人数	70人	75人	80人
②状態把握人数	18人	18人	18人
③服薬管理人数	10人	10人	10人

ウ 通いの場(交流サロン・老人クラブ等)への積極的な関与等

保健師、歯科衛生士、栄養士等が、フレイル対策として、出前講座(運動、口腔、栄養等)を実施し生活習慣病だけでなく、介護予防の普及啓発を行います。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
出前講座	45回	45回	45回

◆各教室の様子



4 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

当町において障がいのある人も、ない人も共に生活するノーマライゼーションの理念が徐々に浸透する中、振内地区には障がい者支援施設をはじめとした、障がい者の生活拠点があり、長年地域住民と共存しています。そこで、高齢者が住み慣れた地域で、自らの望むありのままの暮らしを続け、かつ、障がい者施策と一体となった共生型サービスの提供を目指し、町と平取町社会福祉協議会、平取福祉会、地域住民など、官民協働のもと連携を図りながら、地域共生社会実現に向けた取組を推進します。

◆主な取組

(1) 世代交流の支援

ア 子ども食堂の開催支援

イ 平取町子ども会育成連絡協議会への支援

世代交流は子どもにとって、お年寄りをいたわる気持ちが育まれ、思いやりやマナーを学ぶ機会になっています。また、高齢者にとっては、子どもと触れ合うことで、自分の役割や活力が生まれています。今後も世代交流の場が継続できるよう支援を継続します。

◆子ども食堂の様子(収穫祭)



(2) 共生型交流サロンの支援

振内地区の交流サロンは、障がい者施設利用者と高齢者、地域住民が参加し、積極的な交流が図られています。今後も地域共生社会の成熟を目指し、誰でも参加できる・参加しやすい交流サロンが継続できるよう支援を行います。

(3) 農福連携の支援

平取養護学校の生徒が地域の農家に出向き、農作業体験を通して楽しみや生きがいを持てるよう送迎支援を行いました。農福連携が円滑に行われることで、障がい者の社会参画が促進されるだけでなく、農家の担い手不足解消の一助となるよう、継続実施に向けた支援を継続して行います。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
農業体験(回数／人数)	38回／3名	38回／3名	38回／3名

第3節 介護需要への安定供給

施策の方針

1 介護現場の生産性の向上(ICT)

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方で、生産年齢人口は急速に減少することが見込まれます。平取町の介護事業所で働いている介護職員の約半数が50歳以上であり、10年後には介護現場の担い手不足が懸念されます。

また、介護保険サービス提供事業所アンケート(町独自)でも、身体的・精神的負担が「介護人材不足を招いている」と回答がありました。

今後、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入により、サービスの質を確保しつつ効率的なサービス提供を行うとともに、業務改善や事務作業等の負担軽減等を推進することによって、介護職員の働く環境改善等につなげることが重要です。

◆主な取組

(1) 平取町介護人材確保に係る協議会

今後も続く高齢化や生産年齢人口の減少に備え、平取町社会福祉協議会、平取福祉会と介護人材の確保について取組を推進します。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会開催	2回	2回	2回

(2) 業務の効率化

介護の質は維持しながら介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、効率的な業務運営ができるよう、国の最新情報を把握し、取り入れる手法等について周知を行い、業務の効率化を促進します。

2 新たな介護人材の確保

介護現場全体の人手不足対策として、元気な高齢者をはじめ、若年層・中高年齢層・子育てを終えた各層及び外国人に参入してもらえるよう、平取町介護人材確保に係る協議会において、介護の魅力発信等の広報を行います。

◆主な取組

(1) 各高等学校での出前講座の開催

平取町社会福祉協議会や平取福祉会と連携し、介護職場の体験等介護職場の魅力の発信について出前講座を開催します。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
平取高校	1回	1回	1回
静内高校	1回	1回	1回
新規高校の開拓	学校訪問	1回	1回

- (2) 栗山町立北海道介護福祉学校「介護人材確保に関する包括連携協定」に基づく取組
栗山町立北海道介護福祉学校と包括連携会議を開催し、平取町の介護人材確保に関する課題等を整理し、人材確保に関する制度や体制を充実します。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
包括連携会議開催数	2回	2回	2回

(3) 介護のしごと魅力アップの推進

中・高校生や町民を対象に介護の仕事の大切さや魅力等を推進するため、栗山町立北海道介護福祉学校に業務を委託し、学生等による講演や介護体験のイベントを行います。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講演会開催数	1回	1回	1回

(4) 外国人介護人材(特定技能者)の受入れ

安定かつ継続的な介護サービス提供体制を確保するため、外国人介護人材を採用する介護事業者等に対し、受入れに係る費用の一部を助成し、円滑な事業運営を目指します。

(5) 介護人材バンク登録

介護人材実態調査において、訪問介護事業所の介護職員数が少なく、年齢構成も高くなっています。また、要支援者等のサービス内容は生活援助(掃除等)100%になっており、身体的介護は行っていないため、多様な人材の参入が可能であると考えられます。

元気高齢者を始め、若年層・中高年層・子育てを終えた層等に生活援助(掃除等)の支援に参画してもらえよう、短時間等でも就労可能な体制を整備します。

さらに、離職者や現在介護の仕事をしていない資格保有者が再度現場に戻るができるよう、復帰に向けた研修会の開催等を行います。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護人材バンク登録数	協議開始	5人	10人

3 人材確保の定着支援

介護保険サービス提供事業所アンケート(町独自)において、介護職員の「勤務条件の改善・賃金水準の向上・介護技術等の研修・介護職場のイメージアップ等」が高い数値となっています。今後、介護事業所のアンケート内容に添った体制を整備します。

◆主な取組

(1) 介護職のイメージアップ

介護職員の仕事内容や介護の魅力、介護職等の奨学・就業資金について、介護というお仕事(冊子)を作成します。幅広く周知を行い、介護のイメージアップを図ります。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
リーフレット配布	1回	1回	1回



(2) 介護職員の処遇改善

国においては、介護職員の処遇を改善するため、介護職員改善加算等が制度化されています。また、介護保険サービス提供事業所アンケート(町独自)において、①介護職員処遇改善加算、②介護職員特定処遇改善加算、③介護職員ベースアップ加算、①～③全てを算定している事業所はありませんでした。今後、介護職員の処遇改善を図るため、国の最新情報を把握し、取り入れる手法等について周知を行います。

(3) 修学就業資金貸付

介護福祉士を目指す、学生や他の市町村から平取町内の介護事業所に就労する者に対して、貸付することにより、介護人材の確保や定着を目指します。また、介護保険サービス提供事業所アンケート(町独自)においても、貸付制度を「知らない」との回答があったため、制度の周知を図ります。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
まちだよりでのリーフレット配布	1回	1回	1回
各大学及び高校への周知(回数)	1回	1回	1回



4 専門性の向上

介護の仕事は未だに「単純労働」として捉えられることが多いです。しかし実際には、介護はとても複雑で専門性を要する仕事です。その専門性の可視化や言語化、体系化、さらにはそれに基づく処遇の改善等が、介護の仕事の魅力を高め、人材不足解消の一助になると考えられます。

◆主な取組

(1) 介護職員実務者研修の実施

在宅介護実態調査において、介護職員の介護福祉士の資格保有率67.9%となっています。

今後は介護福祉士の資格保有率を上げ、専門性を高め、質の高い介護サービス提供を行うため、介護職員や町民を対象とした養成研修を実施し、介護職員の専門性の向上を図ります。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会開催数	1回	1回	1回

(2) 福祉人材育成支援事業(資格取得助成)

町民が介護に関する知識等を習得するための受講料等を助成することで、介護力の向上、介護に従事する介護職員の資質向上を図り、質の高い介護サービス提供を行います。また、道内の介護支援専門員の合格率が低いことから、介護支援専門員受験対策講座等のPRを行います。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
資格取得助成の利用	2名	2名	2名

第4節 介護保険制度の安定した運営

施策の方針

高齢期では、加齢や疾患により日常生活を送るうえで何らかの介護や支援が必要になる可能性が高まります。「団塊の世代」が75歳を迎える令和7年及び、「団塊のジュニア世代」が65歳を迎える令和22年を見据えた介護サービス基盤の計画的な整備を目指します。

1 介護保険制度の円滑な運営

適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じ、介護保険制度の信頼を高め、町民に介護保険制度の趣旨を正しく理解してもらうため、より一層の周知を図ります。

◆主な取組

(1) 低所得者に対する利用者負担の減免

低所得者の人が安心してサービスを利用できるよう、各種負担減免制度について引続き周知を図ります。

◆低所得者に対するサービス利用の負担減免サービス

特定入所者介護サービス費	高額介護サービス費	高額医療合算介護サービス費
--------------	-----------	---------------

(2) 保険者機能強化交付金・介護保険保険者努力支援交付金の活用

高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するため、交付金の評価指標に基づき、様々な取組を評価し保険者機能を強化して行きます。

(3) 介護保険総合案内パンフレットの発行

介護保険の利用者向けの情報をまとめた冊子を作成し、65歳の年齢到達時に送付することで介護保険制度の普及啓発を行います。

取組の指標	第9期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配布数	59人	62人	55人

(4) 苦情相談体制の充実

利用者が安心して介護サービス等を利用できるよう、各サービス事業所のほか、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの相談窓口等、引続き利用者の身近な場所で苦情相談の対応を行います。

2 介護給付の適正化

介護給付費の適正化を図るため、国保連合会の介護給付費適正化システムにより、抽出される給付実績のデータの確認と分析を行います。また、適正化3事業を着実に実施し、それぞれの趣旨や実施方法等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

◆主な取組

◆適正化3事業

事業項目		取組内容
要介護認定の適正化		遠隔地を除くすべての認定調査を町の調査員が行い、公正公平な認定調査を確保しています。また、更新認定に係る認定調査の内容について、調査後、専門職による書面を通じた点検を行います。
ケアプランの点検	ケアプランの点検	ケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているか、保険者職員が介護支援専門員とともに検証確認を行い、ケアプラン作成の質の向上を促します。
	住宅改修・福祉用具実態調査	①住宅改修については、事前申請における工事見積書、写真等書面による全件点検の他、一定額以上の工事の場合は全件訪問調査を実施します。 ②福祉用具購入費支給申請書の添付書類等書面による全件点検、疑義が生じた場合の事業者等への問い合わせ、確認を実施します。
縦覧点検・医療情報との突合		国民健康保険団体連合会から提供される帳票を確認しつつ、適切かつ公平な介護サービスの確保を図ります。

取組の指標		第9期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の適正化		300件	300件	300件
ケアプランの点検	ケアプランの点検	15件	15件	15件
	住宅改修・福祉用具実態調査	8件	8件	8件
縦覧点検・医療情報との突合(回数)		12回	12回	12回

3 高齢者福祉サービスの安定供給

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしを続けるためには、要介護状態になったとしても、一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じ、必要なサービスを必要な時に利用できることが重要です。

また、住み慣れた地域で生活をおくるため、地域密着型サービスは重要であり、認知症グループホーム(2ユニット)が継続的に運営できるよう支援を行います。

◆主な取組

(1) 地域包括支援センター運営協議会との連携

高齢者福祉サービスの提供基盤整備において、医療と介護の連携・介護人材の確保・高齢者の住まい等を共通課題とし、地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場として一層の連携を図ります。

(2) 地域密着型サービス、介護予防・生活支援サービス事業所の指定等

介護保険サービスが適切に提供できるよう、介護サービス事業者への指定更新や運営指導及び集団指導を実施していきます。

取組の指標		第9期計画		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
指定更新	予防支援事業所(直営)	1件		
	居宅支援事業所(直営)		1件	
	居宅支援事業所(社会福祉協議会)			
	訪問型サービス(社会福祉協議会)		1件	
	通所型サービス(平取福祉会)			
	認知症グループホーム(平取福祉会)			
運営指導	予防支援事業所(直営)	1件		
	居宅支援事業所(直営)		1件	
	居宅支援事業所(社会福祉協議会)			
	訪問型サービス(社会福祉協議会)		1件	
	通所型サービス(平取福祉会)			
	認知症グループホーム(平取福祉会)	1件		

※指定更新:有効期間6年

※運営指導:6年に1回、認知症グループホームは3年に1回

※集団指導については、毎年実施

(3) 特別養護老人ホームの特例入所

介護度が軽度であっても、やむを得ない事情により、在宅での生活が著しく困難であると認められた場合には、平取町指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する運用指針に基づき、行政の適切な関与のもと、特別養護老人ホームへの入所を特例的に認めます。

(4) 日高西部介護支援専門員連絡協議会との連携

高齢者の自立支援・重度化防止のためには、中核を担う介護支援専門員の資質向上が重要となります。そのため、日高西部介護支援専門員連絡協議会と連携し、介護支援専門員を対象とした研修会を実施することで、介護支援専門員の資質向上を図ります。

4 災害・感染症に備えた体制整備・物資供給

近年、全国各地で地震災害や台風等による水害等、様々な自然災害が発生しています。高齢者は健康上のリスクを抱えながら生活している場合も多く、被災を防ぐだけでなく、災害の影響を最小限とする取組が求められます。

また、令和2年には新型コロナウイルス感染症が流行し、高齢者が感染した場合、重症化する可能性が高いことから、様々な活動が自粛されました。

こうした災害や感染症は、いつ発生するか分からないことから行政に加え、それぞれの地域等においても平常時からの備えや対策が重要となります。

◆主な取組

(1) 災害時の要援護者情報システムの活用

まちづくり課防災係と連携し、災害発生時に要援護者等が安全かつ円滑に避難するための支援システムの整備を図ります。平常時は、要援護者等の詳細な情報管理はもちろん、支援者や福祉・医療の情報も管理することで、避難支援計画作成と合わせて有事の際の準備を整えます。災害発生時には、災害情報管理・安否確認等の機能により、安全かつ円滑な避難を支援します。

(2) 災害時における福祉用具物資等の安定供給

災害等が発生した場合に、避難所等において、必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具物資の確認を行い、一般社団法人日本福祉用具供給協会等に福祉用具等物資供給の要請を行います。

(3) こころのケア対策の充実

避難時の行動制限や感染症の流行が継続することで、誰もがこころに疲れがたまりやすくなり、こころの不調に繋がります。関係機関と連携し、高齢者及び介護サービス事業所に対するこころのケアの充実を図ります。

(4) 地域密着型サービス事業者の業務継続計画(BCP)

運営指導の際に、災害・感染症に関する具体的計画(業務継続計画・BCP等)や実際の避難経路、対応の確認を行います。

また、感染症が発生した際には、必要となる衛生資材の確認を行うとともに、防災係と協力して物資の確保、配布を行います。

第7章 介護保険事業の推進

第1節 介護保険サービスの推進に向けて

1 介護サービス基盤整備方針

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）1施設は平成30年度に50床から55床に増床しています。

一方で、認知症対応型共同生活介護（以下、認知症グループホーム）1事業所（2ユニット、18人）においては、令和2年度に介護人材の不足により2ユニット休止となりましたが、令和3年8月より1ユニット（9名）、令和5年9月より、1ユニット（9名）が再開され、現在は平取福祉会が2ユニット（18名）を運営しています。

国においては、中長期的な介護ニーズと社会状況の変化に対応した施設整備について、事項を示しています。しかし、平取町の人口推計の結果、介護認定者数は一定数おり、介護サービス需要はありますが、生産年齢人口の減少による介護人材不足等を勘案すると、新規の施設整備などは難しい状況です。そのため、施設運営を長中期的に維持することが重要となります。

（1）介護保険施設サービスの整備

道と協議・連携しながら体制整備に取り組めます。9期計画では、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は1施設（55床）を継続し、必要利用定員数を下記のとおり定めます。

◆施設サービスの利用定員設定

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	55床	55床	55床
介護老人保健施設	0床	0床	0床
介護医療院	0床	0床	0床

（2）地域密着型サービスの整備

ア 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）

認知症高齢者の増加に伴い、認知症グループホームを必要とする方は、増えるは見込まれていますが、介護人材不足を勘案すると新たな施設整備は難しい状況です。そのため、2ユニットが継続的に運営できるよう、平取福祉会と連携し安定した運営を目指します。

イ 定期巡回・随時対応型訪問介護・看護

要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護・訪問看護を一体的に提供するサービスです。国においては、在宅を支えるための重要なサービスとして位置付けられています。当町ではサテライト型（1事業所）が整備されています。継続的に運営ができるよう、富川グロリアホームと連携し安定した運営を目指します。

ウ 地域密着型サービスの必要利用定員・事業所数の設定

地域密着型サービスに関しては、増加する認知症高齢者のニーズに対応できるよう、計画的に体制整備に取り組み、必要利用定員数を下記のとおり定めます。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	18人	18人	18人
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護(地域密着型特別養護老人ホーム)	0人	0人	0人
地域密着型特定施設入所者生活介護	0人	0人	0人
地域密着型通所介護	0人	0人	0人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	1事業所	1事業所

第2節 介護保険サービスの利用見込み

1 総給付費の見込み

サービス別の見込額、利用者数、回数(日数)は以下のとおりです。

(1) 介護予防サービス見込額

介護予防サービス			第9期			令和22年度 (2040年度)
			令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)		0	0	0	0
	回数(回)		0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)		0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)		531	531	531	531
	回数(回)		8.0	8.0	8.0	8.0
	人数(人)		2	2	2	2
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費(千円)		0	0	0	0
	回数(回)		0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)		0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)		133	133	133	133
	人数(人)		2	2	2	2
介護予防通所 リハビリテーション	給付費(千円)		0	0	0	0
	人数(人)		0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)		316	316	316	316
	日数(日)		8.8	8.8	8.8	8.8
	人数(人)		1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)		0	0	0	0
	日数(日)		0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)		0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)		0	0	0	0
	日数(日)		0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)		0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)		0	0	0	0
	日数(日)		0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)		0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)		3,000	3,132	3,132	2,686
	人数(人)		50	52	52	44
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)		400	400	400	400
	人数(人)		2	2	2	2
介護予防住宅改修	給付費(千円)		600	600	600	600
	人数(人)		2	2	2	2
介護予防特定施設入居者 生活介護	給付費(千円)		712	713	713	713
	人数(人)		1	1	1	1
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所 介護	給付費(千円)		0	0	0	0
	回数(回)		0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)		0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)		0	0	0	0
	人数(人)		0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活 介護	給付費(千円)		0	0	0	0
	人数(人)		0	0	0	0
介護予防支援	給付費(千円)		2,469	2,472	2,530	2,131
	人数(人)		43	43	44	37
合 計	給付費(千円)		8,161	8,297	8,355	7,510

(2) 介護サービス費の見込額

居宅サービス			第9期			令和22年度 (2040年度)
			令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
訪問介護	給付費(千円)		17,132	18,356	18,564	18,622
	回数(回)		427.3	458.5	464.0	461.5
	人数(人)		40	44	45	44
訪問入浴介護	給付費(千円)		0	0	0	0
	回数(回)		0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)		0	0	0	0
訪問看護	給付費(千円)		964	965	965	952
	回数(回)		14.0	14.0	14.0	13.8
	人数(人)		2	2	2	2
訪問リハビリテーション	給付費(千円)		296	297	297	326
	回数(回)		8.0	8.0	8.0	8.8
	人数(人)		2	3	3	3
居宅療養管理指導	給付費(千円)		1,448	1,450	1,450	1,538
	人数(人)		16	16	16	17
通所介護	給付費(千円)		49,524	50,964	51,882	51,272
	回数(回)		517.2	533.4	544.2	532.8
	人数(人)		80	83	85	87
通所リハビリテーション	給付費(千円)		1,160	1,162	1,162	1,162
	回数(回)		12.0	12.0	12.0	12.0
	人数(人)		2	2	2	2
短期入所生活介護	給付費(千円)		15,426	15,446	15,446	16,698
	日数(日)		176.5	176.5	176.5	191.6
	人数(人)		14	14	14	15
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)		103	103	103	118
	日数(日)		0.7	0.7	0.7	0.8
	人数(人)		1	1	1	1
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)		0	0	0	0
	日数(日)		0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)		0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)		287	287	287	287
	日数(日)		3.6	3.6	3.6	3.6
	人数(人)		2	2	2	2
福祉用具貸与	給付費(千円)		10,428	10,428	10,821	11,674
	人数(人)		82	82	85	93
特定福祉用具購入費	給付費(千円)		400	400	400	400
	人数(人)		2	2	2	2
住宅改修費	給付費(千円)		600	600	600	900
	人数(人)		2	2	2	3
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)		14,678	16,477	16,477	14,696
	人数(人)		7	8	8	7

地域密着型サービス			第9期			令和22年度 (2040年度)
			令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	給付費(千円)		2,221	2,224	2,224	2,224
	人数(人)		1	1	1	2
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)		0	0	0	0
	人数(人)		0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)		3,209	3,213	3,213	1,767
	回数(回)		30.0	30.0	30.0	16.5
	人数(人)		2	2	2	2
認知症対応型通所介護	給付費(千円)		0	0	0	0
	回数(回)		0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)		0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)		5,437	5,444	5,444	5,444
	人数(人)		2	2	2	2
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)		55,629	55,699	55,699	55,699
	人数(人)		18	18	18	18
地域密着型特定施設入居者生 活介護	給付費(千円)		0	0	0	0
	人数(人)		0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	給付費(千円)		0	0	0	0
	人数(人)		0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)		0	0	0	0
	人数(人)		0	0	0	0
施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)		211,249	214,820	214,820	206,547
	人数(人)		69	70	70	67
介護老人保健施設	給付費(千円)		38,644	38,693	38,693	35,042
	人数(人)		11	11	11	10
介護医療院	給付費(千円)		0	3,245	3,245	6,491
	人数(人)		0	1	1	2
介護療養型医療施設	給付費(千円)					
	人数(人)					
居宅介護支援	給付費(千円)		18,658	19,575	19,889	19,275
	人数(人)		109	114	116	113
合 計	給付費(千円)		447,493	459,848	461,681	451,134

(3) 総給付費見込額

(単位: 千円)

		第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
合計		455,654	468,145	470,036	458,644
	在宅サービス	134,742	138,498	140,389	139,456
	居住系サービス	71,019	72,889	72,889	71,108
	施設サービス	249,893	256,758	256,758	248,080

2 標準給付費の見込み

総給付費見込額に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を加えた「標準給付費」の見込額は、下表のとおりです。

(単位:千円)

	第9期				令和22年度 (2040年度)
	合計	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
総給付費	1,393,835	455,654	468,145	470,036	458,644
介護予防サービス給付費	24,813	8,161	8,297	8,355	7,510
介護サービス給付費	1,369,022	447,493	459,848	461,681	451,134
特定入所者介護サービス費 等給付額	75,393	24,947	25,258	25,188	22,197
高額介護サービス費等給付額	37,039	12,305	12,442	12,292	9,522
高額医療合算介護サービス費 等給付額	3,000	1,000	1,000	1,000	1,348
算定対象審査支払手数料	1,168	389	389	389	366
標準給付費見込額	1,510,436	494,296	507,234	508,906	492,078

第3節 地域支援事業サービスの利用見込み

1 地域支援事業費の見込量

総合事業では、町が中心となり、地域の実情に応じて住民等多様な主体が参画し、サービスが充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、効果的・効率的な支援を行います。

◆地域支援事業費の見込

(単位:千円)

	第9期				令和22年度 (2040年度)
	合計	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2024年度)	令和8年度 (2024年度)	
地域支援事業費(千円)	163,042	54,244	54,424	54,374	48,259
介護予防・日常生活支援 総合事業費(千円)	72,208	23,966	24,146	24,096	20,296
包括的支援事業及び 任意事業費(千円)	40,884	13,628	13,628	13,628	13,300
包括的支援事業 (社会保障充実分) (千円)	49,950	16,650	16,650	16,650	14,663

第4節 第9期の介護保険料

1 基本的な考え方

65歳以上の介護保険料（第1号被保険者介護保険料）は、保険者ごとに決められ、市町村の被保険者が利用する介護保険サービス費に反映した金額となります。平取町の介護保険料は、介護保険事業計画に基づき、3年ごとに介護サービス費等の事業費の見込み推計に基づいて計算し、町の条例で定めて決定します。

2 第1号被保険者の保険料

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する（標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、国より基準保険料額に対する割合と要件が示されました。

（1）低所得者（第1段階～第3段階）の保険料軽減

国において、低所得者の保険料負担の軽減を図るため、公費（国・道・町）を投入することで、第1段階から第3段階までの保険料を軽減する仕組みが導入されています。国の方針に基づき、第9期も保険料の引き下げを行います。

所得段階	第8期 算定方法	第9期 算定方法
第1段階	基準額 × 0.3（軽減前0.5）	基準額 × 0.285（軽減前0.455）
第2段階	基準額 × 0.5（軽減前0.75）	基準額 × 0.485（軽減前0.685）
第3段階	基準額 × 0.7（軽減前0.75）	基準額 × 0.685（軽減前0.690）

（2）第9段階から13段階への多段階化、標準乗率の引上

国より基準保険料額に対する割合と要件について、第9段階の細分化が示されました。

所得段階	算定方法	所得段階要件
（従来） 第9段階	基準額 × 1.7	本人が町民税課税かつ合計所得金額が320万円以上

※9段階を所得段階に応じて5つに細分化（合計所得金額320万円以上から90万円刻み）

（新設） 第9段階	基準額 × 1.7	本人が町民税課税かつ合計所得金額が <u>320万円以上410万円未満</u> の方
（新設） 第10段階	基準額 × 1.9	本人が町民税課税かつ合計所得金額が <u>410万円以上500万円未満</u> の方
（新設） 第11段階	基準額 × 2.1	本人が町民税課税かつ合計所得金額が <u>500万円以上590万円未満</u> の方
（新設） 第12段階	基準額 × 2.3	本人が町民税課税かつ合計所得金額が <u>590万円以上680万円未満</u> の方
（新設） 第13段階	基準額 × 2.4	本人が町民税課税かつ合計所得金額が <u>680万円以上</u> の方

(3) 基準保険料額に対する割合と要件

9期計画の介護保険料負担段階の設定については、下記のとおり、国の標準段階である13段階に設定することとします。

所得段階	算定方法	所得段階要件
第1段階	基準額 × 0.455	生活保護受給者及び町民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者または、「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下の方
第2段階	基準額 × 0.685	町民税非課税世帯で「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円超120万円以下の方
第3段階	基準額 × 0.690	町民税非課税世帯で「合計所得金額＋課税年金収入額」が120万円超の方
第4段階	基準額 × 0.9	町民税課税世帯で本人は非課税かつ「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下の方
第5段階	基準額 × 1.0	町民税課税世帯で本人は非課税かつ「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円超の方
第6段階	基準額 × 1.2	本人が町民税課税かつ合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	基準額 × 1.3	本人が町民税課税かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
第8段階	基準額 × 1.5	本人が町民税課税かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
(新設) 第9段階	基準額 × 1.7	本人が町民税課税かつ合計所得金額が320万円以上410万円未満の方
(新設) 第10段階	基準額 × 1.9	本人が町民税課税かつ合計所得金額が410万円以上500万円未満の方
(新設) 第11段階	基準額 × 2.1	本人が町民税課税かつ合計所得金額が500万円以上590万円未満の方
(新設) 第12段階	基準額 × 2.3	本人が町民税課税かつ合計所得金額が590万円以上680万円未満の方
(新設) 第13段階	基準額 × 2.4	本人が町民税課税かつ合計所得金額が680万円以上の方

※第1段階から第3段階の基準額に対する負担割合は軽減前の割合(第1段階:0.455 第2段階:0.685 第3段階:0.690)となります。

(4) 第1号被保険者の所得段階別の人数の見込み

当町における第1号被保険者の所得段階別の人数を下表のとおり推計しました。

所得段階	算定方法	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
第1段階	基準額×0.455	350人	345人	342人	
第2段階	基準額×0.685	207人	205人	203人	
第3段階	基準額×0.690	158人	156人	155人	
第4段階	基準額×0.9	128人	127人	126人	
第5段階	基準額×1.0	185人	188人	186人	
第6段階	基準額×1.2	234人	231人	229人	
第7段階	基準額×1.3	204人	201人	199人	
第8段階	基準額×1.5	99人	99人	98人	
第9段階	基準額×1.7	41人	41人	41人	
第10段階	基準額×1.9	20人	20人	19人	
第11段階	基準額×2.1	10人	10人	10人	
第12段階	基準額×2.3	4人	4人	4人	
第13段階	基準額×2.4	20人	20人	19人	
合計		1,660人	1,647人	1,631人	4,938人
所得段階別加入割合補正後被保険者数		1,591人	1,580人	1,563人	4,734人

※所得段階別加入割合補正後被保険者数

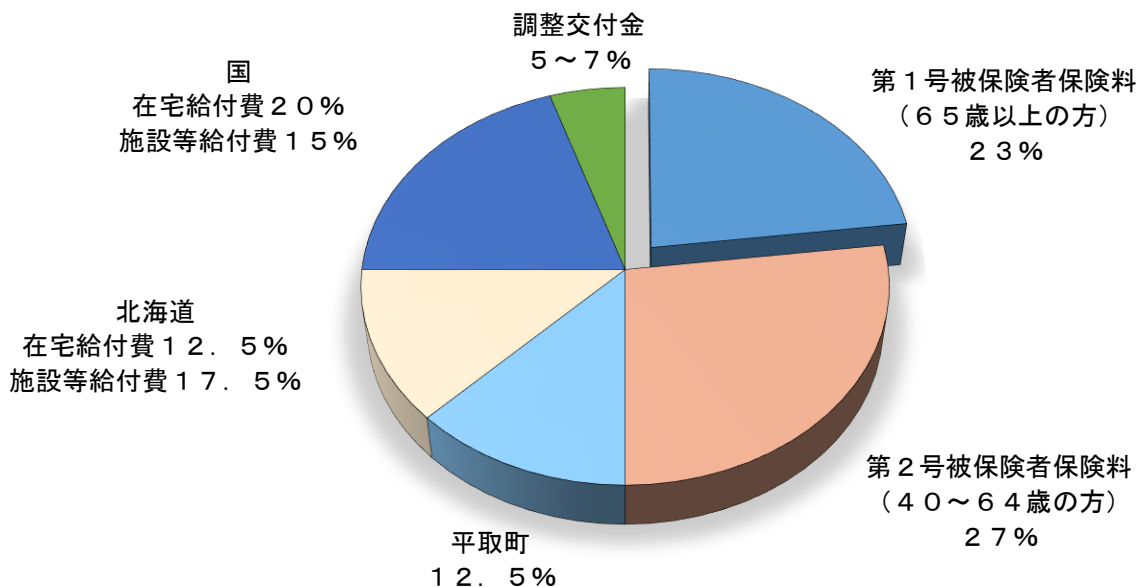
保険料の額は所得段階ごとに異なるため、保険料基準額の算出に当たっては、各所得段階の人数と保険料の負担割合を基に乗じた「被保険者数4,734人」を用います。

3 介護保険料の財源内訳

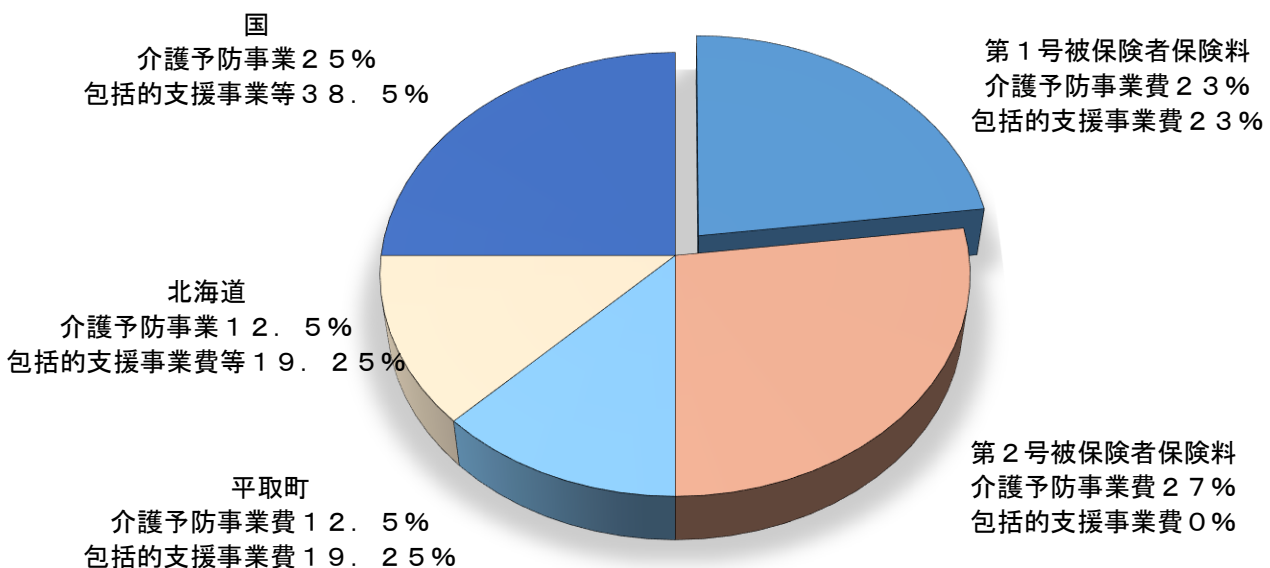
介護給付を行うための財源は、下図のとおり公費（国・道・町）と被保険者の保険料で賄われています。保険給付の費用は原則として2分の1を公費、残る2分の1を第1号被保険者（65歳以上の方）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の方々から徴収する保険料で賄うこととなっています。しかし、包括的支援事業費等については第2号被保険者の負担はなく、その分は公費で補填されます。なお、第1号被保険者の負担割合は変わりません。

第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定します。9期計画期間における負担割合は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています。したがって、9期計画においては、今後3年間の保険料総額の23%を賄うよう、第1号被保険者の保険料水準を定めなければなりません。

介護サービス費 財源構成（第9期見込み）



地域支援事業費財源構成（第9期見込み）



4 財政調整交付金

国により定められた負担割合のうち、国の負担割合を25%としていますが、このうち5%は「財政調整交付金」です。この財政調整交付金とは、市町村ごとの介護保険財政を調整するために「高齢者中の後期高齢者の割合」と「高齢者中の所得状況の格差」を全国ベースで調整して「普通調整交付金」として交付されます。

当町は後期高齢者の割合や低所得者の割合が全国よりも多いため、5%を超えて交付されており、第9期での見込み割合を7.38%としています。

5 第1号被保険者の保険料収納率

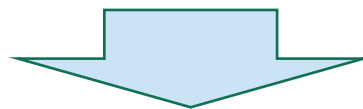
当町における第1号被保険者介護保険料の収納率は令和2年度、令和3年度、ともに99.9%でした。今後においても高齢者が増えていく中で収納率の維持は最重要課題でありますので、99%を堅持する目標を掲げ、第9期の介護保険料の算定においても99%としています。

6 保険料算定の基礎となる金額

保険料算定の基礎となる金額は、「標準給付費見込額＋地域支援事業費見込額」に第1号被保険者の負担割合を乗じた額となります。

なお、第9期の保険料算定の基礎となる金額は、令和6年度～令和8年度の3カ年の合計金額に「23%」を乗じた額となります。

		第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
標準給付費見込額 (千円)	1,510,436	494,296	507,234	508,906	492,078
地域支援事業費見込額 (千円)	163,042	54,244	54,424	54,374	48,259
第1号被保険者負担割合 (%)	23%	23%	23%	23%	26%



		第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和6年度 (2021年度)	令和7年度 (2022年度)	令和8年度 (2023年度)	
保険料算定の基礎となる金額 (千円)	384,900	126,164	129,181	129,554	140,488

7 第1号被保険者介護保険料収納必要額

保険料収納必要額④は、「①保険料算定の基礎となる金額－②財政調整交付金の5%を超えて交付される金額＋③市町村特別給付費等」となります。

(単位:千円)

		第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
①保険料算定基礎額	384,900	126,164	129,181	129,554	140,488
②財政調整交付金差額 (見込額－相当額)	37,398	12,913	12,099	12,386	21,468
相当額 (標準給付費+介護予防・日常生活支援総合事業費) × 5 %	79,132	25,913	26,569	26,650	25,619
見込交付割合	—	7.47%	7.43%	7.27%	9.19%
見込額 (標準給付費+介護予防・日常生活支援総合事業費) × 見込交付割合	116,945	38,714	39,482	38,749	47,087
③市町村特別給付費等	-4,500	-1,500	-1,500	-1,500	-6,400
④保険料収納必要額 (保険料算定基礎額－財政調整交付金差額+市町村特別給付費等)	343,002	111,751	115,582	115,669	112,619

8 第1号被保険者介護保険料額(基金の取り崩しをしない場合)

介護保険料額は、これまでに示してきた試算データに、「保険料収納率」と「所得段階別加入割合補正後被保険者数」を割り返すことにより算出された額が基準額となります。

		第9期			令和22年度 (2040年度)
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
保険料収納必要額(千円)	343,002	111,751	115,582	115,669	112,619
保険料収納率	99%	99%	99%	99%	99%
※所得段階別加入割合補正後被保険者数(人)	4,734	1,591	1,580	1,563	1,385
月額介護保険料(円)	6,092	—	—	—	7,173

上記により算出された額が第9期の介護保険料の基準額(6,092円)となり、第8期の介護保険料の基準額(5,300円)と比べると月額792円(年額で9,504円)と大幅に増額となりますので、介護保険給付準備基金を活用し、第9期の保険料増額の抑制に充てることとします。

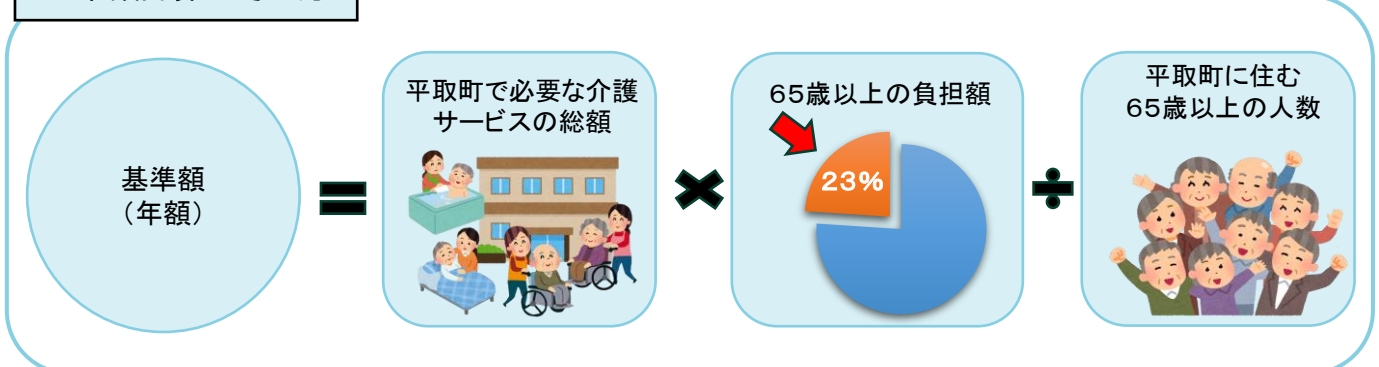
9 介護保険給付費準備基金の活用による第1号被保険者介護保険料基準月額

保険料算定の基礎となる金額は、3年間分の「標準給付費＋地域支援事業費」に第1号被保険者の負担割合である「23%」を乗じた額となります。

さらに、この額から財政調整交付金に係る交付見込み額、町介護保険給付費準備基金の取り崩し額を差し引いた額が、第1号介護保険料として収納を必要とする金額となります。

3年分の標準給付費見込み額		1,510,435,722円
3年分の地域支援事業費見込み額		163,042,000円
合 計		1,673,477,722円
 第1号被保険者負担分(23%)を乗じる		
保険料算定の基礎となる金額 (ア)		384,899,876円
調整交付金	見込み額(7.39%で想定)	116,945,000円
	相当額(標準給付費の5%)	79,132,186円
	差引交付見込み額 (イ)	37,812,814円
市町村特別給付費等 (ウ)		-4,500,000円
北海道介護保険財政安定化基金取り崩し額 (エ)		0円
町介護給付費支払準備基金取り崩し額 (オ)		44,500,000円
 (ア)－(イ)＋(ウ)－(エ)－(オ)		
第9期 保険料収納必要額		298,087,062円
これまで示してきた数値を基に推計すると、第9期(R6～R8)における第1号被保険者(65歳以上)保険料は次のとおりとなります。		
保険料収納必要額 (A)		298,087,062円
予定保険料収納率 (B)		99.0%
※所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)		4,734人
$A \div B \div C \div 12 \text{ヶ月}$		
第9期 第1号被保険者保険料 基準月額(第5段階)		5,300 円

基準額計算の考え方



10 65歳以上の方の保険料

下表の「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、13段階の保険料に分かれます。

所得段階	算定方法	所得段階要件	保険料
第1段階	基準額 × 0.285	- 生活保護受給者 - 老齢福祉年金 ※1受給者で、町民税非課税世帯の方 - 町民税非課税世帯で「合計所得金額※2＋課税年金収入額」が80万円以下の方	18,120円/年 1,510円/月
第2段階	基準額 × 0.485	町民税非課税世帯で「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円超120万円以下の方	30,840円/年 2,570円/月
第3段階	基準額 × 0.685	町民税非課税世帯で「合計所得金額＋課税年金収入額」が120万円超の方	43,560円/年 3,630円/月
第4段階	基準額 × 0.9	町民税課税世帯で本人は非課税かつ「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下の方	57,240円/年 4,770円/月
第5段階 (基準額)	基準額 × 1.0	町民税課税世帯で本人は非課税かつ「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円超の方	63,600円/年 5,300円/月
第6段階	基準額 × 1.2	本人が町民税課税かつ合計所得金額が120万円未満の方	76,320円/年 6,360円/月
第7段階	基準額 × 1.3	本人が町民税課税かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	82,680円/年 6,890円/月
第8段階	基準額 × 1.5	本人が町民税課税かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	95,400円/年 7,950円/月
第9段階	基準額 × 1.7	本人が町民税課税かつ合計所得金額が320万円以上410万円未満の方	108,120円/年 9,010円/月
第10段階	基準額 × 1.9	本人が町民税課税かつ合計所得金額が410万円以上500万円未満の方	120,840円/年 10,070円/月
第11段階	基準額 × 2.1	本人が町民税課税かつ合計所得金額が500万円以上590万円未満の方	133,560円/年 11,130円/月
第12段階	基準額 × 2.3	本人が町民税課税かつ合計所得金額が590万円以上680万円未満の方	146,280円/年 12,190円/月
第13段階	基準額 × 2.4	本人が町民税課税かつ合計所得金額が680万円以上の方	152,640円/年 12,720円/月

※ 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

※ 第1段階から第3段階は軽減措置されています。

11 介護保険料額の推移及び他地域との比較

(1) 全国・全道との比較

	全国平均	全道平均	平取町
第1期保険料額 (H12～H14)	2,911 円	3,111 円	3,500 円
第2期保険料額 (H15～H17)	3,293 円	3,514 円	3,400 円
第3期保険料額 (H18～H20)	4,090 円	3,910 円	3,400 円
第4期保険料額 (H21～H23)	4,160 円	3,984 円	3,000 円
第5期保険料額 (H24～H26)	4,972 円	4,631 円	3,000 円
第6期保険料額 (H27～H29)	5,514 円	5,134 円	3,500 円
第7期保険料額 (H30～R2)	5,869 円	5,617 円	4,800 円
第8期保険料額 (R3～R5)	6,014 円	5,693 円	5,300 円
第9期保険料額想定 (R6～R8)	6,225 円	5,738 円	5,300 円

(2) 日高管内との比較

市町村名	平取町	日高町	日高中部 広域連合	浦河町	様似町	えりも町
第1期 保険料額	3,500円	3,452円	—	3,417円	3,459円	3,000円
第2期 保険料額	3,400円	3,787円	3,475円	3,975円	3,617円	3,334円
第3期 保険料額	3,400円	3,775円	3,650円	4,175円	3,050円	3,417円
第4期 保険料額	3,000円	3,920円	3,650円	4,115円	3,050円	3,300円
第5期 保険料額	3,000円	4,267円	3,650円	4,167円	3,500円	3,984円
第6期 保険料額	3,500円	4,867円	4,200円	4,567円	3,900円	4,317円
第7期 保険料額	4,800円	5,507円	4,900円	5,492円	4,600円	5,514円
第8期 保険料額	5,300円	5,815円	5,815円	6,622円	4,600円	6,800円
第9期 保険料額	5,300円	5,795円	5,500円	6,400円	4,600円	6,000円

第8章 計画の進捗管理体制

第8章 計画の進捗管理体制

第1節 計画推進のための進捗管理

1 関係機関・団体との連携・支援

超高齢社会に対応した施策を推進するためには、当町の関係部署、平取町社会福祉協議会、平取福祉会、平取町国民健康保険病院、民間企業、ボランティア団体等が十分な連携を図るとともに、各々が役割を果たし、目標に向け計画的かつ一体的に施策を推進することが必要不可欠です。

こうした観点から、9期計画の各年度における各施策の進捗状況等の点検を実施します。

(1) 高齢者福祉・介護保険運営委員会

「高齢者福祉・介護保険運営委員会設置要綱」に基づき、9期計画（令和6～8年度）の点検及び進捗状況の確認を行い、次期計画（令和9～11年度）の策定に向けた見直しを行っていきます。

(2) 平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会

「平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会設置要綱」に基づき、平取町役場内の関係課・医療施設関係者・高齢者施設関係者が、専門的な立場からさらなる検討や実現に向けて施策の具現化を図ります。

(3) 平取町地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの適正な運営や公平・中立性の確保などを図るため、設置されています。同協議会においては、引続き地域支援事業等に関する適正な運営についての意見と、今後においては、地域密着型サービスに関し適正な運営を図る観点からも意見を求めます。

(4) 個別地域ケア会議

地域包括ケアシステム構築のため、個別の事例検討による高齢者の自立支援に加えて、高齢者が抱える課題や地域で埋もれている課題の発掘など、他職種によるネットワークの構築がされている地域ケア会議に対して、必要な情報の提供や協力を求め、施策に反映させていきます。

(5) 平取町民生児童委員協議会

住民の高齢化が進行する中、生活状態を必要に応じ適切に把握し、援助を必要とする人が自立した日常生活を営むことができるよう、生活に関する相談内容に応じ、助言・援助を行う立場から、計画の推進についても必要な情報の提供や協力を求めます。

2 町民・サービス事業所との協議による高齢者を支える体制の整備

高齢者の健康・生きがいづくり、介助や見守り、そして高齢者を支える家族介護者への支援等、地域で暮らす高齢者を切れ目なく支える体制を構築するためには、町による保健福祉サービスの充実とともに、高齢者本人をはじめ、家庭・地域社会、サービス事業者、関係機関、団体等がそれぞれの役割を担いつつ、連携して取り組むことが重要です。

町民には、地域社会の一員として、地域での世話焼きさんをはじめ、見守りの担い手や介護支援ボランティアとして活動されることが期待されます。地域においては、自治会や老人クラブ等の既存組織のネットワークを通じた、高齢者への支援活動の展開が望まれます。

今後、行政、町民、サービス事業所がお互いに協力しながら超高齢社会に対応できるよう、それぞれが連携強化を図るとともに、相互に把握する情報の共有を図る必要があります。

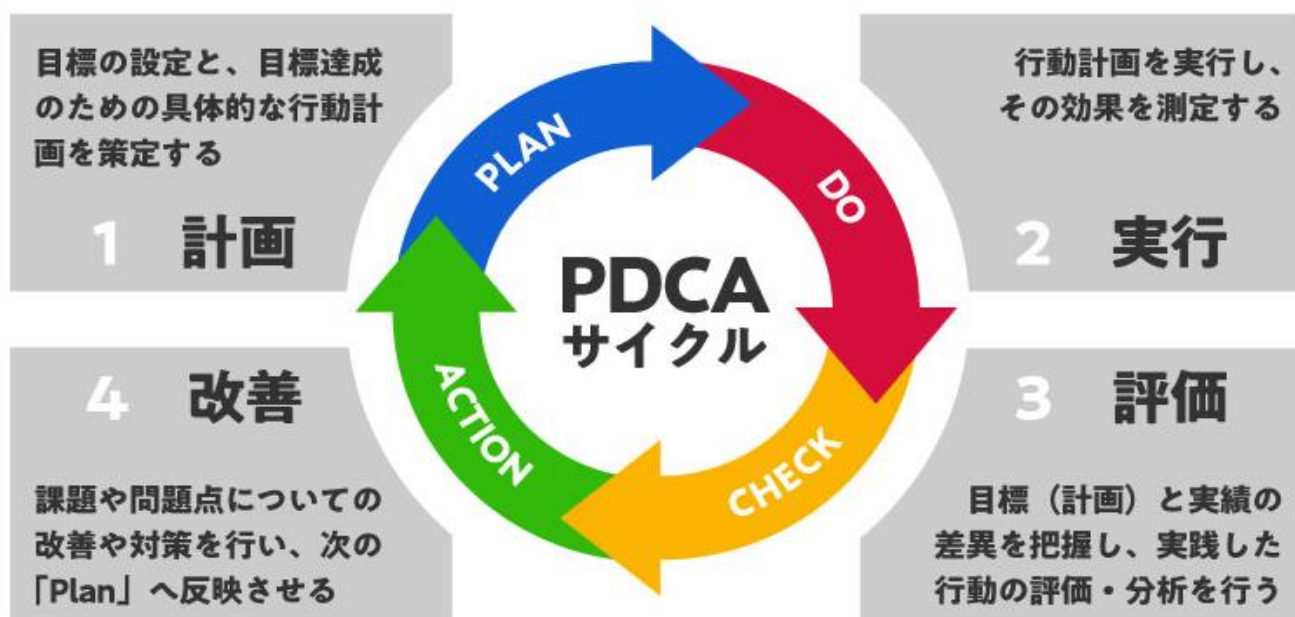
また、介護保険制度に基づく公的サービスだけでなく、非公的サービスの積極的な活用を図りながら、多様なサービスの充実と質の向上を図ります。

3 計画の点検と評価

本計画の目標実現に向けて、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、進捗状況の点検、評価を行います。推進体制として、保健福祉課介護保険係が中心となり、関係各課や関係機関との緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

また、第9期計画の策定にあたっては、介護保険の理念である自立支援・重度化防止に向けた取り組みを推進するため、関係者間で目標を共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・実施・評価・見直しをすること（PDCAサイクル）が重要となっています。

本計画では、各施策の総合的な実施によって4つの基本目標が達成され、基本理念「いつまでも共に支え合う地域づくり」に至るまでの過程について、各指標に基づき、高齢者福祉・介護保険運営委員会において、計画の進捗管理および計画全体の評価を行い、新たな取り組みにつなげていきます。



資料編

資料編

1 高齢者福祉・介護保険運営委員会設置要綱

○高齢者福祉・介護保険運営委員会設置要綱

平成27年4月1日

訓令第5号

(設置)

第1条 平取町における高齢者の保健・福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高齢者福祉・介護保険運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 介護保険事業の運営に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの指定及び運営に関すること。
- (4) その他高齢者福祉施策に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- (1) 保健・福祉関係団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福祉サービスの代表者
- (4) 介護保険被保険者の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第7条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

2 平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協議会設置要綱(平成20年10月9日訓令第28号)は廃止する。

3 平取町介護保険運営委員会設置要綱(平成24年11月1日訓令第14号)は廃止する。

4 平取町地域密着型サービス運営委員会設置要綱(平成24年11月1日訓令第15号)は廃止する。

2 高齢者福祉・介護保険運営委員名簿

氏 名	役 職	所 属
泉澤 敏裕	会長	平取町社会福祉協議会 会長
山嵜 俊紀	副会長	平取福社会 理事長
和田 与志男	委員	平取町民生児童委員協議会 会長
松澤 以久子	委員	平取町議会
水野 武雄	委員	平取町老人クラブ連合会 会長
橘 淳子	委員	JAびらとり女性部 部長
谷 信一	委員	平取町国民健康保険病院 院長
高橋 久美子	委員	介護保険被保険者の立場
根本 幸子	委員	一般公募
遠藤 桂一	町長	平取町
佐藤 和三	副町長	平取町
松島 和寿	保健福祉課長	平取町

3 平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会設置要綱

○平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会設置要綱

平成20年10月9日

訓令第29号

(設置目的)

第1条 老人福祉法第20条の8に基づく平取町高齢者福祉計画及び介護保険法第117条に基づく平取町介護保険事業計画(以下「計画」という。)の作成に必要な基本的事項の検討及び関係部局の連絡協議を行うため、平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 計画の作成及び推進に関する基本的事項
- (2) 計画の見直しに関する事項
- (3) その他計画に関連する事項

(組織)

第3条 委員会は委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は副町長をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。
- 4 委員は、別表に掲げる関係職にある者を充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集する。

- 2 委員長に事故あるときは、保健福祉課長がその職務を代行する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

4 平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員名簿

氏 名	役 職	所 属
佐藤 和三	委員長	副町長
谷山 勝広	委員	平取町社会福祉協議会 事務局長
清川 正久	委員	ケアハウスしずか 施設長
乃村 昌子	委員	平取かつら園 施設長
白戸 達也	委員	平取町国民健康保険病院 事務長
黒田 さつき	委員	平取町国民健康保険病院 看護師長(外来)
藤澤 大介	委員	町民課 主幹福祉係
松島 和寿	委員	保健福祉課 課長
岡本 優子	委員	保健福祉課 主幹保健推進係
川辺 智英	委員	保健福祉課 介護支援係長
久米 智之	委員	保健福祉課 主幹介護保険係
荒木 孝裕	委員	保健福祉課 介護保険係長

5 開催経緯

日 時	内 容
令和5年5月29日	第1回高齢者福祉・介護保険運営委員会 1. 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の評価及び課題整理について 2. 在宅介護実態調査結果について 3. 在宅介護実態調査報告書 4. 介護保険サービス提供事業所アンケート結果(町独自)について
令和5年8月29日	第1回平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会 1. 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の評価及び課題整理について 2. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果について 3. 介護人材実態調査結果について 4. 在宅介護実態調査結果について 5. 介護サービス提供事業所のアンケート調査結果について 6. 第9期計画策定の基本指針の構成及び作成スケジュールについて
令和5年11月9日	第2回高齢者福祉・介護保険運営委員会 1. 第9期計画策定の基本指針の構成及び作成スケジュールについて 2. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果について 3. 第9期計画(素案)について (1) 第9期計画に関する策定趣旨について (2) 第9期計画推進の基本施策(案)について
令和6年1月22日	第2回平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討委員会 1. 第9期計画策定の最終スケジュールについて 2. 第9期計画(原案)について 3. 第9期計画における施策の展開 4. サービスの見込み及び介護保険料について 5. 第9期計画の進捗管理体制について
令和6年2月6日	第3回高齢者福祉・介護保険運営委員会 1. 第9期計画策定の最終スケジュールについて 2. 第9期計画(原案)について 3. 第9期計画における施策の展開 4. サービスの見込み及び介護保険料について 5. 第9期計画の進捗管理体制について



平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発行年月：2024（令和6）年3月

発行：平取町

編集：保健福祉課 介護保険係

〒055-0107

北海道沙流郡平取町本町35番地1

ふれあいセンターびらとり内

電話：（01457）4-6114（直通）

FAX：（01457）4-6870